

農林水産省行政情報システムの運用管理業務
（平成 31 年 3 月～平成 33 年 12 月）
における民間競争入札実施要項（案）

平成 30 年 8 月

農林水産省大臣官房
広報評価課

目次

1 趣旨	1
2 農林水産省行政情報システムの運用管理業務の詳細な内容及びその実施に当たり 確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
3 実施期間に関する事項	6
4 入札参加資格に関する事項	6
5 入札に参加する者の募集に関する事項	7
6 農林水産省行政情報システムの運用管理業務を実施する者を決定するための評価 の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項	8
7 農林水産省行政情報システムの運用管理業務に関する従来の実施状況に関する情 報の開示に関する事項	9
8 農林水産省行政情報システムの運用管理業務の受注者に使用させることができる 国有財産に関する事項	10
9 農林水産省行政情報システムの運用管理業務の受注者が、当省に対して報告すべ き事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な 実施の確保のために契約により受注者が講ずるべき措置に関する事項	10
10 農林水産省行政情報システムの運用管理業務の受注者が本業務を実施するに当 たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により受注 者が負うべき責任に関する事項	14
11 農林水産省行政情報システムの運用管理業務に係る法第7条第8項に規定する 評価に関する事項	14
12 その他業務の実施に関して必要となる事項	14
13 別添一覧	16

1 趣旨

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のために、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、農林水産省（以下「当省」という。）は、「公共サービス改革基本方針」（平成23年7月15日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された農林水産省行政情報システムの運用管理業務について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

2 農林水産省行政情報システムの運用管理業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

（1）農林水産省行政情報システムの運用管理業務の概要

ア 農林水産省行政情報システムの概要

（ア）農林水産省行政情報システムの整備における方針

当省においては、平成25年度に、①地方農政局等の行政情報システムの統合、②情報セキュリティ対策の強化、③災害発生時の対応強化、④農林水産省行政情報システムの利便性向上等に係わるコンサルティング業務を実施し、平成35年度までに実施予定の農林水産省内（以下「省内」という。）のLANシステム完全統合に係る要件及び統合方針並びに長期的スケジュール（以下「長期スケジュール」という。）を策定した。

その後、平成27年度に長期スケジュールに基づいて、第1回目のシステム統合（以下「第1次統合」という。）として、省内約半数のLANシステムについて、それまで本省LANシステムとして運用してきた農林水産省行政情報システムに統合することとし、平成28年1月から運用を開始した。また、平成28年度には、平成30年度に予定している第2回目のシステム統合（以下「第2次統合」という。）以降のシステム整備についての確かつ効率的に実施するため、①第1次統合後に生じた課題等の調査、②第2次統合の対象となる各LANシステムの現状調査、③長期スケジュール策定後の新たな要件（政府共通ネットワークの再編、サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）に基づく情報セキュリティの追加対策、Windows7のサポート終了等）、④「世界最先端IT 国家創造宣言（平成28年5月20日閣議決定）」で定められている国のIT化・業務改革（BPR）の更なる推進に係る事項を踏まえた経費の積算等に関わるコンサルティング業務を実施し、長期スケジュールの見直しを行った。

見直し後の長期スケジュールに基づき、平成30年度（平成31年3月1日）予定の第2次統合、平成31年度（平成32年1月1日）予定の農林水産省行政情報システム（第1次統合分）及び農林水産省統合ネットワーク（以下「統合ネットワーク」という。）の更改（以下「平成31年度更改」という。）の際には、働き方改革をはじめとしたシステムをめぐる諸要請も踏まえた見直しを図ることとし、「農林水産省・働き方改革推進のためのITインフラ整備方針（平成29年8月31日）」（以下「ITインフラ整備方針」

という。)として定めた。

(イ) 農林水産省行政情報システムの利用特性及びシステム構成等

農林水産省行政情報システムは、当省職員であるユーザがクライアント端末により文書処理、表計算、情報共有、外部との情報交換、情報提供等の日常業務に必要な機能を提供しているシステムであり、原則として24時間365日利用される。機能及び想定するシステム構成等については、別添1「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）調達仕様書」に示す。

(ウ) 対象拠点

当省の組織図については、別添2「農林水産省組織図」に示す。ただし、当省の組織再編等により対象拠点が変更となる場合がある。なお、当省の拠点一覧の詳細については資料閲覧にて示すこととする。

イ 対象公共サービスとする運用管理業務の内容

(ア) 農林水産省行政情報システムの運用開始前の平成31年2月28日までに、受注者が行う運用管理業務の準備作業の主な内容は次のとおりである。なお、詳細は別添1「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）調達仕様書」のとおりである。

a 本業務に必要なとなる設備等の準備

不正アクセス監視機器（IPS）、サービスデスク、ヘルプデスクに係る拠点、回線等の準備

b 不正アクセス監視機器（IPS）の設計・構築及びテスト

平成31年2月28日までにIPSの設置、工事、設定及び動作確認等を実施

c 総合テスト

平成30年12月から平成30年12月下旬までの期間、第2次統合事業者、統合ネットワーク事業者及び現行の運用管理事業者が共同で実施する総合テストにおいて、現行運用管理事業者が実施する運用管理業務に関する試験への立会いを実施

d 受入テスト

平成31年1月から平成31年2月28日までの期間、省内担当部署が実施する受入テストに立会うとともに第2次統合事業者及び統合ネットワーク事業者の指示の下、省内ネットワークの設定変更作業を実施

e 仮運用

平成31年1月から平成31年2月28日までの期間、仮運用としてサービスを提供

f 第2次統合に係る引継ぎ

平成31年2月28日までに、第2次統合事業者及び現行運用管理事業者からの運用管理業務の引継ぎを実施

(イ) 農林水産省行政情報システムの運用を開始する平成31年3月1日から、受注者が行う運用管理業務の主な内容は次のとおりである。

なお、平成31年3月1日から平成31年3月31日までの間は、農林水産省本省（以下「本省」という。）及び第1次統合対象拠点に係る業務については現行の運用管理事業者が行うこと（以下「a(e) 監視業務」を除く。）とし、受注者による農林水産省行

政情報システムの一元的な運用の開始は平成31年4月1日からとする。詳細は別添1「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）調達仕様書」のとおりである。また、想定される主な業務フローについて、別添3「業務フロー及び業務区分」に示す。

a 農林水産省行政情報システムに係る運用管理業務

(a) 運用管理業務のプロジェクト管理業務

品質管理（SLA管理）、コスト管理、要員管理、課題管理、リスク管理、変更管理、ベンダ管理等のプロジェクト管理業務及び運用管理業務のPDCA管理を行う。

(b) サービスデスク業務

農林水産省行政情報システム機器の運用、本省内職員への駆付けサポート対応、本省に設置された農林水産省本省基幹ネットワーク（以下「本省基幹ネットワーク」という。）の運用、統合ネットワーク事業者からの障害報告への対処等を行う。

(c) ヘルプデスク業務

農林水産省行政情報システムのユーザからの各種問合せ窓口として対応（受付、回答・対応の実施、各種申請の受付・処理）を行う。また、FAQ及び職員向け利用手順書を整備し、ユーザ業務の円滑な実施に向け迅速かつ的確に対応する。

(d) 情報セキュリティ管理業務

アカウント管理、セキュリティパッチ適用、不正プログラム対策、情報セキュリティ機器の設定作業等を行う。

(e) 監視業務

農林水産省行政情報システム監視対象サーバ群及び本省基幹ネットワーク機器の死活監視、性能監視、ポート監視等を行う。

(f) 保守業務

本省基幹ネットワーク機器に係る予防保守、設定変更及び障害対応を行う。

(g) 構成管理業務

農林水産省行政情報システムサーバ、クライアント端末、本省基幹ネットワーク及び統合ネットワークを対象としたハードウェア、ソフトウェア、設計書、農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークに係るSLAの関連ドキュメント、運用マニュアル、パッチ適用状況、ライフサイクル管理等のサービス資産管理及び構成管理を行う。

(h) 性能管理業務

農林水産省行政情報システムサーバのCPU使用率、メモリ使用率、ハードディスク使用率、バックアップ所要時間等の性能管理及びキャパシティ（容量）管理を行う。また、主要なネットワーク機器の性能管理を行う。

(i) サービスレベル管理業務

運用管理業務のSLA（案）の作成及び見直し並びにサービスレベル達成状況の管理を行う。

(j) データバックアップ管理業務

農林水産省行政情報システムのデータバックアップの実施及びバックアップしたデータの管理を行う。

(k) 障害対応業務

農林水産省行政情報システム、本省基幹ネットワーク、クライアント端末等に障害が発生した場合の切り分け、障害復旧等を行う。

(l) サイバー攻撃対策業務

不正アクセスの監視、ファイアウォール、標的型攻撃検知、隔離機器による監視を行うとともに、情報セキュリティインシデント発生時の解析、対応等を行う。

(m) 脆弱性対策業務

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターからの脆弱性情報の連絡、ソフトウェア製品の脆弱性の公表、情報セキュリティインシデントの発生及び情報セキュリティ監査結果に伴う脆弱性対策の検討及び対策を行う。

(n) BCP対応業務

農林水産省業務継続計画を踏まえ、本省の被災時や行政情報システムデータセンタの被災時における早期復旧のための対応を行う。

(o) 職員教育支援業務

ユーザ向けの操作方法について、年2回程度の集合研修を本省庁舎内で行う。また、リモートアクセスの利用に係るクライアント端末の設定や操作方法について、年3回程度の集合研修及び年50件程度のユーザと対面での個別対応を行う。

(p) 報告業務

業務実施結果を取りまとめ、担当部署へ日次、月次及び年次で報告を行う。

b 平成31年度更改に係る準備作業

(a) 運用設計支援業務

農林水産省行政情報システムの平成31年度更改に係る設計・構築時において、平成31年度更改に係る設計・構築事業者が実施する運用設計を支援するとともに、運用管理業務フロー、ユーザ用操作手順書、業務マニュアル等の作成を支援する。

(b) 総合テスト、受入テスト及び仮運用

総合テストの実施、受入テストへの立会い、仮運用時の運用管理業務の実施等を行う。

(c) 平成31年度更改に係る引継ぎ

平成31年度更改後の農林水産省行政情報システムの運用開始にあたり、平成31年度更改に係る設計・構築事業者及び統合ネットワーク事業者からの引継ぎを行う。

ウ 請負業務の引継ぎ

(ア) 現行受注者からの引継ぎ

受注者は、本業務を適正かつ円滑に遂行できるよう現行受注者から本業務の開始日

までに必要な事務引継ぎを受けなければならない。

また、当省は、当該事務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行受注者及び受注者に対して必要な協力を行うものとする。

なお、事務引継ぎに必要なとなる経費は、現行受注者及び受注者双方の応分の負担とする。

(イ) 契約期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

本業務の契約期間満了の際、業者変更が生じた場合は、受注者は次回の受注者に対し、引継ぎ内容について当省の確認を受けた上で、次回の業務の開始日までに必要な事務引継ぎを行わなければならない。

なお、その際の事務引継ぎに必要なとなる受注者に発生した経費は、受注者の負担とする。

(2) 確保されるべき対象業務の質

ア 業務内容

2 (1) イの運用管理業務の内容に示す運用管理業務を適切に実施すること。

イ 農林水産省行政情報システムの主要サービスの稼働率

計画的な停止時間を除き、農林水産省行政情報システムの主要サービスである「メールサービス」、「インターネット接続サービス」及び「ファイル共有サービス」の稼働率は99.9%以上を保証すること。

なお、稼働率は各サービス毎に以下の計算式で計算する。

稼働率(%) = { 1 - (1 か月の部分停止時間注1 ÷ 1 か月の稼働予定時間注2) } × 100

注1：1 か月の部分停止時間 = 停止時間 × (停止の影響を受けたユーザ数 ÷ 全ユーザ数)

2：1 か月の稼働予定時間 = (24時間 × 1 か月の日数) - 計画停電等による停止時間

ウ サービスデスク及びヘルプデスク利用満足度調査結果

運用開始後、サービスデスク及びヘルプデスクのユーザに対して、次の項目の満足度について年に1回の割合でアンケートを実施し、その結果の基準スコア(75点)を維持すること。

- ・問合せから回答までに要した時間
- ・回答及び手順に関する説明の分かりやすさ
- ・回答及び手順の正確性
- ・サービスデスク及びヘルプデスクの応対(言葉遣い、親切さ、丁寧さ等)

各質問とも、「満足」(配点100点)、「ほぼ満足」(同80点)、「普通」(同60点)、「やや不満」(同40点)、「不満」(同0点)で採点し、各ユーザの4項目への回答の平均スコア(100点満点)を算出する。

なお、アンケートの様式については、別添4「サービスデスク及びヘルプデスク利用満足度調査結果」に示す。

エ 情報セキュリティ上の重大障害件数

個人情報、施設等に関する情報、その他の契約履行に際し知り得た情報漏えいの件数

は0件であること。

(3) 契約金の支払い

当省は、契約の履行に関し、調達仕様書に定めた内容に基づく監督・検査を実施し、本業務が適正に実施されていることを確認した上で、毎月、契約金額を運用管理期間の全月数で除した額（以下「月額代金」という。）を適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者に支払うこととする。

確認の結果、確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合又は達成できないおそれがある場合、当省は受注者に対して本業務の改善を行うよう指示することができる。受注者は、当該指示を受けて業務の改善方法を検討し、業務改善報告書を速やかに当省に提出するものとする。提出された業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質を達成することが可能なものであると認められるまで、当省は月額代金を支払わないこととする。

なお、月額代金は平成31年3月1日以降に支払われるものであり、平成31年2月28日以前に受注者が行う引継ぎや準備行為等において、発生した費用は月額代金に含めるものとする。

また、平成31年10月1日から平成31年12月31日までの平成31年度更改に係る準備作業期間に受注者が行う引継ぎや準備行為等においても、発生した費用は月額代金に含めるものとする。

3 実施期間に関する事項

農林水産省行政情報システムの運用管理業務の実施期間は、稼働を開始する平成31年3月1日から平成33年12月31日までとする。なお、契約期間については、契約締結日から平成31年2月28日までの引継ぎや準備行為等の期間を含めた期間とする。

4 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、一の事業者で参加する場合又は共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）の代表者は「A」又は「B」の等級に格付けされ、共同事業体の構成員は競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書、提案書等の提出書類の提出期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登録された者であること。
- (5) 農林水産省本省の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 法人税及び消費税並びに地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

- (8) 平成29年度に農林水産省行政情報システム及び農林水産省統合ネットワークに係る調達支援業務を受注した事業者及びこの事業者と緊密な利害関係を有する事業者（同調達仕様書作成に関わる業務について業務委託契約を締結した事業者等）でないこと。また、当該入札制限を受ける事業者の親会社、子会社及び同一の親会社をもつ事業者でないこと。
- (9) 平成30年度の農林水産省行政情報システム（第2次統合分）の構築に係る工程管理支援業務を受注した事業者及びこの事業者と緊密な利害関係を有する事業者（同工程管理支援業務に関わる業務について業務委託契約を締結した事業者等）でないこと。また、当該入札制限を受ける事業者の親会社、子会社及び同一の親会社をもつ事業者でないこと。
- (10) 本調達仕様書の最終的な作成に直接関与した当省CIO補佐官が、その現に属する事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者でないこと。
- (11) ISMS適合性評価制度に基づくISMS認証、ISO/IEC27001認証、JISQ27001認証若しくはプライバシーマーク付与認定のいずれかの取得、又は同等の情報セキュリティマネジメントシステムを確立していること。
- (12) ISO/IEC9001認証、JISQ9001認証若しくはISO/IEC20000認証のいずれかの認証を受けていること、又は同等の品質マネジメントシステム若しくはITサービスマネジメントシステムを確立していること。
- (13) 単独で本業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体として参加することができる。共同事業体として参加する場合、入札書、提案書等の提出書類の提出時までには共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。
- また、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体の結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を提出するとともに、協定書の作成に当たっては、業務分担及びその考え方並びに実施体制についても、明確に記載すること。
- なお、共同事業体の代表者は上記（1）から（12）までの全てを満たす必要がある。共同事業体のその他の構成員は、上記（4）の代表者に係る記述以外の要件、（1）から（3）まで及び（5）から（12）までの要件を全て満たす必要があり、また、他の共同体の構成員となり又は単独で参加することはできない。

5 入札に参加する者の募集に関する事項

（1）スケジュール

ア 入札公告（官報掲載）	平成30年8月中旬
イ 入札説明会	8月下旬
ウ 質問受付期限	9月下旬
エ 資料閲覧期限	9月下旬
オ 入札書（提案書）提出期限	10月上旬
カ 入札参加者によるプレゼンテーション	10月上旬
キ 提案書の審査	10月中旬
ク 開札及び落札予定者の決定	10月中旬
ケ 契約締結	11月上旬

(2) 入札書類

入札参加者は、入札書、提案書等を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

なお、入札に当たっては、入札説明書の入札者の義務を承諾の上、参加すること。

6 農林水産省行政情報システムの運用管理業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項

本業務を実施する者の決定に関する事項は次のとおりである。

なお、詳細は別添5「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）に係る提案書作成要領及び総合評価基準書」のとおりである。

(1) 評価方法

本業務を実施する者の決定は、総合評価落札方式（加点方式）とする。

なお、総合評価は、価格点（入札価格の得点）に技術点（提案内容を評価した得点）を加えて得た値（以下「総合評価点」という。）をもって行い、価格点と技術点の比率は1：1とする。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点（満点1184点）} + \text{技術点（満点1184点）}$$

(2) 決定方法

別添6「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）に係る技術評価項目一覧」において必須と定められた要件を全て満たしている場合に「合格」とし、1つでも満たしていない場合は「不合格」とする。

(3) 総合評価点

ア 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{価格点} = (1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格})) \times \text{価格点満点（1184点）}$$

イ 技術点は、基礎点（必須項目を満たしていることに対する得点）と加点（加点項目に対する得点）を合計して得た値とする。

$$\text{技術点} = \text{基礎点（15点）} + \text{加点（項目ごとの各評価委員の配点平均の合計点）}$$

(4) 落札予定者の決定方法

ア 入札価格が予算決算及び会計令第79条及び第80条の規定に基づいて作成及び決定された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、総合評価落札方式によって得られた総合評価点の最も高い者を落札予定者とする。ただし、予算決算及び会計令第84条の規定に該当する場合は、予算決算及び会計令第85条の基準（予定価格に10分の6を乗じて得た額）を適用するので、基準を下回る金額による入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札者は当省の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

イ 調査の結果、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第1項ただし書の規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札予定者としてすることがある。

(会計法第29条の6第1項ただし書き抜粋)

相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき

ウ 落札予定者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札予定者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札予定者を決定するものとする。

エ 落札予定者が決定したときは、遅滞なく、落札予定者の氏名及び名称、落札金額及び落札予定者の決定理由、履行証明書の概要について公表するものとする。

(5) 落札決定の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、落札予定者の決定を取り消す。ただし、契約担当官等が、正当な理由があると認めた時はこの限りではない。

ア 落札予定者が、契約担当官等から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合

イ 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳書を記載させる場合がある。内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなすため、内訳金額の補正を求められた入札者は、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

(6) 落札予定者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札者がなかった場合又は再度の入札を行っても、なお、落札予定者が決定しなかった場合、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札予定者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施するなどとし、その理由を官民競争入札等監理委員会に報告するとともに公表するものとする。

7 農林水産省行政情報システムの運用管理業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別添7「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

ア 従来の実施に要した経費

イ 従来の実施に要した人員

ウ 従来の実施に要した施設及び設備

エ 従来の実施における目標の達成の程度

オ 従来の実施方法等

(2) 資料閲覧

入札を検討するに当たり、民間事業者が見積作業及び提案書作成のために必要な資料を

閲覧する目的で、従来の業務に係る報告書等の成果物、平成31年3月から運用開始する農林水産省行政情報システム、統合ネットワークの設計書等（機密性の高い情報を除く。）の資料の閲覧を希望する場合には、入札公告期間中に限り、所定の手続きを経て、本省内で閲覧することを可能とする。

8 農林水産省行政情報システムの運用管理業務の受注者に使用させることができる国有財産に関する事項

（１）国有財産の使用

受注者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用するができる。

ア 本省において業務に必要な電気設備

イ その他、当省と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

（２）使用制限

ア 受注者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用又は利用してはならない。

イ 受注者は、あらかじめ当省と協議した上で、当省の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に本業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。

ウ 受注者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。

エ 受注者は、既存の建築物及び工作物等に汚損、損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、受注者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9 農林水産省行政情報システムの運用管理業務の受注者が、当省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により受注者が講ずるべき措置に関する事項

（１）受注者が当省に報告すべき事項、農林水産省の指示により講ずるべき措置

ア 報告等

（ア）受注者は、別添１「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）調達仕様書」に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を当省に提出しなければならない。

（イ）受注者は、請負業務を実施において重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当省に報告するものとし、当省と受注者が協議するものとする。

（ウ）受注者は、契約期間中において、上記（イ）以外であっても、必要に応じて当省から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ 調査

（ア）当省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、受注者に対し必要な報告を求め又は当省の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況又は記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

(イ) 当省の職員が立入検査等を行う場合には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

当省は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、受注者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

ア 受注者は、本業務の実施に際して知り得た当省の情報を、第三者に漏らし、盗用し又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし又は盗用した場合は、法第54条により罰則の適用がある。

イ 受注者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、受注者からの文書による申出を当省が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ 受注者は、当省から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 受注者は、当省の情報セキュリティに関する規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥受注者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、これらを記載した書面を当省へ提出しなければならない。

オ 別添1「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）調達仕様書」XII 2（2）情報セキュリティの確保及び（3）個人情報の取扱いを遵守しなければならない。

カ アからオまでのほか、当省は、受注者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき受注者が講ずるべき措置

ア 請負業務の開始

受注者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

受注者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当省の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 権利義務の帰属等

(ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受注者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(イ) 受注者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当省の承認

を受けなければならない。

エ 瑕疵担保責任

- (ア) 当省は、成果物の引渡し後に発見された瑕疵について、引渡し後1年間は、受注者に補修を請求できるものとし、補修に必要な費用は、全て受注者の負担とする。
- (イ) 成果物の瑕疵が受注者の責に帰すべき事由によるものである場合は、当省は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

オ 再委託

- (ア) 受注者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して又は主たる業務を再委託してはならない。
- (イ) 受注者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託先の商号又は名称、住所、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。
- (ウ) 受注者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、当省の承認を受けなければならない。
- (エ) 受注者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、受注者が当省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき受注者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。
- (オ) (イ)から(エ)までに基づき、受注者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て受注者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、受注者の責に帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

カ 契約内容の変更

当省及び受注者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

キ 機器更新等における民間事業者への措置

当省は、次のいずれかに該当するときは、受注者にその旨を通知するとともに、受注者と協議の上、契約を変更することができる。

- (ア) ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に伴い運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき
- (イ) セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき
- (ウ) 当省の組織変更や人員増減に伴うシステム利用者数の変動等により業務量に変動が生じるとき

ク 契約の解除

当省は、受注者が次のいずれかに該当するときは、受注者に対し請負費の支払いを停止又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、受注者は当省に対して、

契約金額の総価の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当省の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、受注者は、当省との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任をもって当該処理を行わなければならない。

(ア) 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号に該当するとき。

(イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

(ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

(エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。

(オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

ケ 談合等不正行為

受注者は、談合等の不正行為に関して、当省が定める談合等の不正行為に関する特約条項に従うものとする。

コ 損害賠償

受注者は、受注者の故意又は過失により当省に損害を与えたときは、当省に対し、その損害について賠償する責任を負う。

サ 不可抗力免責、危険負担

当省及び受注者の責めに帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失又は毀損し、その結果、当省が物件を使用することができなくなったときは、受注者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

シ 金品等の授受の禁止

受注者は、本業務の実施において金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

ス 宣伝行為の禁止

受注者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

セ 法令の遵守

受注者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

ソ 安全衛生

受注者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する法務管理については、責任を定め、関係法令に従って行わなければならない。

タ 記録及び帳簿類の保管

受注者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

チ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当省と受注者との間で協議し

て解決する。

1 0 農林水産省行政情報システムの運用管理業務の受注者が本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により受注者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、受注者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当省は受注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当省の責に帰すべき理由が存する場合は、当省が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 受注者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当省の責に帰すべき理由が存するときは、受注者は当省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

1 1 農林水産省行政情報システムの運用管理業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

当省は、本業務の実施状況について、総務大臣が行う評価の時期（平成32年3月を予定）を踏まえ、本業務開始後、毎年1月に状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

上記2（2）確保されるべき対象業務の質に記載した各項目について、日次報告及び月例報告会資料により調査を行う。

(3) 意見聴取

当省は、必要に応じ、受注者から意見の聴取を行うことができるものとする。

(4) 実施状況の分析

当省は、必要に応じ、従来の実施状況や同時期に国等で行っている類似業務の実施状況とともに分析する。

(5) 実施状況等の提出

当省は、平成32年3月を目途として、本業務の実施状況を総務大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出する。なお、調査報告を総務大臣及び官民競争入札等監理委員会に提出するに当たり、当省CIO補佐官の意見を聴くものとする。

1 2 その他業務の実施に関して必要となる事項

(1) 農林水産省行政情報システムの運用管理業務に関する実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

当省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(2) 当省の監督体制

本契約に係る監督は、当省の支出負担行為担当官が自ら又は補助者を命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(3) 受注者の責務

ア 受注者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 受注者は、法第54条の規定に該当する場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

ウ 受注者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

エ 受注者は、会計検査院法（昭和22年法律第73条）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当省に通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(4) 著作権

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

ア 受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、当省に無償で譲渡する。

イ 発注者である当省は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために当該成果物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ウ 受注者は、当省の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使できないものとする。

エ 第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）を使用して成果物を作成する場合は、当省が特に使用を指示した場合を除いて、受注者が必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者はその手続きの内容について事前に当省の承認を得ることとし、当省は既存著作物についてその許諾要件の範囲内で使用するものとする。

なお、業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、その原因が専ら当省の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、当省は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

オ 使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

(5) 農林水産省行政情報システムの運用管理業務の調達仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、別添1「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）調達仕様書」に示すとおりである。

1 3 別添一覧

- 別添 1 農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年 3 月～平成33年12月）
調達仕様書
- 別添 2 農林水産省組織図
- 別添 3 業務フロー及び業務区分
- 別添 4 サービスデスク及びヘルプデスク利用満足度調査結果
- 別添 5 農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年 3 月～平成33年12月）
に係る提案書作成要領及び総合評価基準書
- 別添 6 農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年 3 月～平成33年12月）
に係る技術評価項目一覧
- 別添 7 従来の実施状況に関する情報の開示

農林水産省行政情報システムの運用管理業務
(平成 31 年 3 月～平成 33 年 12 月)
調達仕様書 (案)

平成 30 年 8 月

農林水産省大臣官房
広報評価課

目次

I	調達件名	1
II	調達の背景	1
III	目的及び期待する効果	1
IV	業務・情報システムの概要	2
1	1 現行の行政情報システムの概要	2
	(1) 行政情報システムの概要	2
	(2) 統合ネットワークの概要	3
	(3) 農林水産省行政情報システム運用管理業務の概要	3
	(4) 現行の行政情報システム関連事業者	5
2	2 第2次統合後の農林水産省行政情報システムの概要	5
	(1) 農林水産省行政情報システムの概要	5
	(2) 農林水産省行政情報システムの運用管理業務の概要	6
3	3 平成31年度更改後の農林水産省行政情報システムの概要	6
	(1) 農林水産省行政情報システムの概要	6
	(2) 農林水産省行政情報システムの運用管理業務の概要	6
V	契約期間	7
1	1 契約期間	7
2	2 引継ぎ及び本業務準備期間	7
3	3 運用管理業務実施期間	7
4	4 契約期間に係る詳細指示	7
	(1) サービスデスク、ヘルプデスク業務に係る回線提供期間	7
	(2) 不正アクセス監視機器（IPS）に係る借受期間	7
	(3) 平成31年度更改に係る準備作業期間	7
VI	作業スケジュール	7
VII	調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期	8
1	1 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期	8
2	2 調達範囲	9
	(1) 作業範囲	9
	(2) 作業の前提	9
VIII	作業の実施内容に関する事項	10
1	1 本業務準備作業	10
	(1) 業務実施計画書の作成	10
	(2) 中長期運用・保守作業計画の確定支援	10
	(3) 不正アクセス監視機器（IPS）に係る設計	10
	(4) 不正アクセス監視機器（IPS）に係る構築、単体テスト、結合テスト	11
	(5) 総合テスト、受入テスト及び仮運用	12
	(6) 第2次統合に係る引継ぎ	13
2	2 農林水産省行政情報システムに係る運用管理業務	14

3	平成 31 年度更改に係る準備作業	14
(1)	運用設計支援業務	14
(2)	平成 31 年度更改に係る総合テスト、受入テスト及び仮運用	16
(3)	引継ぎ	17
4	次期運用管理事業者への引継ぎ	17
5	契約期間終了後の措置	17
(1)	撤去・搬出作業	17
(2)	データ引継ぎ業務	18
(3)	データ消去作業	18
IX	成果物の範囲、納品期日等	18
1	成果物	18
2	納品方法	19
3	納品場所	19
X	満たすべき要件	19
XI	作業の実施体制・方法	19
1	作業実施体制	19
(1)	本業務全般に係る実施体制	20
(2)	サービスデスクに係る実施体制	20
(3)	ヘルプデスクに係る実施体制	21
2	作業員に求める資格等	21
(1)	サービスマネージャ	21
(2)	設計・構築管理者	21
(3)	設計・構築担当者	21
(4)	運用管理業務管理者	22
(5)	運用管理業務要員及びユーザサポート要員	22
(6)	情報セキュリティ支援要員	22
(7)	ヘルプデスク管理者	23
(8)	ヘルプデスク要員	23
(9)	運用設計支援管理者	23
(10)	運用設計支援担当者	23
3	作業場所	24
(1)	単体テスト及び結合テストの作業場所	24
(2)	総合テストの作業場所	24
(3)	受入テスト、移行、引継ぎに係る作業場所	24
(4)	仮運用、本番運用に係る作業場所	24
(5)	各種会議の実施場所	26
4	作業の管理	26
(1)	本業務準備作業及び平成 31 年度更改に係る準備作業に係る管理	26
(2)	運用管理業務に係る管理	29
5	会議体	31
XII	作業実施にあたっての遵守事項	33

1	機密保持、資料の取扱い	33
2	遵守する法令等	34
(1)	法令等の遵守	34
(2)	情報セキュリティの確保	34
(3)	個人情報の取扱い	34
(4)	その他文書、標準への準拠	35
(5)	監査の受け入れ	35
XIII	成果物の取扱	35
1	瑕疵担保責任	35
2	検収	35
XIV	再委託	35
1	再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	35
XV	その他	36
1	前提条件	36
2	時間外費用	37
XVI	附属文書	37
1	別紙及び資料	37
2	事業者が閲覧できる資料の例	38
3	閲覧要領	38
4	その他事業者の提案に資する資料	38
5	契約締結後に開示する資料の例	39

I 調達件名

農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）

II 調達の背景

農林水産省（以下「当省」という。）においては、平成18年3月に「農林水産省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」を策定し、農林水産省行政情報システム、農林水産省統合ネットワーク（以下「統合ネットワーク」という。）等の最適化を実施してきている。この間、組織体制や政策環境が変化するとともに、①仮想化技術・クラウド等の情報システムやその管理・運用に関する技術、②BCP（事業継続計画）対応のための技術、③認証等の情報セキュリティに関する技術、④モバイル通信・IPv6等情報通信分野の技術等が大きく変化してきたことから、平成25年度に、①地方農政局等の行政情報システムの統合、②情報セキュリティ対策の強化、③災害発生時の対応強化、④農林水産省行政情報システムの利便性向上等に係わるコンサルティング業務を実施し、平成35年度までに実施予定の農林水産省内（以下「省内」という。）のLANシステム完全統合に係る要件及び統合方針並びに長期的スケジュール（以下「長期スケジュール」という。）を策定した。

その後、平成27年度に長期スケジュールに基づいて、第1回目のシステム統合（以下「第1次統合」という。）として、省内約半数のLANシステムについて、それまで本省LANシステムとして運用してきた農林水産省行政情報システムに統合することとし、平成28年1月から運用を開始した。

また、平成28年度には、平成30年度に予定している第2回目のシステム統合（以下「第2次統合」という。）以降のシステム整備についての確かつ効率的に実施するため、①第1次統合後に生じた課題等の調査、②第2次統合の対象となる各LANシステムの現状調査、③長期スケジュール策定後の新たな要件（政府共通ネットワークの再編、サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）に基づく情報セキュリティの追加対策、Windows7のサポート終了等）、④「世界最先端IT国家創造宣言（平成28年5月20日閣議決定）」で定められている国のIT化・業務改革（BPR）の更なる推進に係る事項を踏まえた経費の積算等に関わるコンサルティング業務を実施し、長期スケジュールの見直しを行った。

見直し後の長期スケジュールに基づき、平成30年度（平成31年3月1日）予定の第2次統合、平成31年度（平成32年1月1日）予定の農林水産省行政情報システム（第1次統合分）及び統合ネットワークの更改（以下「平成31年度更改」という。）の際には、働き方改革をはじめとしたシステムをめぐる諸要請も踏まえた見直しを図ることとし、「農林水産省・働き方改革推進のためのITインフラ整備方針（平成29年8月31日）」（以下「ITインフラ整備方針」という。）として定めた。

III 目的及び期待する効果

本調達は、平成27年度の第1次統合及び平成30年度に予定している第2次統合によって、全省的な統合を実現した後の農林水産省行政情報システムを対象に、一体的な運用を行うことを目的とする。

本調達によって求める主要な効果は均一的な運用サービスの提供及び運用管理業務の効率化である。現状、各地方農政局等では拠点毎に個別に運用管理業務が行われているが、本調達によって一体的な運用を行うことで、統合済みの拠点のみに提供している利用者に対する安定的なサービス提供、セキュリティインシデント発生時の迅速な対応、災害時の迅速な復旧等を全省向けに拡大する。併せて、全省を対象とすることで運用管理業務全体の効率化を図る。

なお、本調達においては、平成31年度更改後の農林水産省行政情報システムも運用管理業務の対象となることを考慮した提案が求められる。

IV 業務・情報システムの概要

1 現行の行政情報システムの概要

(1) 行政情報システムの概要

ア 農林水産省行政情報システムの概要

現行の農林水産省行政情報システムは、グループウェア機能、外部接続機能、情報セキュリティ機能、運用管理機能等を主として提供するLANシステムであり、運用組織は本省大臣官房広報評価課情報管理室である。

機能等の提供範囲は農林水産省本省（国会連絡室を含む。）、農林水産政策研究所、農林水産研修所、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター、林野庁森林管理局・森林管理署等、水産庁漁業調整事務所・官船及び九州農政局本局（以下「第1次統合対象拠点」という。）である。また、内閣府沖縄総合事務局農林水産部へ機能の一部の利用（ポータル掲示板の閲覧等）をさせている。

現行の農林水産省行政情報システムの論理構成については別紙1「現行の農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークの概要」を参照のこと。

イ 各農政局等行政情報システムの概要

各農政局等行政情報システムは、グループウェア機能等を主として提供しているLANシステムであり、組織ごとに運用されている。各農政局等行政情報システムの一覧は表IV-1のとおり。なお、農業農村整備事業総合支援システムは、内閣府沖縄総合事務局農林水産部及び国土交通省北海道開発局農林水産部が、機能の一部を利用している。

表 IV-1 各農政局等行政情報システムの一覧

No.	行政情報システム名	運用組織	機能等の提供範囲
1	農業農村整備事業総合支援システム	関東農政局土地改良事務所（局センター）	国営土地改良事業所等（約140箇所）、内閣府沖縄総合事務局農林水産部、国土交通省北海道開発局農林水産部
2	植物防疫所行政情報システム	植物防疫所	植物防疫所（約100箇所）
3	東北農政局行政情報システム	東北農政局	本局及び県拠点
4	関東農政局行政情報システム	関東農政局	本局及び都県拠点
5	北陸農政局行政情報システム	北陸農政局	本局及び県拠点
6	東海農政局行政情報システム	東海農政局	本局及び県拠点
7	近畿農政局行政情報システム	近畿農政局	本局及び府県拠点
8	中国四国農政局行政情報システム	中国四国農政局	本局及び県拠点
9	九州農政局行政情報システム	九州農政局	本局を除く県拠点
10	北海道農政事務所行政情報システム	北海道農政事務所	事務所及び地域拠点

ウ 現行の行政情報システムの利用形態

当省全ての職員が、1人1台のクライアント端末（ノート型が基本）を使用し、文書処理、表

計算、情報共有、外部との情報交換、情報公開等の日常業務に必要な機能を利用している。

(2) 統合ネットワークの概要

統合ネットワークは、当省の各組織及び個別業務システムのデータセンタを接続する広域ネットワークである。小規模拠点は1Mbps以下、大規模拠点は100Mbps以上の回線を複数接続しており、全拠点が相互に通信できるようになっている。統合ネットワークに接続している当省の各組織は資料1「業務の規模、利用場所等」のとおりである。

また、統合ネットワークに接続された拠点（内閣府沖縄総合事務局農林水産部は除く。）では、現行の農林水産省行政情報システムの主要なサーバ機器等を設置しているデータセンタ（以下「行政情報システムデータセンタ（西日本）」という。）のプロキシサーバを経由して、インターネット上のウェブサイトの閲覧が可能となっている。

統合ネットワーク、行政情報システムデータセンタ（西日本）、その他ウェブサイト閲覧等の個別サービスは、農林水産省統合ネットワークサービス提供業務においてサービス提供がなされている。統合ネットワーク及び統合ネットワークサービス提供業務の概要については別紙1「現行の農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークの概要」を参照のこと。

(3) 農林水産省行政情報システム運用管理業務の概要

現行の農林水産省行政情報システム運用管理業務（以下「現行の運用管理業務」という。）については、現行の農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークに係る運用管理を一元的に統括して業務を行っている。現行の運用管理業務の全体像については図IV-1のとおりである。

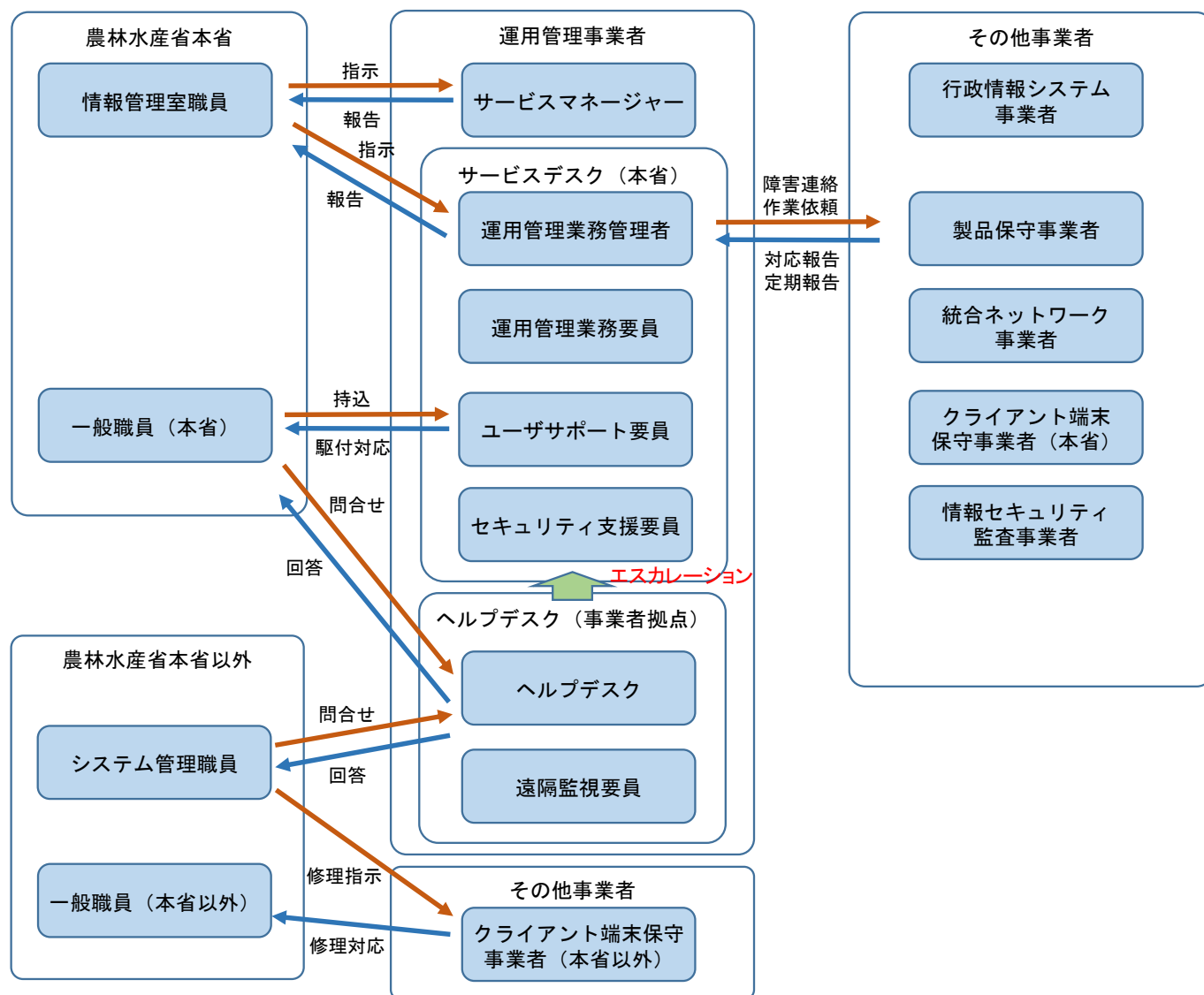


図 IV-1 現行の運用管理業務の全体像

現行の運用管理業務においては、主に以下の業務を行っている。

- ア 運用管理業務のプロジェクト管理業務
- イ サービスデスク業務
- ウ ヘルプデスク業務
- エ 情報セキュリティ管理業務
- オ 監視業務
- カ 保守業務（農林水産省本省におけるネットワークスイッチの保守）
- キ 構成管理業務
- ク 性能管理業務
- ケ サービスレベル管理業務
- コ データバックアップ管理業務
- サ 障害対応業務
- シ サイバー攻撃対策（不正アクセス監視機器導入・監視）業務
- ス 脆弱性対策業務

- セ 情報システムに関する情報提供業務
- ソ BCP（業務継続計画）対応業務
- タ 構築業務
- チ システム及び情報セキュリティに係る職員教育

（４） 現行の行政情報システム関連事業者

現行の農林水産省行政情報システム、各農政局等行政情報システム及び統合ネットワーク等に関連する事業者のうち、本業務の調整先として関係する事業者は以下のとおりである。

- ア 現行の農林水産省行政情報システム機器賃貸借及び保守業務の受注者（以下「第１次統合事業者」という。）
- イ 各農政局等行政情報システムの運用、賃貸借及び保守業務等を行う事業者（以下「各農政局等行政情報システム事業者」という。）
- ウ 農林水産省統合ネットワークサービス提供業務の受注者（以下「現行の統合ネットワーク事業者」という。）
- エ 現行の運用管理業務の受注者（以下「現行の運用管理事業者」という。）

２ 第２次統合後の農林水産省行政情報システムの概要

（１） 農林水産省行政情報システムの概要

現行の農林水産省行政情報システムにおいて、主として本省及び第１次統合対象拠点向けに提供している各種機能と同等の機能を残りの地方農政局等向けにも提供する。さらに、働き方改革に伴うITインフラ整備方針に基づき、リモートアクセス機能、シンククライアントシステム（VDI）機能、無線LAN機能、勤怠管理機能等を新たに実現する。概要は図IV-2のとおりである。農林水産省行政情報システムの第２次統合は、農林水産省行政情報システム機器賃貸借及び保守業務（第２次統合分）の受注者（以下「第２次統合事業者」）によって設計・構築段階にある。

なお、「シンククライアントシステム（VDI）」の機能名は通称であり、仮想デスクトップの技術方式としては必ずしもVDI（Virtual Desktop Infrastructure）に限定するものではない。

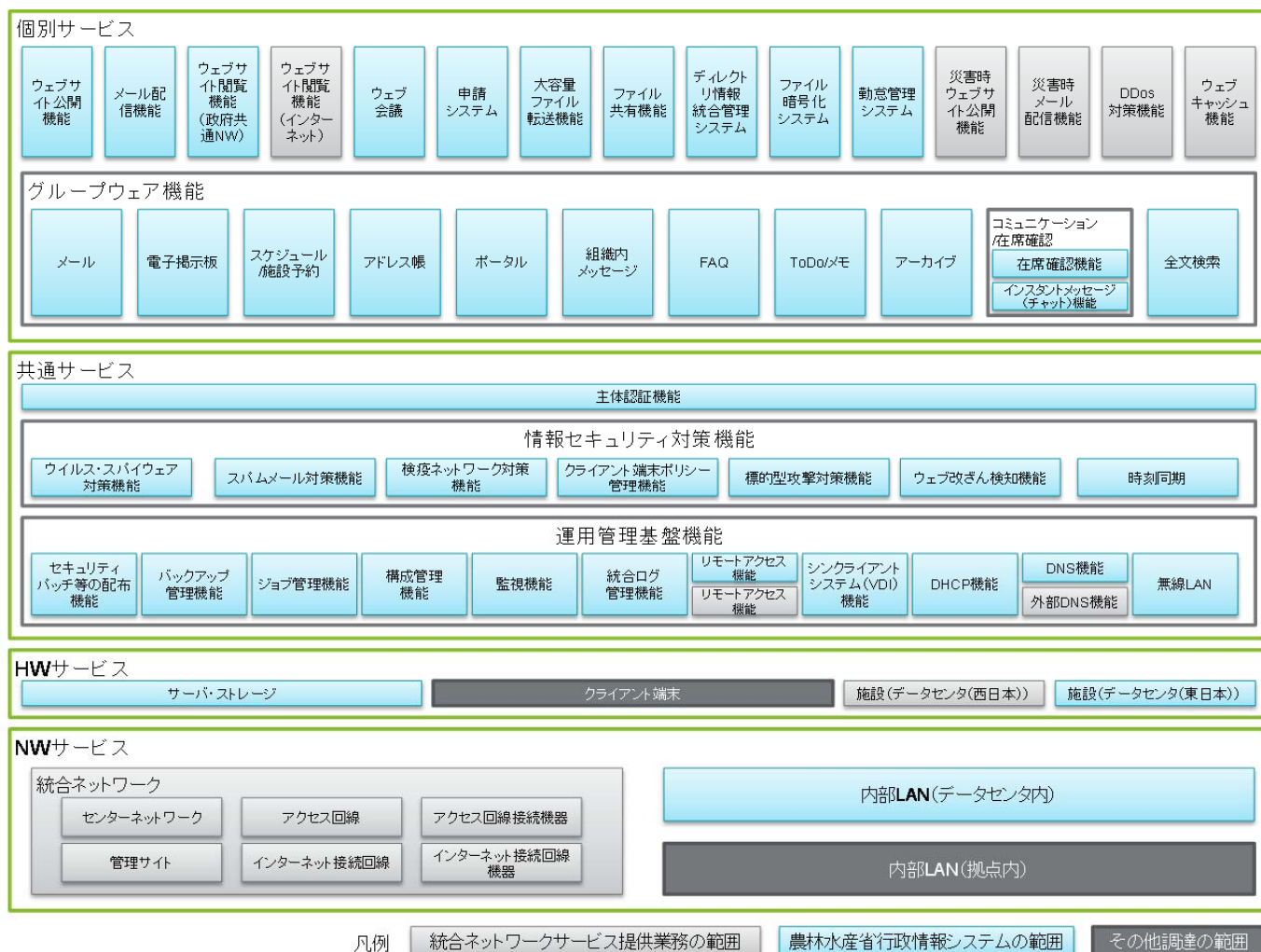


図 IV-2 第2次統合後の農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークサービス概要図

(2) 農林水産省行政情報システムの運用管理業務の概要

農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークの運用は、本業務受注者が統合的に実施する。

当省が想定する、本業務受注者、第1次統合事業者、第2次統合事業者及び現行の統合ネットワーク事業者の役割は別紙2「第2次統合における作業体制」において記載する。なお、現行の運用管理業務及び第2次統合後の運用管理業務については現行の運用設計書及び設計中の第2次統合に係る運用設計書を資料閲覧にて確認すること。

3 平成31年度更改後の農林水産省行政情報システムの概要

(1) 農林水産省行政情報システムの概要

平成31年度更改においては、農林水産省行政情報システム(第1次統合分)及び統合ネットワークが提供する機能の更改や新規機能の実現が想定される。また、更改に伴い行政情報システムデータセンタ(西日本)の移転等が実施される可能性がある。

(2) 農林水産省行政情報システムの運用管理業務の概要

平成31年度更改後の農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークの運用は、第2次統合後の農林水産省行政情報システムの運用と同様に本業務受注者が統合的に実施する。

V 契約期間

1 契約期間

契約締結日 ～ 平成33年12月31日

2 引継ぎ及び本業務準備期間

契約締結日 ～ 平成31年2月28日

3 運用管理業務実施期間

平成31年3月1日 ～ 平成33年12月31日

4 契約期間に係る詳細指示

(1) サービスデスク、ヘルプデスク業務に係る回線提供期間

平成31年1月1日 ～ 平成33年12月31日

(2) 不正アクセス監視機器（IPS）に係る借受期間

平成31年3月1日 ～ 平成33年12月31日

(3) 平成31年度更改に係る準備作業期間

平成31年4月1日 ～ 平成31年12月31日

VI 作業スケジュール

本業務及び関連する調達案件の作業スケジュール案を別紙3「作業スケジュール案」に示す。本作業スケジュール案は、契約予定日、結合テスト、総合テスト等、各調達区分間で関連性を有する時点をマイルストーンとして定め（表VI-1）、確実な履行を実施するために必要な期間を踏まえて想定したものであるが、担当部署又は工程管理支援事業者の管理の下、本業務受注者、第2次統合事業者と協議の上、必要に応じて見直しを行う場合がある。

表 VI-1 本業務におけるマイルストーン

No.	時 期	マイルストーン
1	平成30年11月上旬	本業務受注者の決定
2	平成30年12月より	第2次統合事業者及び現行の運用管理事業者共同での総合テストの実施
3	平成31年1月から2月28日までの期間	各農政局等行政情報システムからの移行作業の実施（拠点ごとに順次実施）
4	平成31年1月から2月28日までの期間	受入テスト及び仮運用の実施（拠点ごとに順次実施）
5	平成31年2月上旬から2月28日までの期間	平成30年度シンククライアント端末の配布
6	平成31年3月1日	農林水産省行政情報システム（第2次統合分）のサービス提供開始

No.	時 期	マイルストーン
7	平成 31 年 3 月 1 日	本業務受注者による運用管理業務開始
8	平成 31 年 3 月 31 日	現行の運用管理事業者の契約期間満了
9	平成 31 年 12 月 31 日	農林水産省行政情報システム機器賃貸借及び保守業務（第 1 次統合分）の契約期間満了
10	平成 31 年 12 月 31 日	現行の農林水産省統合ネットワークサービス提供業務の契約期間満了
11	平成 32 年 1 月 1 日	農林水産省行政情報システム機器賃貸借及び保守業務（第 1 次統合分システム更改）のサービス提供開始
12	平成 32 年 1 月 1 日	農林水産省統合ネットワーク業務（平成 32 年 1 月～平成 35 年 12 月）のサービス提供開始
13	平成 33 年 12 月 31 日	本業務受注者による運用管理業務の契約期間満了

VII 調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期

1 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期

本業務及び関連する調達案件に係るスケジュールについては表VII-1のとおり。

表 VII-1 本業務及び関連する調達案件、調達方式、実施時期

No.	調達案件名	調達の方式	実施時期
1	農林水産省行政情報システム運用管理業務（平成 31 年 3 月～平成 33 年 12 月）（本業務）	一般競争入札 （総合評価落札方式）	落札予定者決定：平成 30 年 11 月上旬 業務開始：平成 31 年 3 月 1 日
2	農林水産省行政情報システム機器賃貸借及び保守業務	一般競争入札 （総合評価落札方式）	落札予定者決定：平成 27 年 4 月上旬 運用開始：平成 28 年 1 月 1 日
3	農林水産省統合ネットワークサービス提供業務	一般競争入札 （総合評価落札方式）	落札予定者決定：平成 27 年 5 月上旬 運用開始：平成 28 年 1 月 1 日
4	農林水産省行政情報システムの運用管理業務	一般競争入札 （総合評価落札方式）	落札予定者決定：平成 27 年 8 月上旬 業務開始：平成 28 年 1 月 1 日
5	農林水産省行政情報システム機器賃貸借及び保守業務（第 2 次統合分）	一般競争入札 （総合評価落札方式）	落札予定者決定：平成 30 年 4 月上旬 運用開始：平成 31 年 3 月 1 日
6	農林水産省行政情報システム及び運用管理業務に係る工程管理支援業務	一般競争入札 （総合評価落札方式）	落札予定者決定：平成 30 年 4 月上旬 業務開始：平成 30 年 4 月上旬
7	行政情報システム用パーソナルコンピュータ賃貸借及び保守等業務	一般競争入札 （総合評価落札方式）	落札予定者決定：平成 30 年 10 月下旬 運用開始：平成 31 年 3 月 1 日
8	農林水産省統合ネットワークサービス提供業務（平成 32 年 1 月～平成 35 年 12 月）	一般競争入札 （総合評価落札方式）	落札予定者決定：平成 31 年 4 月上旬 運用開始：平成 32 年 1 月 1 日

No.	調達案件名	調達の方式	実施時期
9	農林水産省行政情報システム 機器賃貸借及び保守業務 (第1次統合分システム更改)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	落札予定者決定：平成31年4月上旬 運用開始：平成32年1月1日

2 調達範囲

(1) 作業範囲

本業務における受注者の作業は以下のとおりである。

ア 本業務準備作業

(ア) 本業務に必要なとなる設備等の準備

不正アクセス監視機器（IPS）、サービスデスク、ヘルプデスクに係る拠点、回線等の準備。

(イ) IPS の設計

IPSに係る基本設計及び詳細設計。

(ウ) IPS の構築、単体テスト、結合テスト

設計業務に基づくIPSの設置、工事、設定及び動作確認等。

(エ) 総合テスト、受入テスト及び仮運用

第2次統合事業者、現行の運用管理事業者が実施する総合テスト、受入テストへの立会い、シンクライアントシステム（VDI）へのアプリケーションのインストール、仮運用時の運用管理業務の実施等。詳細は別紙4「総合テストから本番運用における役割分担」を参照すること。

イ 農林水産省行政情報システムに係る運用管理業務

別紙5「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）要件定義書」に示す「III 運用要件」に基づくサービスデスク業務、ヘルプデスク業務、情報セキュリティ管理業務、監視業務等の実施。

ウ 平成31年度更改に係る準備作業

(ア) 運用設計支援

平成31年度更改に係る設計・構築事業者及び平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者が実施する運用設計に係る打合せへの同席、運用設計資料の確認、運用管理業務に係る各種資料の作成。

(イ) 総合テスト、受入テスト及び仮運用

総合テストの実施、受入テストへの立会い、仮運用時の運用管理業務の実施等。

(2) 作業の前提

ア 標準ガイドラインへの対応

本業務の遂行に当たっては、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成26年12月3日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成29年5月9日一部改訂）（以下「標準ガイドライン」という。）に基づき、作業を行うこと。

具体的な作業内容及び手順等については、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室及び総務省行政管理局）」（以

下「実務手引書」という。)を参考とすること。

なお、標準ガイドライン及び実務手引書が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

イ 工程レビューへの対応

本業務の対象システムは標準ガイドラインが示す重点プロジェクトに指定されているため、標準ガイドラインに基づいて、工程レビューが実施される予定である。工程レビューの際は、担当部署又は工程管理支援事業者の求めに応じ、必要な情報提供等を行うこと。

ウ 市場化テストへの対応

本業務は市場化テストの対象であるため、当省にて毎年1月に本業務の実施状況に係る調査を実施する。本業務受注者は担当部署又は工程管理支援事業者の求めに応じ、必要な情報提供等を行うこと。

VIII 作業の実施内容に関する事項

1 本業務準備作業

(1) 業務実施計画書の作成

本業務受注者は、「農林水産省行政情報システム及び農林水産省統合ネットワークの整備と運用プロジェクト計画書」及び「農林水産省行政情報システム及び農林水産省統合ネットワークの整備と運用プロジェクト管理要領」と整合を取りつつ、担当部署の指示に基づき、工程管理支援事業者と調整の上、業務実施計画書を作成し、担当部署の承認を受けること。

なお、業務実施計画書は、「XI 4 作業の管理」、標準ガイドライン「第3編第7章 設計・開発」で規定された設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領の記載事項、「第3編第9章 運用及び保守」で規定された運用計画及び運用実施要領の記載事項を踏まえたものとする。

(2) 中長期運用・保守作業計画の確定支援

本業務受注者は、担当部署が中長期運用・保守作業計画を作成するに当たって、具体的な運用作業の内容や実施時間、実施サイクル等に関する資料を作成すること。

なお、中長期運用・保守作業計画の記載内容は、標準ガイドライン「第3編第9章 運用及び保守」で定義されている事項を踏まえたものとする。

(3) 不正アクセス監視機器（IPS）に係る設計

本業務受注者は別紙5「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）要件定義書」に示す「III 1 2 (1) 不正アクセス及びファイアウォールの監視」に記載の内容を実現するため、不正アクセス監視機器（IPS）を調達した上で基本設計書及び詳細設計書を作成すること。なお、設計においては、必要に応じて第2次統合事業者及び現行の運用管理事業者と連携の上、第1次統合時の設計を適宜活用すること。

詳細設計については、基本設計に基づき設定理由と機器に関する設定内容、物理環境等を記載した設定書・コンフィグ等を作成し、基本設計書との不整合が発生しないよう確認した上で担当部署の承認を得ること。作成に当たっては、当省が提示する情報セキュリティ監査の指摘事項や他システムと関連する設定を考慮すること。

(4) 不正アクセス監視機器（IPS）に係る構築、単体テスト、結合テスト

前述「(3) 不正アクセス監視機器（IPS）に係る設計」に基づいてIPSに係る構築、単体テスト及び結合テストを行うこと。

なお、構築に当たっては、事前に作業スケジュール及び各拠点への影響範囲を報告し、担当部署の承認を得た上で作業を実施すること。

ア 機器設置及び構築

(7) 機器設置対象拠点

a 行政情報システムデータセンタ（西日本）

設置場所：現行の統合ネットワーク事業者が提供するデータセンタ

（農林水産省本省から350km以上離れた東京電力と周波数帯の異なる電力会社管内の地方自治法第252条の19に定められる指定都市又は第252条の22に定められる中核市で、かつ原子力発電所（研究炉含む）及び気象庁の定める「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山（47火山）」から50km以上離れた地域に敷設させている。詳細な場所については、契約締結後に提示する。）

b 農林水産省本省

設置場所：東京都千代田区霞が関1-2-1

c 行政情報システムデータセンタ（東日本）

設置場所：第2次統合事業者が提供するデータセンタ

（詳細な場所については、契約締結後に提示する。）

(イ) 工事及び設置

a 電源及びFC ケーブル接続

電源及びFCケーブルの接続に用いるケーブル等は、可能な限りフリーアクセスの床下等に敷設するものとする。

b LAN ケーブル接続（業務 LAN、運用 LAN）

接続に用いる通信ケーブル等は、可能な限りフリーアクセスの床下等に敷設するものとする。各ケーブルの外皮色については、既存設備と区別するため、原則として既設のケーブルと異なる色を採用すること。

c その他

(a) 各機器に以下の事項を記載したラベルを貼り付けること。

- ① 賃貸借開始日及び終了日
- ② 本業務受注者名
- ③ 調達件名
- ④ 機器管理名
- ⑤ 接続先及び接続元 等

(b) LAN ケーブルには接続先及び接続元を明記したタグを付けること。

(c) 工事及び設置に必要なケーブル、ラベル、タグ、金具、ネジ等は本業務受注者が用意すること。

(d) 設置機器の梱包材等については、設置作業完了後に撤去すること。

(e) 農林水産省本省で設置工事を行う場合は、担当部署の許可を得て、あらかじめ搬入経路

などの現地確認を行うこと。

- (f) 搬入に当たっては、施設等に損壊を与えないようエレベータ内及び搬入経路等必要な場所に養生等を実施し、搬入後は不要となった養生品を速やかに撤去すること。施設等を棄損した場合は、本業務受注者の負担と責任において原状回復を行うこと。

イ 単体テスト

農林水産省行政情報システムとのネットワーク接続の前に、本業務受注者の敷地内等において納入物が個別単体において問題なく稼動することを確認するための「単体テスト」を本業務受注者事業者の責任で実施すること。なお、本テスト実施場所については担当部署と協議の上決定すること。

- (ア) 単体テストで実施する項目として、以下のテストを行うための単体テスト仕様書を作成し実施すること。なお、単体テスト仕様書は、作業実施5日（行政機関の休日を除く。）前までに作成し、担当部署の承認を得ること。
- a 物品単体検査（外観及び添付物の数量等の確認）
 - b 基本動作確認（IPSが個別単体において正しく機能することの確認）
- (イ) IPSの単体動作に関するテストを実施すること。また、本件の納入物のみで実装、稼動確認可能な機能の動作確認についても、可能な限り単体テスト内で実施すること。
- (ウ) 単体テストの実施後、テスト結果と想定結果を突き合わせた確認を行い、その結果を含めた単体テスト結果報告書を単体テスト完了後5日（行政機関の休日を除く。）以内に提出し、担当部署の承認を得ること。

ウ 結合テスト

- (ア) IPSを農林水産省本省、行政情報システムデータセンタ（東日本）及び行政情報システムデータセンタ（西日本）に設置完了後、各機器を全て接続した上で「結合テスト」を本業務受注者の責任で実施すること。
- (イ) 業務の遂行を想定した総合的な納入物の稼動確認を実施すること。
- (ウ) 結合テストの実施後、テスト結果と想定結果を突き合わせた確認を行い、その結果を含めた報告書を担当部署に提出すること。
- (エ) 以下の結合テスト仕様書を作成した上でテストを行うこと。なお、結合テスト仕様書は、作業実施5日（行政機関の休日を除く。）前までに作成し、担当部署の承認を得ること。
- a 正常系機能試験（各サービスの正常動作検証）
 - b 障害系機能試験（ネットワーク冗長化、電源制御等）
 - c 機密性試験（アクセスユーザ、不正ポート、アクセス制御等）
 - d 運用試験（運用手順書に基づく構成管理、用途変更、ログ採取等）
- (オ) 結合テストの実施後、テスト結果と想定結果を突き合わせた確認を行い、その結果を含めた結合テスト結果報告書を結合テスト完了後5日（行政機関の休日を除く。）以内に作成し、担当部署の承認を得ること。

(5) 総合テスト、受入テスト及び仮運用

ア 第2次統合に係る総合テスト、受入テスト及び仮運用

平成31年3月に統合される拠点について、農林水産省行政情報システム（第2次統合分への切

替えに係るテストやデータの移行を行う。

本業務受注者は第2次統合事業者及び現行の統合ネットワーク事業者と連携した上で、以下に示す総合テスト、受入テスト及び仮運用に係る作業を実施すること。なお、総合テストについては1か月間、受入テストについては2か月間を想定している。

(ア) 総合テスト

第2次統合に係る総合テスト（運用試験）では、運用業務の総合的なテストとして、本番運用を想定した試験、手順書の確認及び情報セキュリティ対策に係る試験を第2次統合事業者の責任の下、第2次統合事業者、現行の統合ネットワーク事業者及び現行の運用管理事業者で実施する。本業務受注者は現行の運用管理事業者からの引継ぎの一環として、現行の運用管理事業者が実施する運用試験に立会うこと。なお、IPSを含む総合テスト項目（ペネトレーション試験（外部侵入、セキュリティホール検知等））については本業務受注者が主体となり実施することから、IPSを含む総合テスト項目の開始時期について、担当部署及び工程管理支援事業者の調整の下、第2次統合事業者と協議して決定すること。

(イ) 受入テスト

各農政局等行政情報システムからの移行後、第2次統合事業者立会いの下、総合的な稼働状況等について確認する受入テストを担当部署が実施する。

本業務受注者は受入テスト実施に先立ち、本省職員が第2次統合において使用するシンクライアントシステム（VDI）（5,000台）に対してアプリケーションのインストールを行うこと。なお、インストールするアプリケーションは1台当たり平均5つ程度を想定している。また、受入テストに立会うとともに第2次統合事業者及び現行の統合ネットワーク事業者等の指示に基づき、必要に応じて省内ネットワーク（フロアノードスイッチ等）の設定変更作業を実施すること。

(ウ) 仮運用

受入テストの終了から運用開始までの間、当省職員は仮運用を行い、農林水産省行政情報システムの運用に問題が出ないことを確認するとともに、データ移行等の作業を実施する。本業務受注者は別紙5「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）要件定義書」に示す「III 運用要件」に基づき、農林水産省行政情報システム（第2次統合分）について運用管理業務を実施すること。また、必要に応じて担当部署によって農林水産省行政情報システム（第2次統合分）へ移行する情報整備作業の支援を行うこと。

(6) 第2次統合に係る引継ぎ

本業務受注者は農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークの一体的な運用を担うに当たり、以下に示す引継ぎを各事業者から受けること。引継ぎにおいては各事業者と調整の上、運用管理業務引継計画書を作成し、担当部署の承認を得ること。また、運用引継結果報告書を作成の上、担当部署の承認を得ること。

ア システム運用研修の受講

第2次統合事業者が運用開始前に開催するシステム運用研修（新システムの操作方法、運用方法及び想定される障害の対処方法に関する研修）を受講するとともに、第2次統合事業者が作成

する操作手順書を事前に確認し、内容に不備があれば第2次統合事業者に対し修正の指摘を行うこと。

イ 第2次統合事業者からの引継ぎ

本業務受注者は第2次統合事業者から設計書、運用設計書、操作手順書等の資料を基に農林水産省行政情報システム（第2次統合分）の設計内容、運用設計内容、残存課題等について引継ぎを受けること。不明点等については第2次統合事業者との質疑応答等により確実な引継ぎを実施すること。

ウ 現行の運用管理事業者からの引継ぎ

本業務受注者は現行の運用管理事業者から農林水産省行政情報システムの運用管理業務における作業内容等の引継ぎを受けること。引継ぎにおいては現行の運用管理事業者が実施している農林水産省行政情報システム（第1次統合分）の運用に係る残作業、残存課題等について漏れのないように引継ぎを受けるよう留意すること。

なお、本業務受注者が運用管理業務を開始した後も、現行の運用管理事業者が平成31年3月31日まで運用管理業務を継続することから、この期間に対応した問合せ対応等の情報についても確実に引継ぎを実施すること。

2 農林水産省行政情報システムに係る運用管理業務

本業務受注者は別紙5「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）要件定義書」に示す「III 運用要件」に基づき、農林水産省行政情報システム、統合ネットワーク及び本省基幹ネットワークの運用管理業務を実施すること。

3 平成31年度更改に係る準備作業

（1）運用設計支援業務

ア 運用設計期間（予定）

運用設計期間は約3か月を想定している。なお、本期間は本調達公示時点での想定であり、正式な運用設計期間及び日程は平成31年度更改に係る設計・構築事業者及び平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者の決定後に確定する。

イ 業務内容

平成31年度更改に係る設計・構築事業者及び平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者による運用設計を支援し、運用が円滑に行えるよう運用設計に対する指摘を行うこと。また、運用管理業務に係る各種資料の作成を行うこと。

（ア）運用管理業務フロー等の作成支援

平成31年度更改に係る設計・構築事業者及び平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者が作成した運用管理業務フロー、ユーザ用操作手順書及び業務マニュアルの確認を行い、必要に応じて平成31年度更改に係る設計・構築事業者及び平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者に対し修正の指摘を行うこと。

（イ）連絡方法（メール、電話等の手段）の明確化

業務時間内の連絡方法、業務時間外の連絡可否及び連絡手段を定義すること

(ウ) 連絡先一覧の作成

担当部署、システム管理職員及び関連する事業者の連絡先の名簿を作成すること。

(エ) 体制図（他事業者を含む。）の作成

担当部署、システム管理職員及び関連する事業者を含む体制図を作成すること。

(オ) メール雛形の作成

職員、関連する事業者等に対する連絡メールの雛形を作成すること。

(カ) 運用管理業務報告書（日次、月次及び年次）様式的设计

運用管理業務報告書（日次、月次及び年次）の様式を作成すること。

(キ) 日々の作業項目の精査

平成31年度更改に係る設計・構築事業者、平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者及び担当部署から提示される作業項目を整理し、日々の作業スケジュールを策定すること。

なお、定期的に実施する項目は実施日時を明確にし、不定期に実施する項目は実施する条件を明確にすること。

また、担当者（ヘルプデスク、サービスデスク、保守事業者（第2次統合事業者、平成31年度更改に係る設計・構築事業者、平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者）等）を明確にすること。

(ク) 年間カレンダーの作成

月次報告会議、年次報告会議、法定停電、SLA見直しに係る打合せ、繁忙期の設定、機器の定期点検等の年間を通したイベントを定義すること。

(ケ) 運用手順書の作成

平成31年度更改に係る設計・構築事業者及び平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者から提示された機器操作手順書を基に運用手順書を作成すること。

(コ) チェックシートの作成

運用を行う上で、ミスの防止と作業証跡の観点から、必要に応じてチェックシートを作成すること。

(サ) 資産管理台帳の作成

農林水産省行政情報システム配下のクライアント端末及びシンクライアントシステム (VDI) の台数、ソフトウェア等の導入状況並びに利用状況を記録する台帳、ユーザアカウント情報を管理する台帳、本業務において使用するために本業務受注者が管理するUSB外付ハードディスク等の在庫台数及び所在を記録する台帳、備品・消耗品の在庫を管理する台帳等を作成すること。

(シ) 構成管理台帳の作成

パッチ適用台帳（適用したパッチの一覧）、ソフトウェア管理台帳（バージョン、サポート期限等の一覧）、ハードウェア管理台帳等を作成すること。

(ス) 構成図等の作成

平成31年度更改に係る設計・構築事業者が作成したサーバラック構成図及びシステム構成図（物理・論理）を基に、運用管理の観点から構成図等を作成すること。

(セ) 各種報告書様式の作成

情報セキュリティインシデント発生時の報告様式等を作成すること。

(ソ) 運用試験計画書、運用試験仕様書の作成

総合テストで実施する運用試験についてテスト作業計画及びテスト内容を策定の上、運用試

験計画書及び運用試験仕様書を作成すること。

(タ) 運用試験の実施

総合テストにおいて、平成31年度更改に係る設計・構築事業者、平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者と運用試験を実施すること。

(チ) 運用試験報告書の作成

運用試験完了後、実施結果を取りまとめた上で運用試験報告書を作成すること。

(ツ) 農林水産省行政情報システムにおける管理運営に関する実施手順(以下「実施手順」という。)の改訂支援

情報セキュリティ関係規程の改定等取り巻く情勢の変化等を踏まえ、担当部署が実施手順の改訂を行う際の支援を行うこと。

(テ) システム維持管理項目

システムの運用作業において手作業として残る作業を運用設計段階で洗い出し、平成31年度更改に係る設計・構築事業者が行う運用設計作業を支援すること。

(2) 平成31年度更改に係る総合テスト、受入テスト及び仮運用

平成32年1月に更改される農林水産省行政情報システム(第1次統合分)及び統合ネットワークにおいては、本業務受注者、平成31年度更改に係る設計・構築事業者及び平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者が更改に係る総合テストを実施し、当省が受入テスト及び仮運用を実施する。

本業務受注者は平成31年度更改に係る設計・構築事業者及び平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者と連携した上で、以下に示すテスト及び仮運用に係る作業を実施すること。なお、総合テストについては1か月間、受入テストについては2か月間を想定している。

ア 総合テスト

総合テストは、システム試験、障害試験、性能試験、運用試験及び移行テストを含む。本業務受注者は平成31年度更改に係る設計・構築事業者及び平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者と連携した上で、運用試験において本番運用を想定したテスト、手順書の確認及び情報セキュリティ対策に係るテストを実施すること。また、平成31年度更改に係る設計・構築事業者及び平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者等の指示に基づき、必要に応じて省内ネットワーク(フロアノードスイッチ等)の設定変更作業を実施すること。

イ 受入テスト

受入テストでは、平成31年度更改に係る設計・構築事業者立会いの下、総合的な稼働状況等について確認する受入テストを担当部署が実施する。本業務受注者は受入テストに立会うとともに平成31年度更改に係る設計・構築事業者及び平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者等の指示に基づき、必要に応じて省内ネットワーク(フロアノードスイッチ等)の設定変更作業を実施すること。

ウ 仮運用

受入テストの終了から運用開始までの間、当省職員は仮運用を行い、農林水産省行政情報システムの運用に問題が出ないことを確認するとともに、データ移行等の作業を実施する。本業務受

注者は別紙5「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）要件定義書」に示す「III 運用要件」に基づき、農林水産省行政情報システム（平成31年度更改分）について運用管理業務を実施すること。また、必要に応じて担当部署によって平成31年度更改後の農林水産省行政情報システムへ移行する情報整備作業の支援を行うこと。

（3）引継ぎ

平成32年1月より、本業務受注者は平成31年度更改後の農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークを一体として運用する。

本業務受注者は平成31年度更改後の農林水産省行政情報システムの運用開始にあたり、以下に示す引継ぎを各事業者から受けること。引継ぎにおいては各事業者と調整の上、運用管理業務引継計画書を作成し、担当部署の承認を得ること。また、運用引継結果報告書を作成の上、担当部署の承認を得ること。

ア システム運用研修の受講

平成31年度更改に係る設計・構築事業者が運用開始前に開催するシステム運用研修（新システムの操作方法、運用方法及び想定される障害の対処方法に関する研修）を受講するとともに、平成31年度更改に係る設計・構築事業者が作成する操作手順書を事前に確認し、内容に不備があれば平成31年度更改に係る設計・構築事業者に対し修正の指摘を行うこと。

イ 平成31年度更改に係る設計・構築事業者からの引継ぎ

本業務受注者は平成31年度更改に係る設計・構築事業者から設計書、運用設計書、操作手順書等の資料を基に農林水産省行政情報システム（平成31年度更改分）の設計内容、運用設計内容、残存課題等について引継ぎを受けること。不明点等については平成31年度更改に係る設計・構築事業者との質疑応答等により確実な引継ぎを実施すること。

ウ 平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者からの引継ぎ

本業務受注者は平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者から設計書、運用設計書、操作手順書等の資料を基に平成31年度更改後の統合ネットワークに係る設計内容、運用設計内容、残存課題等について引継ぎを受けること。不明点等については平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者との質疑応答等により確実な引継ぎを実施すること。

4 次期運用管理事業者への引継ぎ

本業務受注者は次期の運用管理事業者に対して農林水産省行政情報システムの運用管理業務における作業内容等の引継ぎを実施すること。引継ぎにおいては運用に係る残作業、残存課題等について漏れのないように引継ぎを実施すること。

5 契約期間終了後の措置

（1）撤去・搬出作業

ア 本業務終了後1か月以内に、後継のIPSが正常に稼働することが確認できた後に、担当部署の指示に従い、撤去作業を行うこと。

イ 本業務受注者が導入した機器のうち、撤去する機器（以下「撤去対象機器」という。）を事前に

把握するための現地調査を実施し、撤去対象機器の設置場所及び機器の一覧を作成した上で、担当部署から承認を得ること。

ウ 機器設置を行った当省施設並びに行政情報システムデータセンタ（西日本）及び行政情報システムデータセンタ（東日本）より、撤去対象機器を撤去・搬出すること。その際、各機器を接続している配線（本業務において設置及び配線を行ったものに限る。）についても撤去すること。ただし、行政情報システムデータセンタ（西日本）が平成 31 年度に予定している農林水産省行政情報システム（第 1 次統合分）の更改に際して別の場所に移設される場合や、配線については、担当部署と協議の上、撤去をしなくても良い場合がある。

エ 農林水産省本省にて、本業務実施時に施工工事を行った場合において、撤去対象機器の撤去によって、撤去後の環境を当省が利用することに問題が発生する場合には、床の補修などの必要な対応を実施すること。

オ 撤去・搬出・廃棄に係る必要な全ての経費（養生品、機材及び車両等を含む。）は、全て本業務受注者の負担とすること。

カ 担当部署の指示に従い、撤去・搬出日時及び回数に係る作業工程表を作成し、作業を実施すること。

キ 撤去・搬出に当たっては、施設等に損壊を与えないようエレベータ内及び搬出経路等必要な場所に養生等を実施し、撤去・搬出後は不要となった養生品を速やかに撤去すること。施設等を棄損した場合は、本業務受注者の負担と責任において原状回復を行うこと。

（2）データ引継ぎ業務

ア データ引継ぎ作業に係る調整等は、担当部署から承認を得た上で行うこと。

イ 本業務受注者は、本業務において作成した全てのデータを担当部署の求めに応じて提出すること。

ウ 本業務受注者は、引継ぎ情報が漏えいしないよう、厳重に情報セキュリティ管理を行うこと。

（3）データ消去作業

ア データ消去作業に係る調整等は、担当部署から承認を得た上で、全て本業務受注者の責任において行うこと。

イ 撤去対象機器の撤去・搬出後、第三者がデータ復元ソフトウェア等を利用してもデータが復元されないように完全にデータを消去すること。

ウ データ消去作業に必要な場所及び消去に必要な機器については、本業務受注者の負担で用意すること。

エ 本業務受注者は、撤去対象機器の撤去・搬出からデータが消去されるまで、撤去対象機器から情報が漏えいしないよう、厳重に情報セキュリティ管理をすること。

オ 本業務受注者は、データ消去作業終了後、データの消去完了を明記した証明書を担当部署に提出すること。

IX 成果物の範囲、納品期日等

1 成果物

本業務の成果物は別紙 6「成果物一覧」に記載する。なお、成果物としての指定がなくとも、本業務において作成する資料等の全てを本業務受注者は適切に管理し、担当部署から求めがあった場合は

これを提出するものとする。

2 納品方法

資料は日本語で作成すること。

(1) 紙媒体：各2部

基本的にA4縦とする。やむを得ずA3の資料となる場合は、外三つ折り等を行い、A4縦のサイズに収めること。

(2) 電子媒体：2式

CD-R 又は DVD-R（上記1を収録した電子媒体）

納品する電子媒体については、ウイルスチェックを行うとともに、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定期ファイルのバージョン及びチェック年月日）を記載すること。

また、原則としてMicrosoft Office形式で作成されたファイルを収録することとする。

3 納品場所

東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省大臣官房広報評価課情報管理室

X 満たすべき要件

別紙5「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）要件定義書」で定義する要件を満たすこと。

XI 作業の実施体制・方法

1 作業実施体制

本業務において、工程管理支援事業者が担当部署による管理を支援する。本業務受注者は、担当部署及び工程管理支援事業者の管理の下、第2次統合事業者、現行の統合ネットワーク事業者、平成31年度更改に係る設計・構築事業者及び平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者等と連携し、円滑な運用が可能となるよう本業務を行うこと。

本業務受注者の作業体制については、本業務準備作業時、本番運用時、平成31年度更改に係る準備作業時の体制について作業開始前に提案書に基づいた体制図を作成し、役割を明らかにした上で、担当部署に提出して承認を得ること。併せて、各役割を担う作業者の要員計画を、作業全体及び作業全期間について記述し提出すること。

なお、サービスマネージャ、設計・構築管理者、設計・構築担当者、運用管理業務管理者、運用管理業務要員、ユーザサポート要員、情報セキュリティ支援要員、ヘルプデスク管理者、ヘルプデスク要員、運用設計支援管理者及び運用設計支援担当者を本業務において必ず配置すること。本業務受注者の要員の役割を表XI-1に示す。

表 XI-1 運用管理事業者の実施体制における各要員の役割

分類	要員	プロジェクト管理業務	IPSの設計	IPSの構築・テスト	サービスデスク業務	ヘルプデスク業務	情報セキュリティ管理業務	監視業務	保守業務	構成管理業務	性能管理業務	サービスレベル管理業務	データバックアップ管理業務	障害対応業務	サイバー攻撃対策業務	脆弱性対策業務	BCP対応業務	職員教育支援業務	報告業務	運用設計支援業務
運用統括	サービスマネージャ	○										○							○	○
IPSに係る設計、構築、単体テスト、結合テスト	設計・構築管理者		○	○															○	
	設計・構築担当者		○	○																
サービスデスク	運用管理業務管理者	○			○							○		○			○		○	
	運用管理業務要員				○			○	○	○	○		○				○			
	ユーザサポート要員				○													○		
	情報セキュリティ支援要員				○		○								○	○				
ヘルプデスク	ヘルプデスク管理者					○														
	ヘルプデスク要員					○														
運用設計支援	運用設計支援管理者																		○	○
	運用設計支援担当者																			○

(1) 本業務全般に係る実施体制

運用管理業務の統括責任者として、サービスマネージャを配置すること。また、運用管理業務の現場責任者として、運用管理業務管理者を2名以上配置すること。

(2) サービスデスクに係る実施体制

ア サービスデスクには、運用管理業務管理者、運用管理業務要員、ユーザサポート要員及び情報セキュリティ支援要員を専従要員として配置すること。このうち、運用管理業務管理者及び情報セキュリティ支援要員は全ての対応時間帯において各1名以上が従事する体制とすること。

イ サービスデスクの対応時間は行政機関の休日を除く8時30分から18時15分までとする。この際、8時30分から9時30分までの時間帯は運用管理業務管理者及び情報セキュリティ支援要員以外に2名以上、9時30分から17時15分までの時間帯は運用管理業務管理者以外に14名以上、17時15分から18時15分までの時間帯は運用管理業務管理者以外に8名以上の専従要員を配置し対応を行うこと。

ウ 上記イの時間外においても担当部署が障害復旧業務、サイバー攻撃対策業務等、重要かつ緊急と判断する場合は、担当部署と協議の上、速やかに対応を行うこと。

エ 当省の人事異動に伴う繁忙期（3月15日から4月15日、9月15日から10月15日）には、

行政情報システムに対する農林水産省職員の多数の登録作業や問合せが集中することから、サービスレベル維持のため、増員での対応を見込むこと。その費用についても本業務の範囲内とすること。

オ 災害時等における対応等、重大かつ緊急性の高い大規模な事案が発生した場合において、円滑に運用管理業務を実施できるよう人員を確保すること。なお、激甚災害等の災害時における対応体制について提案すること。

カ 障害発生時（行政機関の休日を含む。）における緊急連絡体制を整備すること。

（3）ヘルプデスクに係る実施体制

ア 専従要員は通常で 11 名以上とし、当省の人事異動に伴う繁忙期である 4 月 1 日から 4 月 15 日及び 10 月 1 日から 10 月 15 日までは担当部署と協議の上、必要な要員数を決定すること（15 名以上を想定）。

イ ヘルプデスクの対応時間は行政機関の休日を除く 8 時 30 分から 18 時 15 分までとする。この際、8 時 30 分から 9 時 30 分までの時間帯は 6 名、9 時 30 分から 17 時 15 分までの時間帯はアに定める専従要員の人数、17 時 15 分から 18 時 15 分までの時間帯は 4 名以上を配置し対応すること。

2 作業員に求める資格等

担当部署が承認した体制や要員計画について、原則として作業期間中の要員の変更は認めないが、やむを得ず変更する場合は、事前に担当部署の承認を得ること。また、本業務受注者側の要員が不適當と担当部署が判断した場合には、担当部署から要員の変更を要請する場合があるため、誠実な対応を行うこと。

（1）サービスマネージャ

以下のア又はイのいずれかを満たす者をサービスマネージャとして従事させること。

ア 情報システムの運用又は保守のプロジェクト管理経験を 5 年以上有すること。

イ 独立行政法人情報処理推進機構の IT スキル標準 IT サービスマネジメントの各スキル項目について、スキル熟達度レベル 4 以上に相当し、情報システムの運用又は保守のプロジェクト管理経験を 3 年以上有すること。

（2）設計・構築管理者

以下のアからウの全てを満たす者を設計・構築管理者として従事させること。

ア ネットワーク及び情報システムの技術的な検討、調整を行えること。

イ 独立行政法人情報処理推進機構の情報処理技術者試験の高度試験のうち、システムアーキテクト試験又はネットワークスペシャリスト試験のいずれかに合格した者であること。

ウ 利用者数 1 万人以上の基盤システム更改業務における設計・構築の実績を有すること。

（3）設計・構築担当者

ネットワーク機器、ファイアウォール機器等に熟知し、ネットワークの設計業務又は運用管理業務に 2 年以上従事した経験を有する者を設計・構築担当者として従事させること。

(4) 運用管理業務管理者

以下のア又はイのいずれかを満たす者を運用管理業務管理者として従事させること。

ア システム運用管理業務に5年以上従事し、当該運用管理業務においてプロジェクトリーダーとして3年以上従事した経験を有すること。

イ システム運用管理業務に3年以上従事し、当該運用管理業務においてプロジェクトリーダーとして1年以上従事した経験を有すること。かつ、ITIL Foundation 又は同等の資格を有していること。

(5) 運用管理業務要員及びユーザサポート要員

システム運用業務に1年以上従事した経験を有する者を運用管理業務要員及びユーザサポート要員として従事させること。また、以下のア及びイを満たすこと。

ア 以下の(ア)、(イ)、それぞれの経験を有する者各1名以上を運用管理業務要員又はユーザサポート要員として必要人数配置すること。

(ア) Microsoft 社製 Windows Server でのシステム開発業務又は運用管理業務に2年以上従事した経験を有すること。

(イ) Linux でのシステム開発業務又は運用管理業務に2年以上従事した経験を有すること。

イ 以下の(ア)、(イ)、それぞれの知識・経験を有する者各1名以上を運用管理業務要員として必要人数配置すること。(イ)については複数の要員で満たすことも可とする。

(ア) 以下のいずれかの知識・経験を有すること。なお、当該資格に期間の定めがある場合は、応札時点で有効な期間内にあることを前提とする。

a ネットワーク機器、ファイアウォール機器等に熟知し、ネットワークの設計業務又は運用管理業務に2年以上従事した経験を有すること。

b ネットワーク機器、ファイアウォール機器等に熟知し、ネットワークの設計業務又は運用管理業務に1年以上従事した経験を有すること。また、Cisco 社の Cisco Certified Entry Networking Technician (CCENT) 又は Cisco Certified Network Associate (CCNA) の資格を有し又は Cisco 社が認定する同資格と同等レベルの資格を有していること。

(イ) Microsoft SharePoint、Microsoft Exchange 及び Skype for Business の運用経験を2年以上有すること。

(6) 情報セキュリティ支援要員

以下のアを満たす者を情報セキュリティ支援要員として従事させること。また、情報セキュリティインシデントの対処に当たっては、イを満たす者を含む体制の下で実施すること。

ア 以下のいずれかの知識・経験を有すること。

- (ア) Microsoft 社製 Windows Server でのシステム開発業務又は運用管理業務に 2 年以上従事した経験
- (イ) Linux でのシステム開発業務又は運用管理業務に 2 年以上従事した経験
- (ウ) ネットワーク機器、ファイアウォール機器等に熟知し、ネットワークの設計業務又は運用管理業務に 2 年以上従事した経験

イ 以下のいずれかの資格を有すること。なお、当該資格に期間の定めがある場合は、応札時点で有効な期間内にあることを前提とする。

- (ア) (ISC)2 の情報セキュリティプロフェッショナル認定資格「CISSP」
- (イ) 日本行政情報セキュリティプロフェッショナル認定資格「JGISP」
- (ウ) 米国 SANS Institute 社の情報セキュリティ認定資格「GIAC」
- (エ) 米国 Guidance Software 社の認定資格「EnCase Certified Examiner」 (EnCE)
- (オ) 米国 AccessData 社の認定資格「AccessData Certified Examiner」 (ACE)
- (カ) ISACA (情報システムコントロール協会) の認定資格「CISA」
- (キ) 独立行政法人情報処理推進機構の情報処理安全確保支援士試験、情報セキュリティスペシャリスト試験又はテクニカルエンジニア (情報セキュリティ) 試験の合格者

(7) ヘルプデスク管理者

以下のア及びイを満たす者をヘルプデスク管理者として従事させること。

ア システムヘルプデスクのマネジメントに 3 年以上従事した経験を有すること。

イ 以下の資格のいずれか又は有効な同等の資格を有すること。なお、当該資格に期間の定めがある場合は、応札時点で有効な期間内にあることを前提とする。

- (ア) COPC 社の COPC 認定推進リーダー資格又は COPC 登録コーディネータ資格
- (イ) 日本コンタクトセンター教育検定協会のコンタクトセンター検定プロフェッショナル資格
- (ウ) 独立行政法人情報処理推進機構の IT サービスマネージャ試験の合格者
- (エ) 独立行政法人情報処理推進機構のプロジェクトマネージャ試験の合格者

(8) ヘルプデスク要員

システムヘルプデスク業務に 1 年以上従事した経験を有する者をヘルプデスク要員として従事させること。

(9) 運用設計支援管理者

以下のア及びイの要件を満たす者を運用設計支援管理者として従事させること。

ア ITIL Foundation 以上の資格を有していること。

イ 情報システムの運用・保守のプロジェクト管理を 10 年以上経験していること。又は従業員 5,000 名以上の組織を対象とした Active Directory、グループウェア等の情報系システムの運用設計を経験していること。

(10) 運用設計支援担当者

運用設計支援担当者には、資格等の要件は不要とする。

3 作業場所

(1) 単体テスト及び結合テストの作業場所

本テスト実施場所については担当部署と協議の上決定するが、原則、本業務受注者が用意すること。また、その際は、業務実施計画書にて作業場所に係る説明を担当部署に行い承認を得ること。

(2) 総合テストの作業場所

総合テストの作業場所については、担当部署が用意する。ただし、総合テストの実施に必要な環境については、本業務受注者が用意すること。

(3) 受入テスト、移行、引継ぎに係る作業場所

受入テスト、移行、引継ぎについては当省を拠点とする。

(4) 仮運用、本番運用に係る作業場所

ア サービスデスク

(ア) サービスデスクの立地及び設備要件

- a 農林水産省本省に運用管理業務を統括するサービスデスクを設置すること。
- b サービスデスクにおいて、農林水産省本省のモバイル接続端末の設定、パッチファイルの取得作業等を実施するためのインターネットアクセス回線を敷設すること。敷設する回線は光ベストエフォート回線 100Mbps 以上の回線速度を必須とする。また、サービスデスクにおいて同回線に接続するために必要となるルータ等のネットワーク機器を導入すること。

イ ヘルプデスク

(ア) ヘルプデスクの立地及び設備要件

- a 農林水産省本省と同時に震度 6 強以上としないと想定されている日本国内の地域に立地していることを原則とする。やむを得ず本省と同時に震度 6 強以上となる地域を拠点とする場合は、別紙 5 「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成 31 年 3 月～平成 33 年 12 月）要件定義書」に示す「III 3 ヘルプデスク業務」を実施するための代替案を提案すること。
- b 国土交通省ハザードマップポータルサイトで公表する各種災害のハザードマップにおいて、被災想定区域に該当する地域に立地していないことが望ましい。
- c 複数の公共交通機関から徒歩圏内に立地していること。
- d 建物が耐震又は免震若しくは制震構造であり、災害に対して安全対策が講じられていること。
- e 災害時停電があった場合、非常用電源（無停電電源装置及び発電機）に切り替わり業務継続が可能であること。
- f 統合ネットワークに接続するための回線を 2 回線準備することとし、それぞれの回線が同時に切断されず運用を継続できる組み合わせとすること。また、費用は本業務受注者が負担すること。

(イ) ヘルプデスクの情報セキュリティ要件

- a 居室への入室に関して、掌形認証、虹彩認証等によって、個人を識別可能な物理的セキュリティ対策が施されており、監視カメラが設置されていること。
- b マニュアル等の資料は施錠管理された書庫に保管すること。
- c 居室への入退室者については記録を行い、取得日の翌年から1年以上記録を保管すること。
- d 行政情報システム接続端末については、使用時以外は施錠可能なロッカー等に格納し、ヘルプデスク管理者が責任を持って管理すること。
- e 外部電磁的記録媒体や要員の私物である機器等の居室への持込み等の制限を行うこと。

ウ 監視センタ

(ア) 監視センタの立地及び設備要件

- a 監視センタは本業務受注者にて準備することとし、農林水産省本省と同時に震度6強以上とならないと想定されている日本国内の地域に立地していることを必須とする。なお、ヘルプデスクがやむを得ず本省と同時に震度6強以上となる地域を拠点とする場合を除き、ヘルプデスクと監視センタが同一拠点でも可とする。
- b 国土交通省ハザードマップポータルサイトで公表する各種災害のハザードマップにおいて、被災想定区域に該当する地域に立地していないことが望ましい。
- c 複数の公共交通機関から徒歩圏内に立地していること。
- d 農林水産省本省から、陸上交通アクセス（橋梁及びトンネルを介した道路及び鉄道によるアクセスを含む。）が可能であること。
- e 建物が耐震又は免震若しくは制震構造であり、災害に対して安全対策が講じられていること。
- f 災害時停電があった場合、非常用電源（無停電電源装置及び発電機）に切替わり業務継続が可能であること。

(イ) 監視センタのセキュリティ要件

- a 居室への入室に関して、掌形認証、虹彩認証等によって、個人を識別可能な物理的セキュリティが施されており、監視カメラが設置されていること。
- b マニュアル等の資料は施錠管理された書庫に保管すること。
- c 居室への入退室者については記録を行い、取得日の翌年から1年以上記録を保管すること。
- d 監視端末に監視担当者以外は触れられない対策が施されていること。
- e 外部電磁的記録媒体や要員の私物である機器等の居室への持込み等の制限を行うこと。

(ウ) 監視回線に係る要件

a 監視回線の要件

監視用回線として、監視センタから行政情報システムデータセンタ（西日本）及び行政情報システムデータセンタ（東日本）への帯域確保型の専用回線を整備し、回線使用料は本業務受注者が負担すること。また、農林水産省本省の運用管理セグメントへの接続に当たって必要な回線、機材等について用意し、費用についても本業務受注者が負担すること。なお、監視センタと本省間、監視センタと行政情報システムデータセンタ間の通信を暗号化することとし、帯域については、10Mbps以上を確保すること。

b 平成31年度更改における留意点

既存の行政情報システムデータセンタ（西日本）について、データセンタが変更となる可

能性を考慮し、平成32年1月1日以降の接続回線は平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者の負担によるものとする。そのため、本業務受注者との回線接続契約期間は以下のとおりとする。

回線接続契約期間：平成30年12月1日（想定）～平成31年12月31日まで

エッジルータの設置等、回線の整備にあたっては、現行の統合ネットワーク事業者及び第2次統合事業者と連携した上で作業を実施すること。また、平成31年度更改において既存の行政情報システムデータセンタ（西日本）について、データセンタが変更となった場合は平成31年度更改に係る事業者が用意するエッジルータを監視センタに設置することを考慮すること。

（５）各種会議の実施場所

当省を拠点とする。

４ 作業の管理

（１）本業務準備作業及び平成31年度更改に係る準備作業に係る管理

ア コミュニケーション管理

業務実施計画書に基づき、関係者間のコミュニケーションの円滑化、認識相違の防止を目的とし、以下に示す業務内容を実施すること。

- （ア）業務実施計画書の一部として、プロジェクト管理情報の作成、共有、蓄積等のルールや本プロジェクトの意思決定プロセス等のコミュニケーション管理計画を定義し、当省の承認を受けること。
- （イ）「５ 会議体」に示す各会議体のアジェンダ、提示するドキュメント、会議参加者、報告の締日、開催日等を定めること。
- （ウ）会議開催に当たっては、会議開催要領（日程・場所・議題）を事前に共有すること。
- （エ）会議に使用する資料は、原則１日（行政機関の休日を除く。）前までに事前送付すること。
- （オ）本業務において作成する文書の種類別に配布先を定めること。
- （カ）会議終了後、３日（行政機関の休日を除く。）以内に議事録を作成し、当省の承認を得ること。
- （キ）メール、電話等のコミュニケーションルールを定めること。

イ 体制管理

担当部署が承認した体制や要員計画について、原則として作業期間中の要員の変更は認めないが、やむを得ず変更する場合は速やかに変更予定の体制図を提出し、当省の承認を得るものとする。業務実施計画書において、体制変更におけるプロセスを規定すること。

ウ 進捗管理

各タスクの状況把握及びスケジュール管理を行うことを目的とし、以下に示す業務内容を実施すること。

- （ア）プロジェクト管理の国際基準であるPMBOK（Project Management Body of Knowledge）に準じた効率的なプロジェクト管理を行うこと。
- （イ）本業務を実施するために必要な作業を整理し、レビュー、承認の期間及び関係者等との協議

期間を考慮して WBS (Work Breakdown Structure) を作成すること。WBS には作業項目を付番し、体系的に管理すること。

- (ウ) WBS は、設計、構築、テストなどの管理単位で作業を階層化し、スケジュールや作業の順序関係、マイルストーンとの関係に不整合が生じないように、タスクを詳細化すること。タスクごとに作業内容、成果物、開始予定日、完了予定日、開始条件及び終了条件を明確にすること。
- (エ) タスクの詳細化は各工程開始前に実施し、具体的な進捗状況を把握可能な単位まで詳細化すること。詳細化の目安として、最小のタスクを 5 日程度まで詳細化すること。
- (オ) タスク間の関係を整理し、作業のクリティカルパスを明示すること。
- (カ) IPS の設計、構築、単体テスト及び結合テストに係る作業については、EVM (Earned Value Management) を用いてスケジュール差異、工数差異等を定量的に管理・分析すること。
- (キ) 定例会議等において、各タスクの進捗状況を担当部署に報告すること。
- (ク) 計画から遅れが生じた場合は、原因を調査し、要員の追加、担当者変更等の体制の見直しを含む改善策を速やかに提示し、担当部署の承認を得た上で、対策を実施すること。

エ 品質管理

各成果物の品質を管理し、成果物に求める品質水準に到達させることを目的とし、以下に示す業務内容を実施すること。

- (ア) 品質管理計画の策定、成果物作成、本業務受注者内のレビュー、当省のレビュー、品質分析、品質報告を含む一連の品質管理プロセスを定義し、当省の承認を受けること。なお、品質管理計画策定に係る計画段階、定常的な品質管理を行う実行段階、品質担保の最終的な確認を行う工程完了段階ごとに、品質管理プロセスを定義すること。
- (イ) 品質管理担当者を含む品質管理体制を整備すること。
- (ウ) 成果物に対しては、以下に示す成果物品質等に関する品質に係る確認視点を設けることとし、本業務受注者の開発方法論を加味し、定量的に品質を可視化できるような品質管理指標を定めること。
 - a 「要件定義書」及び各種設計書と「テスト計画書」の整合性・網羅性担保
 - b 「要件定義書」及び各種設計書と本業務に係る計画書等の整合性・網羅性担保
- (エ) 納入成果物に対する本業務受注者内のレビューは、複数回（管理者と承認者等が）実施すること。
- (オ) 品質管理指標に基づく品質管理を行い、その状況を品質管理報告書により報告すること。

オ リスク管理

各作業工程における目標の達成に対するリスクを最小限にすることを目的とし、以下に示す業務内容を実施すること。

- (ア) 技術的観点、財務的観点、進捗的観点、人為的観点、類似案件における経験等により、プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを識別し、その発生要因、発生確率及び影響度等を整理すること。また、発生確率及び影響度に基づきリスク対応の優先度を決定し、それに応じた対策を行うこと。
- (イ) 上記(ア)で整理した各内容について監視・評価し、その結果を報告すること。
- (ウ) リスクを顕在化させないための対応策（対応手順、体制等）を策定すること。特に、優先度の高いリスクについては、その発生に備え、緊急対応時の体制、計画を緊急対応時計画として

具体化すること。

- (エ) リスクが顕在化した場合には、サービスマネージャを中心として速やかにその発生要因、根本原因及び影響度を分析し、問題解決のため必要な措置を取ること。

カ 課題管理

プロジェクト遂行上、様々な局面で発生する各種課題について、課題の認識、対策の検討、解決及び報告のプロセスを明確にすることを目的とし、以下に示す業務内容を実施すること。

- (ア) 課題管理に当たり、課題内容、影響度、優先度、発生日、担当者、対応策、対応状況、対応結果及び解決日等の内容を一元管理すること。その他必要と考えられる項目についても、管理すること。
- (イ) 担当部署と状況を共有するために、起票、検討、対応及び承認といった一連のワークフローを意識した管理プロセスを確立すること。
- (ウ) 定例会議等において、担当部署に課題対応状況の報告を行うこと。
- (エ) 積極的に課題の早期発見に努め、迅速にその解決に取り組むこと。
- (オ) 重大な課題が発生した場合には、あらかじめ定めたエスカレーション手続きに従って速やかに担当部署に報告し、対応策について協議すること。

キ 変更管理

変更要求が発生した場合に変更点を明確にし、記録文書として残すことを目的として、以下の点に留意して変更管理を実施すること。

- (ア) 業務実施計画書の一部として変更要求の発生、「変更連絡票」の起票、影響分析、変更実施、変更結果の確認及び承認等の一連の変更管理プロセスを定義し、当省の承認を受けること。
- (イ) 設計確定後に明らかとなった変更要求について、その影響度及び重要度を分析し、当省と協議の上で対応策を決定すること。
- (ウ) 変更要求の内容、影響度、重要度、対応策、対応時期、対応結果等を「変更管理表」として取りまとめて管理し報告すること。
- (エ) 文書・設定内容の変更時においては、管理プロセスに従って、変更日、変更内容、バージョン等の変更履歴を残し、関係者が常に最新の同一文書・設定ファイル等に基づいて作業を行うことができるようにすること。

ク 貸出データ管理

設計の調査等で、担当部署から設計図書、ログ及びその他のデータの借用を行う場合には、貸出データ及びその目的を記載したデータ貸与及び消去報告書を作成して担当部署の承認を得ること。また、貸出データについては管理台帳を作成して管理するとともに、データの状況（調査中、返却済み、消去済み等）について、毎月担当部署に報告すること。

なお、返却又は消去については対応後、速やかに担当部署に報告すること。

ケ 情報セキュリティ対策

- (ア) 最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえた「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」及び契約締結後に貸与する当省の情報セキュリティ関連の規程等に基づき、セキュリティ対策を行うこと。
 - a プロジェクトの遂行に当たって、別紙7「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」を理解し、事故及び不正行為への対策を行うこと。
 - b 本業務受注者（本業務を実施する体制）において、十分な情報セキュリティを確保していることを業務実施計画書に明示すること。

(2) 運用管理業務に係る管理

ア コミュニケーション管理

業務実施計画書に基づき、関係者間のコミュニケーションの円滑化、認識相違の防止を目的とし、以下に示す業務内容を実施すること。

- (ア) 業務実施計画書の一部として、プロジェクト管理情報の作成、共有、蓄積等のルールや本プロジェクトの意思決定プロセス等のコミュニケーション管理計画を定義し、当省の承認を受けること。
- (イ) 「5 会議体」に示す各会議体のアジェンダ、提示するドキュメント、会議参加者、報告の締日、開催日等を定めること。
- (ウ) 会議開催に当たっては、会議開催要領（日程・場所・議題）を事前に共有すること。
- (エ) 会議に使用する資料は、原則1日（行政機関の休日を除く。）前までに事前送付すること。
- (オ) 会議の実施においては、ポータル掲示板の活用等により、ペーパーレス形式で実施できるようにすること。
- (カ) 本業務において作成する文書の種類別に配布先を定めること。
- (キ) 会議終了後、3日（行政機関の休日を除く。）以内に議事録を作成し、当省の承認を得ること。
- (ク) メール、電話等のコミュニケーションルールを定めること。

イ 体制管理

担当部署が承認した体制や要員計画について、原則として作業期間中の要員の変更は認めないが、やむを得ず変更する場合は速やかに変更予定の体制図を提出し、当省の承認を得るものとする。業務実施計画書において、体制変更におけるプロセスを規定すること。

ウ サービスレベル管理

別紙5「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）要件定義書」に示す「III 運用要件」に基づくサービスレベル管理業務を行うこと。

エ リスク管理

各作業工程における目標の達成に対するリスクを最小限にすることを目的とし、以下に示す業務内容を実施すること。

- (ア) 技術的観点、財務的観点、進捗的観点、人為的観点、類似案件における経験等により、プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを識別し、その発生要因、発生確率及び影響度等を整理

すること。また、発生確率及び影響度に基づきリスク対応の優先度を決定し、それに応じた対策を行うこと。

- (イ) 上記(ア)で整理した各内容について監視・評価し、その結果を報告すること。
- (ウ) リスクを顕在化させないための対応策（対応手順、体制等）を策定すること。特に、優先度の高いリスクについては、その発生に備え、緊急対応時の体制、計画を緊急対応時計画として具体化すること。
- (エ) リスクが顕在化した場合には、サービスマネージャを中心として速やかにその発生要因、根本原因及び影響度を分析し、問題解決のため必要な措置を取ること。

オ 課題管理

プロジェクト遂行上、様々な局面で発生する各種課題について、課題の認識、対策の検討、解決及び報告のプロセスを明確にすることを目的とし、以下に示す業務内容を実施すること。

- (ア) 課題管理に当たり、課題内容、影響度、優先度、発生日、担当者、対応策、対応状況、対応結果及び解決日等の内容を一元管理すること。その他必要と考えられる項目についても、管理すること。
- (イ) 担当部署と状況を共有するために、起票、検討、対応及び承認といった一連のワークフローを意識した管理プロセスを確立すること。
- (ウ) 定例会議等において、担当部署に課題対応状況の報告を行うこと。
- (エ) 積極的に課題の早期発見に努め、迅速にその解決に取り組むこと。
- (オ) 重大な課題が発生した場合には、あらかじめ定めたエスカレーション手続きに従って速やかに担当部署に報告し、対応策について協議すること。

カ 変更管理

変更要求が発生した場合に変更点を明確にし、記録文書として残すことを目的として、以下の点に留意して変更管理を実施すること。

- (ア) 業務実施計画書の一部として変更要求の発生、「変更連絡票」の起票、影響分析、変更実施、変更結果の確認及び承認等の一連の変更管理プロセスを定義し、当省の承認を受けること。
- (イ) 設計確定後に明らかとなった変更要求について、その影響度及び重要度を分析し、当省と協議の上で対応策を決定すること。
- (ウ) 変更要求の内容、影響度、重要度、対応策、対応時期、対応結果等を「変更管理表」として取りまとめて管理し報告すること。
- (エ) 文書・設定内容の変更時においては、管理プロセスに従って、変更日、変更内容、バージョン等の変更履歴を残し、関係者が常に最新の同一文書・設定ファイル等に基づいて作業を行うことができるようにすること。

キ 貸出データ管理

設計の調査等で、担当部署から設計図書、ログ及びその他のデータの借用を行う場合には、貸出データ及びその目的を記載したデータ貸与及び消去報告書を作成して担当部署の承認を得ること。また、貸出データについては管理台帳を作成して管理するとともに、データの状況（調査中、返却済み、消去済み等）について、毎月担当部署に報告すること。

なお、返却又は消去については対応後、速やかに担当部署に報告すること。

ク 情報セキュリティ対策

(ア) 最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえた「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」及び契約締結後に貸与する当省の情報セキュリティ関連の規程等に基づき、セキュリティ対策を行うこと。

a プロジェクトの遂行に当たって、別紙7「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」を理解し、事故及び不正行為への対策を行うこと。

本業務受注者（本業務を実施する体制）において、十分な情報セキュリティを確保していることを業務実施計画書に明示すること。

5 会議体

各作業工程における各種作業に関する打合せ、成果物等のレビュー、進捗確認、課題共有等を行うため、担当部署、工程管理支援事業者等との会議を開催すること。特に、以下(1)から(3)までの内容に関する会議等については、開催を必須とする。

なお、本業務においては、表XI-2から表XI-4に示すとおり、本業務準備作業に係る会議体、運用管理業務に係る会議体、平成31年度更改に係る準備作業に関する会議体を想定している。各作業工程の特徴、状況等を考慮し、その他必要と考える会議体があれば積極的に提案すること。

表 XI-2 本業務準備作業に関する会議体（平成 30 年 11 月下旬～平成 31 年 2 月）

会議体名称	概 要	開催頻度
キックオフ 会議	本業務受注者、工程管理支援事業者及び担当部署によって構成される。 業務実施計画書の概要資料に基づき、本業務の目的、管理要領、作業工程、主要タスク、スケジュール、役割分担等の事項について、関係者認識を一致させる。 主催者（招集者）及び議事録作成者は、本業務受注者とする。	契約締結日から10日（行政機関の休日を除く。）以内
定例会議	本業務受注者、工程管理支援事業者及び担当部署によって構成される。 本業務受注者が、担当部署に対し、本業務の進捗状況、課題管理状況、納入物の作成状況等について報告する。 主催者（招集者）及び議事録作成者は、本業務受注者とする。	隔週

会議体名称	概 要	開催頻度
個別検討会議	本業務の業務遂行に影響する個別の課題事項に関して、定例会議以外の協議の場として設けられるものである。本業務受注者、工程管理支援事業者に加え、議題の内容に応じ選択招集された関係者によって構成される。 本業務受注者は、現行の運用管理事業者、第2次統合事業者、現行の統合ネットワーク事業者及び担当部署等との協議が必要となる場合、工程管理支援事業者に本会議開催を依頼することができる。この場合、作業進捗が5日以上遅延する場合などの緊急の案件を除き、原則として本会議開催希望日の3日（行政機関の休日を除く。）前までに招集の依頼を行うこととする。なお、工程管理支援事業者から本会議の招集を受けたとき、本業務受注者はこれに参加すること。 主催者（招集者）及び議事録作成者は、本業務受注者又は工程管理支援事業者とする。	随時

表 XI-3 運用管理業務に関する会議体（平成31年3月～平成33年12月）

会議体名称	概 要	開催頻度
定例会議	本業務受注者、第2次統合事業者、第1次統合事業者又は平成31年度更改に係る設計・構築事業者、現行の統合ネットワーク事業者又は平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者及び担当部署によって構成される。 各事業者が、担当部署に対し、農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークの運用、保守状況及び課題管理状況等について報告する。主催者（招集者）及び全体運営者は、本業務受注者とする。また、本業務に係る議事録作成者は、本業務受注者とする。	月次
年次報告会議	本業務受注者、第2次統合事業者、農林水産省行政情報システムに係る保守事業者、統合ネットワークに係る保守事業者及び担当部署によって構成される。 各事業者が、担当部署に対し、農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークの年間の運用、保守状況及び課題管理状況等について報告する。主催者（招集者）及び全体運営者は、本業務受注者とする。また、本業務に係る議事録作成者は、本業務受注者とする。	年次

表 XI-4 平成31年度更改に係る準備作業に関する会議体（平成31年3月～平成31年12月）

会議体名称	概 要	開催頻度
定例会議	本業務受注者、工程管理支援事業者及び担当部署によって構成される。 本業務受注者が、担当部署に対し、本業務の進捗状況、課題管理	隔週

会議体名称	概 要	開催頻度
	状況、納入物の作成状況等について報告する。 主催者（招集者）及び議事録作成者は、工程管理支援事業者とする。	
個別検討会議	本業務の業務遂行に影響する個別の課題事項に関して、定例会議以外の協議の場として設けられるものである。本業務受注者、工程管理支援事業者に加え、議題の内容に応じ選択招集された関係者によって構成される。 本業務受注者は平成31年度更改に係る設計・構築事業者、平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者、担当部署等との協議が必要となる場合、工程管理支援事業者に本会議開催を依頼することができる。この場合、作業進捗が5日以上遅延する場合などの緊急の案件を除き、原則として本会議開催希望日の3日（行政機関の休日を除く。）前までに招集の依頼を行うこととする。なお、工程管理支援事業者から本会議の招集を受けたとき、本業務受注者はこれに参加すること。 主催者（招集者）及び議事録作成者は、本業務受注者又は工程管理支援事業者とする。	随時

XII 作業実施にあたっての遵守事項

1 機密保持、資料の取扱い

- (1) 本業務の遂行に当たっては、知り得た全ての事項（公知の情報を除く。）について、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。また、秘密保全に関することは、担当部署の指示に従うこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、従事する全ての者と退職後も有効な守秘義務覚書を個別に交わすこと。
- (3) 本業務において知り得た情報の漏えい等の事案が発生した際には、担当部署に電話、口頭等による報告を行うとともに、書面で提出すること。また、事案の発生後は事態の收拾及び拡大防止の措置を迅速かつ適切に行うこと。なお、当該漏えい等の事案が本業務受注者の責めに帰すべき場合は、本業務受注者以外の者が対応する作業も含め、対処に係る費用は全て本業務受注者が負担すること。
- (4) 本業務受注者の環境で本業務の各作業工程において、必要な情報以外を保持することのないよう、不要になった情報は適宜、当省に返却を行うこと。
- (5) 本業務受注者は、本業務に関連した資料等（電子データ、電子データを記録した記録媒体・装置、印刷物等の紙媒体を含む。）を持ち帰る必要が生じた場合には、担当部署へ資料等の名称、使用目的、数量等を記載した書面を提出し、事前に担当部署の承認を得ること。また、本業務終了後、速やかに担当部署へ返却すること。
- (6) 本業務受注者は、本業務に関連した資料等（電子データ、電子データを記録した記録媒体・装置、印刷物等の紙媒体を含む。）を複製し、省外に持ち出す必要が生じた場合には、担当部署へ資料等の名称、使用目的、複製方法、数量及び使用後の廃棄方法を記載した書面を提出し、事前

に担当部署の承認を得た上で複製すること。また、複製した資料等については、本業務終了後、速やかに復元又は判読できない方法を用いて確実に廃棄すること。

2 遵守する法令等

(1) 法令等の遵守

法基準として日本国内法を適用すること。

(2) 情報セキュリティの確保

本業務受注者は、情報セキュリティ確保の観点から、本業務の遂行に当たっては、別紙7「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」に基づいて各成果物を作成すると共に、各作業の実施の際はこれらを遵守すること。

(3) 個人情報の取扱い

ア 本業務受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等によって特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別が可能なものを含む。）をいう。以下同じ。）の取扱いに係る事項について担当部署と協議の上決定し、書面で提出すること。なお、提出する書面は、以下の事項を必ず記載すること。

(ア) 個人情報保護取扱責任者の所属・氏名等を記載した管理体制

(イ) 個人情報の管理状況の検査に関する事項（検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等）

イ 本業務受注者は、本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適切な取扱いに関する事項を明記し、担当部署の承認を得た上で実施すること。また、作業実施前に教育を実施し、個人情報の取扱いに関する認識を徹底させること。

ウ 本業務受注者は、個人情報を複製する際には、事前に担当部署の許可を得ること。なお、複製の範囲は必要最小限とし、複製した情報が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去すること。また、破棄作業が適切に行われたことを確認し、その保証をすること。

エ 本業務受注者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講じるとともに、担当部署に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。

オ 個人情報の取扱いにおいて、適切な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

カ 本業務受注者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えいにより、何らかの損害を発注者が被った場合、当該漏えいが本業務受注者の責めに帰すべき場合は、本業務受注者の責務により賠償すること。

(4) その他文書、標準への準拠

ア 本業務の遂行に当たって、当省が定める「農林水産省行政情報システム及び農林水産省統合ネットワークの整備と運用プロジェクト計画書」との整合性を確保して行うこと。

イ 本業務の遂行に当たって、当省が定める「農林水産省行政情報システム及び農林水産省統合ネットワークの整備と運用プロジェクト管理要領」との整合性を確保して行うこと。

ウ 本業務の遂行に当たって、「高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン（平成 28 年 10 月 7 日：内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）」に準拠して行うこと。

(5) 監査の受け入れ

本調達において整備及び管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、当省が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、当省が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を受け入れること（当省が別途選定した事業者による監査を含む。）。また、担当部署の求めに応じ、機器設定情報、ログファイル等の提出を行うこと。

情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当部署と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

XIII 成果物の取扱

1 瑕疵担保責任

成果物に対する瑕疵担保期間は、各成果物の納入期限から 1 年間とする。

2 検収

本業務受注者は、成果物等について、納品期日までに担当部署に内容の説明を実施して検収を受けること。なお、検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正を行い、変更点について担当部署に説明を行った上で、指定された期日までに再度納品すること。

XIV 再委託

1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

(1) 本業務受注者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して又は主たる業務を再委託してはならない。

(2) 本業務受注者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託先の商号又は名称、住所、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。

(3) 本業務受注者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、当省の承認を受けなければならない。

(4) 本業務受注者は、(2)又は(3)により再委託を行う場合には、本業務受注者が当省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。

(5) (2)から(4)までに基づき、本業務受注者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て本業務受注者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、本業務受注者の責に帰すべき事由とみなして、本業務受注者が責任を負うものとする。

XV その他

1 前提条件

- (1) 農林水産省行政情報システムは、当省内において、業務情報共有のための基幹システムとして運用しているため、運用・保守作業を実施する場合においては、業務停止等の事案が発生しないように十分留意すること。なお、本業務遂行に当たっては、関連事業者等と密接な連携を図りながら円滑に行うこと。
- (2) 当省で稼働している他の個別業務システム等の運用を停止させることなく運用・保守作業を行うこと。ただし、やむを得ず一時的に停止する場合は、担当部署と協議の上、その指示に従うこと。
- (3) 障害対応等においては、第1次統合事業者（平成31年度更改以降は同更改に係る設計・構築事業者）、第2次統合事業者、現行の統合ネットワーク事業者（平成31年度更改以降は同更改に係る統合ネットワーク事業者）等と連携を行い適切な対応をするとともに、設定に必要な打合せは、担当部署の許可を得た上で実施すること。
- (4) 本業務の履行に当たって必要となるソフトウェア等が生じた場合は、担当部署の承認を得た上で、本業務受注者の負担で用意すること。なお、ソフトウェア等は社会的に広く稼働実績があり、既知のセキュリティホールに対する対策がとられているものを用的とともに、必要なライセンス数を用意すること。
- (5) 本業務において、諸事情により契約の変更が必要となった場合、担当部署の求めに応じ協議すること。
- (6) IPS 及び別紙5「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）要件定義書」に示す保守契約締結対象機器については、ハードウェアベンダとの間でサポート契約の締結後、速やかに関連する業者との契約書の写しを担当部署に提出すること。
- (7) 平成31年3月以降においては、本調達仕様書に基づく、毎月の業務を完了した旨の業務完了通知書を翌月初めの5日目（行政機関の休日を除く。）以内に担当部署に提出すること。なお、各年度の最終月（3月）分は同月最終日（最終日が行政機関の休日の場合、直前の開庁日）までに提出すること。
- (8) 標準ガイドラインに基づき、以下の対応を実施すること。
 - ア 標準ガイドライン「別紙2 情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳を記載した政府情報システム管理データベース（以下「ODB」という。）登録用シートを契約後、速やかに担当部署へ提出すること。
 - イ 次に掲げる事項について記載した ODB 登録用シートを、業務実施計画書において定める時期に担当部署へ提出すること。
 - (ア) 開発規模の管理
情報システムの開発規模（工数、ファンクションポイント等）の計画値及び実績値
 - (イ) ハードウェアの管理
情報システムを構成するハードウェアの製品名、型番、ハードウェア分類、契約形態、保守期限等
 - (ウ) ソフトウェアの管理
情報システムを構成するソフトウェア製品の名称（エディションを含む。）、バージョン、ソフトウェア分類、契約形態、ライセンス形態、サポート期限等

(エ) 回線の管理

情報システムを構成する回線の回線種別、回線サービス名、事業者名、使用期間、ネットワーク帯域等

(オ) 外部サービスの管理

情報システムを構成するクラウドコンピューティングサービス等の外部サービス利用形態、使用期間等

(カ) 施設の管理

情報システムを構成するハードウェア等が設置され、又は情報システムの運用業務等に用いる区域を有する施設の施設形態、所在地、耐久性、ラック数、各区域に関する情報等

(キ) 公開ドメインの管理

情報システムが利用する公開ドメインの名称、DNS名、有効期限等

(ク) 取扱情報の管理

情報システムが取り扱う情報について、データ・マスタ名、個人情報の有無、格付等

(ケ) 情報セキュリティ要件の管理

情報システムの情報セキュリティ要件

(コ) 指標の管理

ウ 情報システムの運用及び保守の間、把握すべき KPI (Key Performance Indicator) 名、KPI の分類、計画値等の案次に掲げる事項について記載した ODB 登録用シートを、業務実施計画書において定める時期に担当部署へ提出すること。

(ア) 各データの変更管理

情報システムの運用及び保守において、開発規模の管理、ハードウェアの管理、ソフトウェアの管理、回線の管理、外部サービスの管理、施設の管理、公開ドメインの管理、取扱情報の管理、情報セキュリティ要件の管理、指標の管理の各項目の内容に変更が生じる作業を実施したときは、当該変更を行った項目

(イ) 作業実績等の管理

情報システムの保守中に取りまとめた作業実績、リスク、課題及び障害事由

エ 上記イ及びウ以外においても、担当部署の求めに応じ、スケジュールや工数等の計画値及び実績値について記載した ODB 登録用シートを提出すること。

2 時間外費用

- (1) サービスデスク及びヘルプデスクの専従要員が行う業務、また、保守業務について、業務時間外に業務を実施する際は、開始時間及び終了時間並びに作業内容を別紙 8 「時間外勤務報告書」に記載の上、担当部署へ提出し、承認を得た上で実施すること。
- (2) 時間外勤務に係る料金は、月末に担当部署の確認を受けた別紙 8 「時間外勤務報告書」の作業時間に単価を乗じて得た金額をもって請求書を作成し、請求すること。なお、月単位に 1 時間未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて計算すること。

XVI 附属文書

1 別紙及び資料

- (1) 別紙 1 現行の農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークの概要
- (2) 別紙 2 第 2 次統合における作業体制

- (3) 別紙3 作業スケジュール案
- (4) 別紙4 総合テストから本番運用における役割分担
- (5) 別紙5 農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）要件定義書
- (6) 資料1 業務の規模、利用場所等
- (7) 資料2 平成31年度更改後の農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークサービスの概要（仮）
- (8) 資料3 運用管理及び保守対象一覧
- (9) 資料4 システム管理職員窓口一覧
- (10) 資料5 SLA 項目例
- (11) 別紙6 成果物一覧
- (12) 別紙7 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様
- (13) 別紙8 時間外勤務報告書
- (14) 別紙9 用語集

2 事業者が閲覧できる資料の例

- (1) 現行の運用管理業務に係る資料
 - ア 総合試験項目（運用管理業務）
 - イ 運用手順書
 - ウ 運用管理業務のSLA（平成30年度分）
 - エ 月次運用管理業務報告書、年次運用管理業務報告書
- (2) 農林水産省行政情報システム（第1次統合分）に係る資料
 - ア 設計構築資料一式（基本設計書、運用設計書）
 - イ 保守業務報告書一式（保守作業計画、保守実施要領）
- (3) 農林水産省行政情報システム（第2次統合分）に係る資料
 - ア 設計構築資料一式（WBS、基本設計書、運用設計書）
- (4) 現行の統合ネットワークに係る資料
 - ア 設計構築資料一式（基本設計書、運用設計書）
 - イ 作業計画書

3 閲覧要領

現行の行政情報システムの設計書等（機密性の高い情報を除く。）の資料については、本業務の入札公告日から総合評価のための書類の提出期限の前日までの期間に限り、担当部署が指示する日時及び場所（農林水産省本省内）において、閲覧を可とする。閲覧を希望する者は、閲覧希望日の3日（行政機関の休日を含まない）前までの午前10時から午後5時までの間に担当部署に電話で連絡することとし、担当部署が別途提示する資料閲覧申請書を提出すること。

なお、閲覧に当たっては、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料によっては、情報セキュリティ確保等の観点から閲覧できない場合がある。

4 その他事業者の提案に資する資料

特になし。

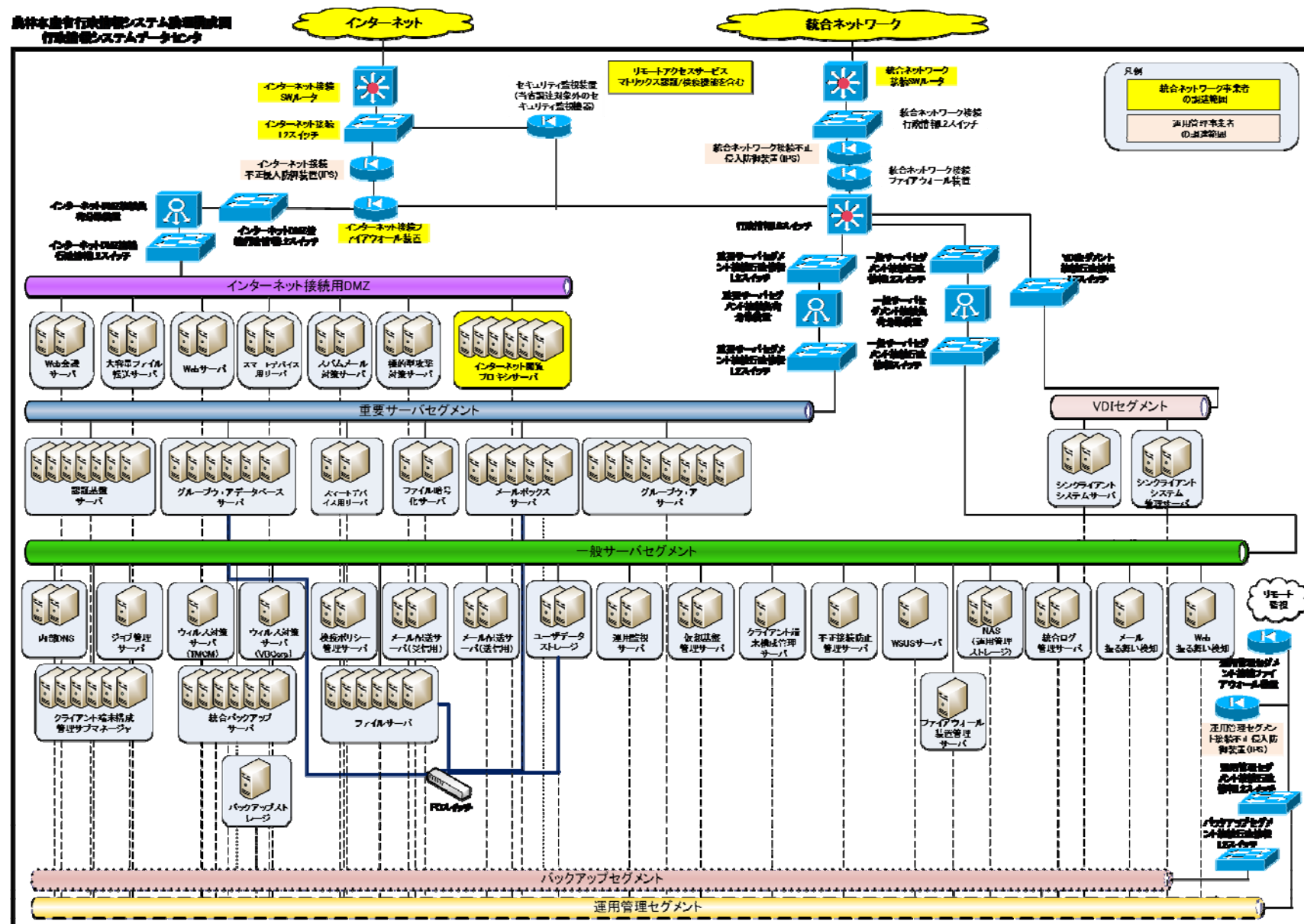
5 契約締結後に開示する資料の例

- (1) 行政情報システムデータセンタ（西日本、東日本）の設置場所
- (2) 農林水産省行政情報システム及び農林水産省統合ネットワークの整備と運用プロジェクト計画書
- (3) 農林水産省行政情報システム及び農林水産省統合ネットワークの整備と運用プロジェクト管理要領
- (4) 農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則
- (5) 上記(4)に基づき策定された情報セキュリティ関連の規程類

別紙1 現行の農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークの概要

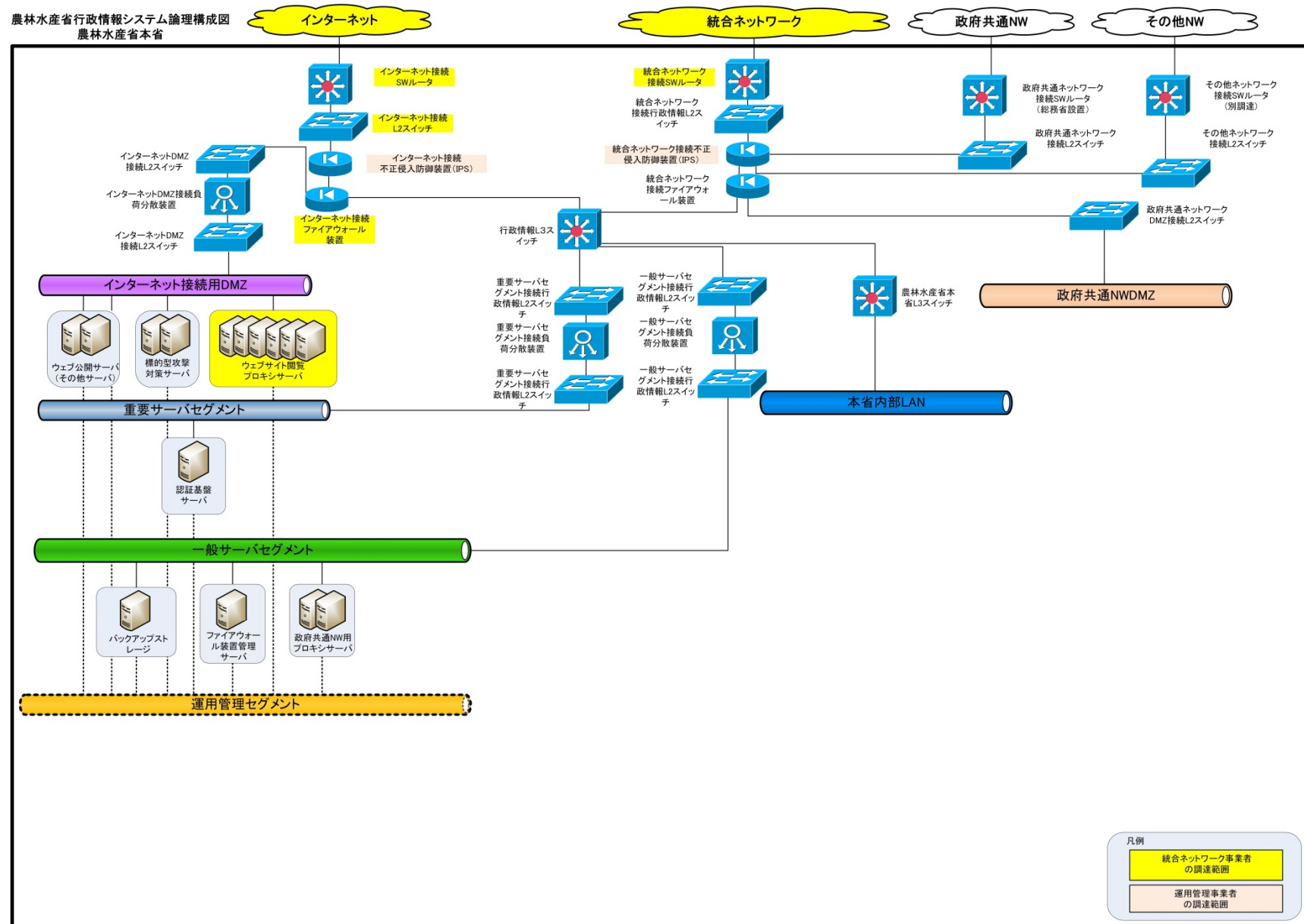
(1) 論理構成図 (行政情報システムデータセンタ)

※本図は現行の概要を示すものであり、詳細については実際のシステム構成と異なる場合がある。



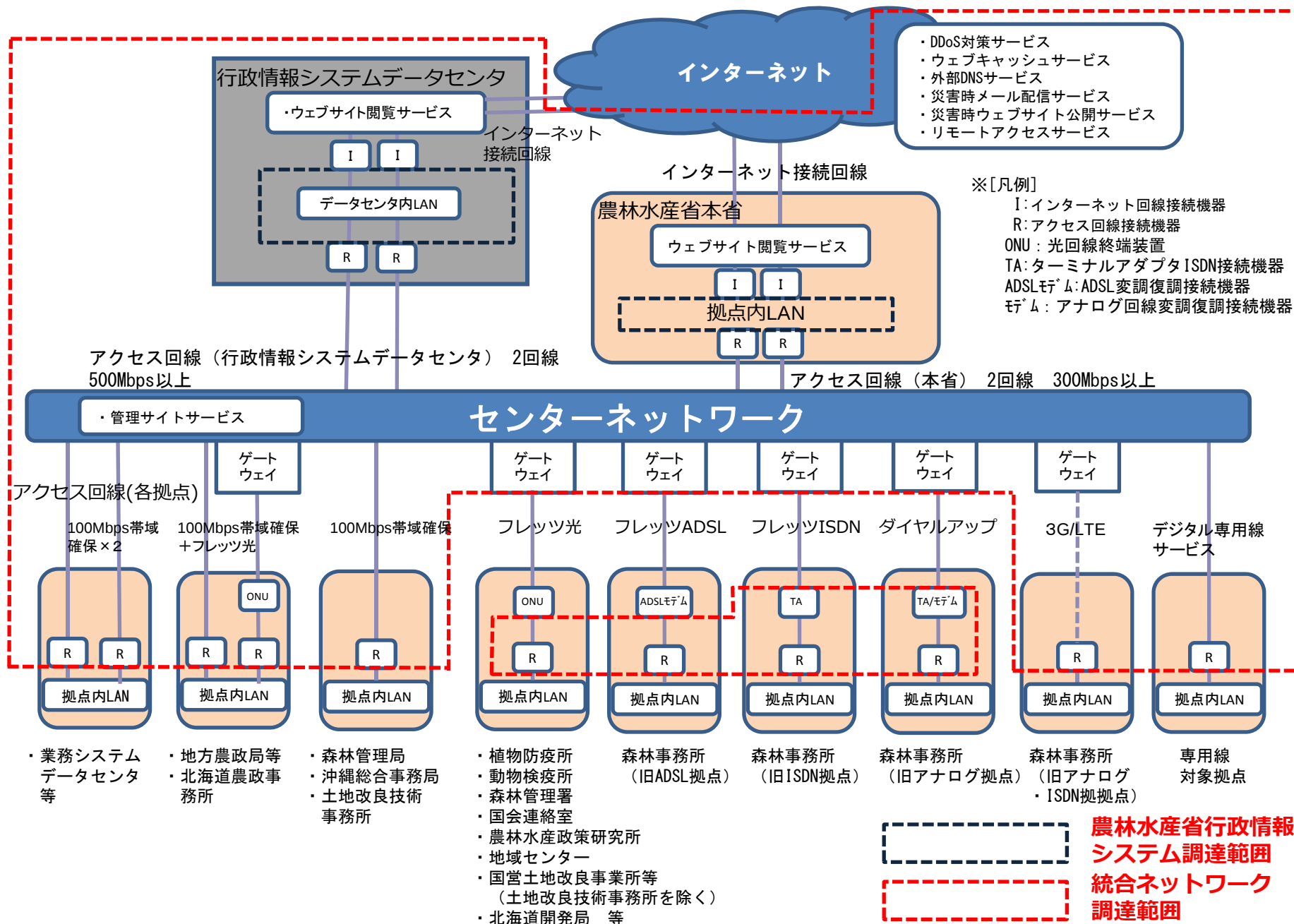
(2) 論理構成図（農林水産省本省）

※本図は現行の概要を示すものであり、詳細については実際のシステム構成と異なる場合がある。

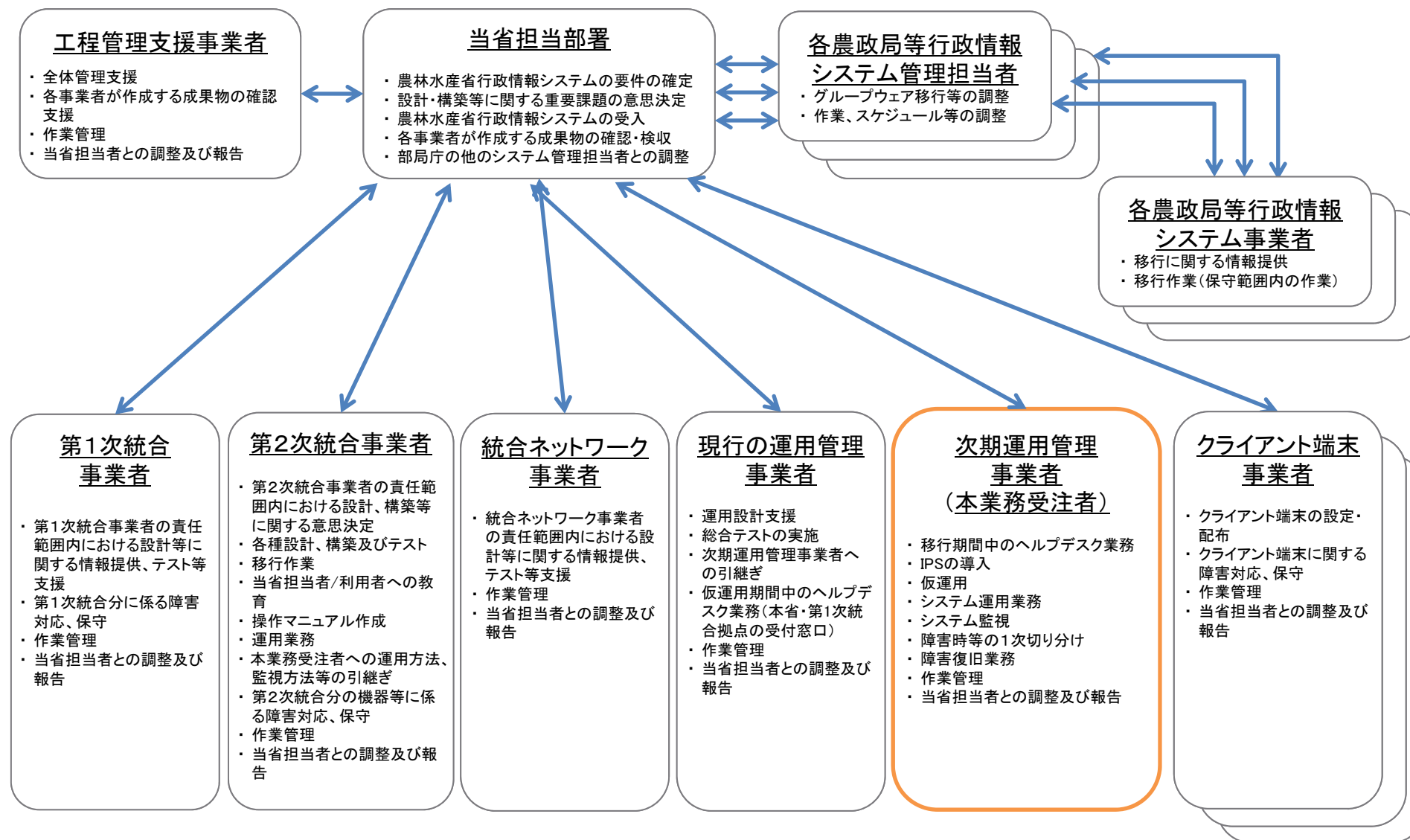


(3) 統合ネットワーク概要図

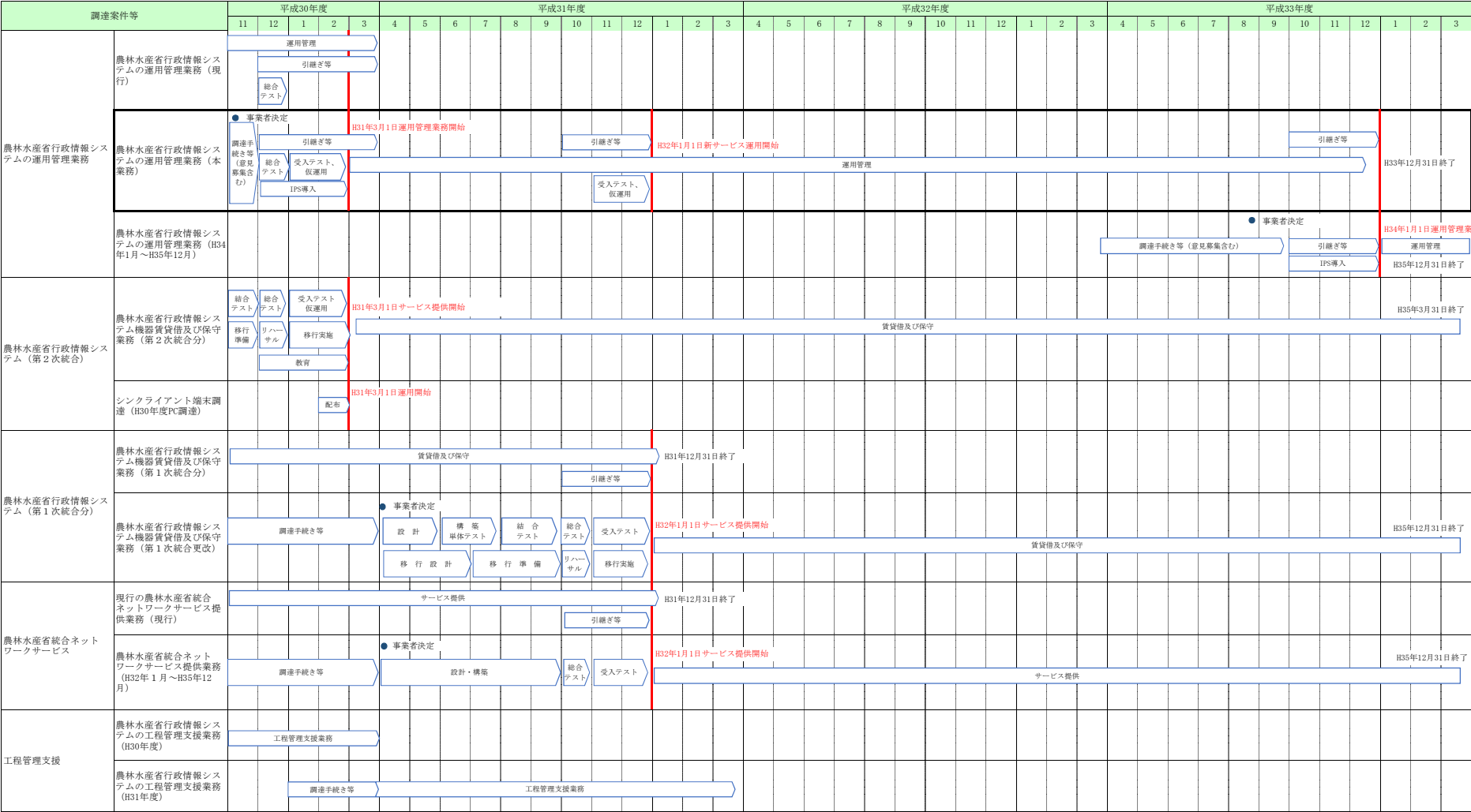
※本図は現行の概要を示すものであり、詳細については実際のシステム構成と異なる場合がある。



別紙2 第2次統合における作業体制



※平成31年度に予定している農林水産省行政情報システム(第1次統合分)及び統合ネットワークの更改については、上記作業体制の定義対象外とする。



別紙 4：総合テストから本番運用における役割分担

スケジュール		2018年	2019年		
		12月	1月～2月	3月	4月
マイルストン		移行判定テスト ★	★ 移行開始	★ 第2次統合分サービス提供開始	
作業（2次統合分）		総合テスト（現行運用管理事業者が実施）	受入テスト（2次統合事業者が支援）	仮運用（本業務受注者が実施）	本番運用（本業務受注者が実施）
ユーザ	本省	現行の運用管理事業者			本業務受注者
	第1次統合対象拠点				
	第2次統合対象拠点	現行の運用管理事業者（ウェブ会議、大容量ファイル転送、電子掲示板に係るサポート／ウェブ会議、大容量ファイル転送、電子掲示板、メール配信、URLフィルタ、統合ネットワークサービスに係る問合せ対応）			
		第2次統合事業者（障害対応等）			
サーバ等機器	本省（第1次統合分）	現行の運用管理事業者		現行の運用管理事業者	本業務受注者
				本業務受注者【監視】	
	本省（第2次統合分）	第2次統合事業者（障害対応等）			
			本業務受注者		
	西日本データセンタ（第1次統合分）	現行の運用管理事業者		現行の運用管理事業者	
			本業務受注者【監視】		
	西日本データセンタ（第2次統合分）	第2次統合事業者（障害対応等）			
			本業務受注者		
	東日本データセンタ	第2次統合事業者（障害対応等）			
			本業務受注者		

農林水産省行政情報システムの運用管理業務
(平成 31 年 3 月～平成 33 年 12 月)
要件定義書 (案)

平成 30 年 8 月

農林水産省大臣官房
広報評価課

目次

I	調達件名	1
II	業務要件の定義	1
1	業務実施内容	1
2	規模、利用場所等	1
3	利用時間等	1
4	管理すべき指標	1
5	情報システム化の範囲	2
(1)	システム全体像	2
(2)	情報システムの機能	3
6	平成 31 年度更改後の農林水産省行政情報システムに係る業務要件等	6
III	運用要件	6
1	プロジェクト管理業務	7
(1)	業務要件	7
2	サービスデスク業務	7
(1)	業務全般に係る要件	8
(2)	クライアント端末等への対応に係る要件	8
(3)	シンククライアントシステム（VDI）への対応に係る要件	8
(4)	サーバ等への対応に係る要件	9
(5)	その他作業への対応に係る要件	9
3	ヘルプデスク業務	10
(1)	業務全般に係る要件	11
(2)	問合せ管理基盤要件	12
4	情報セキュリティ管理業務	12
(1)	アカウント管理	12
(2)	セキュリティパッチの適用	12
(3)	ログの分析及び抽出	12
(4)	外部電磁的記録媒体等の接続制限	13
(5)	自己点検	13
(6)	情報の授受方法	13
(7)	不正プログラム対策	13
(8)	ソフトウェア導入許可管理	13
(9)	情報セキュリティ機器に対する設定作業	13
(10)	構成管理	13
5	監視業務	14
(1)	監視対象	14
(2)	監視項目	14
(3)	監視業務全般	14

6	保守業務.....	15
(1)	業務概要.....	15
(2)	業務詳細.....	15
7	構成管理業務.....	17
(1)	業務要件.....	17
(2)	対象範囲.....	17
(3)	農林水産省行政情報システムサーバ及び本省基幹ネットワーク機器の構成管理..	17
(4)	クライアント端末及びシンクライアントシステム（VDI）の構成管理.....	18
(5)	統合ネットワークの構成管理.....	19
(6)	貸出しデータ管理.....	19
(7)	IP アドレスの管理	19
(8)	データ通信機器の貸出し管理（農林水産省本省のみ）	19
8	性能管理業務.....	20
(1)	農林水産省行政情報システムの性能管理.....	20
(2)	統合ネットワークの性能管理.....	20
9	サービスレベル管理業務.....	20
(1)	運用管理業務の SLA の内容.....	20
(2)	運用管理業務の SLA の締結.....	21
10	データバックアップ管理業務	22
(1)	対象範囲.....	22
(2)	バックアップ管理対象.....	22
(3)	作業項目.....	22
11	障害対応業務	22
(1)	対応時間.....	22
(2)	障害復旧業務.....	23
(3)	対象範囲.....	23
(4)	構成管理.....	24
12	サイバー攻撃対策業務	25
(1)	不正アクセス及びファイアウォールの監視.....	25
(2)	農林水産省行政情報システム構築事業者及び統合ネットワーク事業者が導入する 機器の標的型攻撃検知・隔離機器による監視、解析、支援等	29
(3)	プロキシサーバのログ、ドメインサーバの認証ログ、証跡管理システムのログの 解析、支援等	33
(4)	その他の支援.....	34
(5)	構成管理.....	34
13	脆弱性対策業務	34
14	BCP 対応業務.....	35
(1)	前提.....	35
(2)	災害時の対応.....	36
15	職員教育支援業務	36

1 6 報告業務	36
(1) 日次報告対象.....	36
(2) 月次報告対象.....	37
(3) 年次報告対象.....	37
IV 運用管理業務フロー.....	37
V 定常作業項目.....	38
1 日常の運用管理の作業項目.....	38
2 申請作業項目.....	38
3 その他の随時対応項目.....	39
(1) アカウント情報の管理及び提供に係る対応.....	39
(2) 勤怠管理機能に係る対応.....	39
VI 標準管理項目.....	39
1 運用対象機器.....	39
2 ソフトウェア管理.....	40
3 アカウント/パスワード管理.....	40
4 運用管理.....	40
VII ドキュメント管理.....	40

I 調達件名

農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）

II 業務要件の定義

1 業務実施内容

- (1) 農林水産省（以下「当省」という。）の全ての職員が、農林水産省行政情報システムに接続した1人1台のクライアント端末（ノート型が基本）を使用し、文書処理、表計算、情報共有、外部との情報交換、情報公開等の日常業務を行う。
- (2) 職員の自宅や出張先等において、持運び容易な業務用のクライアント端末から農林水産省行政情報システムの各種機能を利用する。国会業務など時間的・場所的な制約を受けやすい業務を行っている本省の端末全体で利用できるよう整備する。加えて地方組織では事前申請により貸出端末を利用可能とし、出張、テレワーク等で利用する。また、テレワーク等を行う職員の勤怠状況の管理を行う。
- (3) 本省の会議室、幹部室、執務室内の打合せスペース等を無線LAN化（自席では端末をLANケーブルに接続）し、ペーパーレスの会議や打合せを行う。
- (4) 本省でのリモートアクセスや無線LANが効果的に利用できるよう、省内の業務用端末について現在よりも一回り小型で軽く、持ち運びしやすいシンクライアント端末に変更する。現在利用しているパソコンの更新に合わせて、順次切り替えを行う（平成30年度：約3,000台、平成31年度：約800台、平成32年度：約1,200台を予定。）。

2 規模、利用場所等

第2次統合後の農林水産省行政情報システムを用いた業務の規模、利用拠点を資料1「業務の規模、利用場所等」に示す。

3 利用時間等

農林水産省行政情報システムの利用時間は24時間365日とする。

なお、当省庁舎の電気設備法定点検による全館停電等で利用できない時間は除く。

4 管理すべき指標

第2次統合後の当省業務において、表II-1に示す指標の達成を目指すものとする。

表 II-1 管理すべき指標

No.	視 点	指 標
1	働き方改革の推進	ペーパーレス会議実施率の向上 用紙の削減量
2	働き方改革の推進	テレワーク実施率の向上 リモートアクセス機能を利用した利用者数 ／リモートアクセスユーザ数

5 情報システム化の範囲

(1) システム全体像

農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークサービスの第2次統合後の概要図及び配置図（想定）は図II-1、図II-2に示すとおりである。

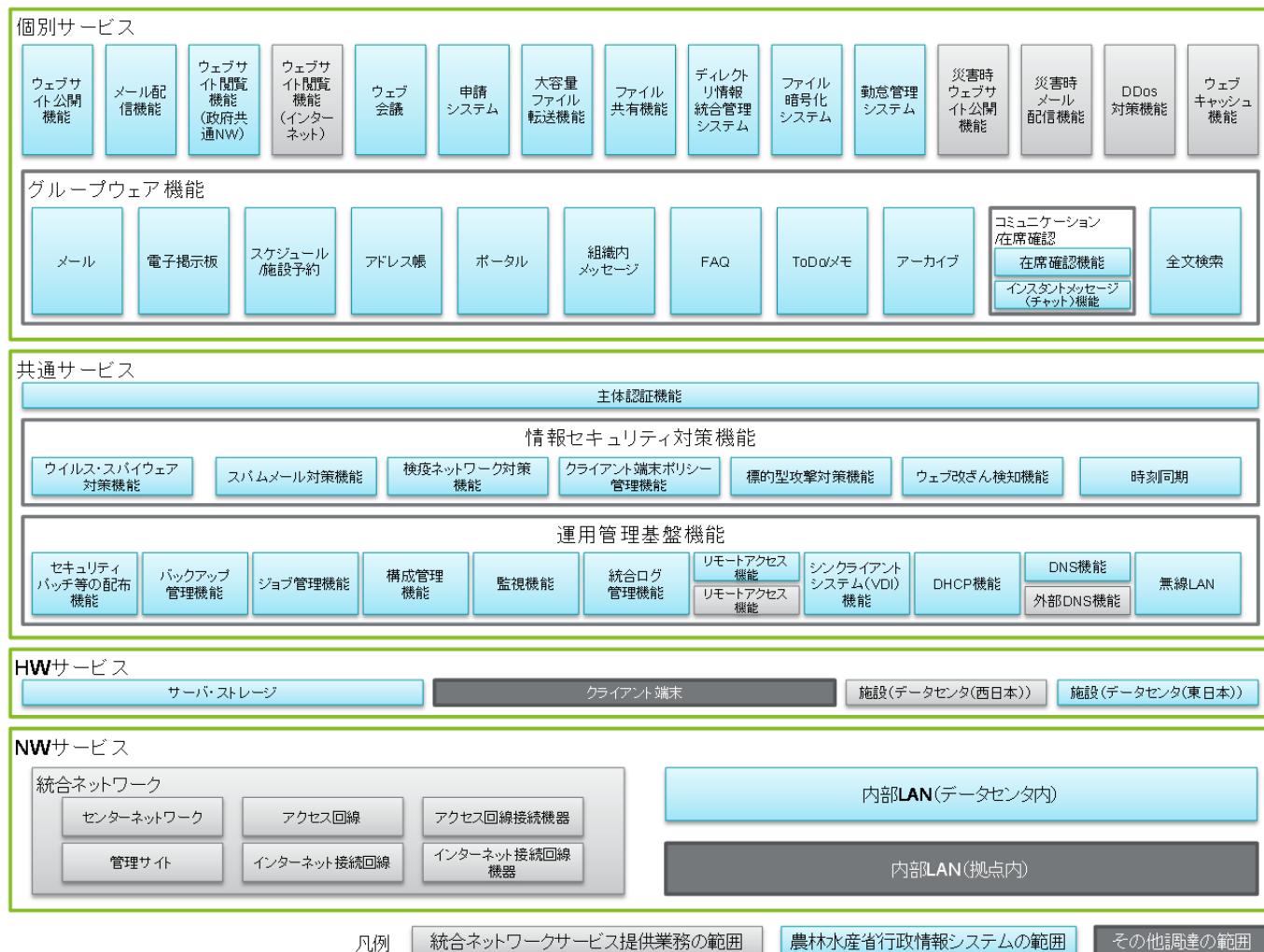


図 II-1 第2次統合後の農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークサービス概要図

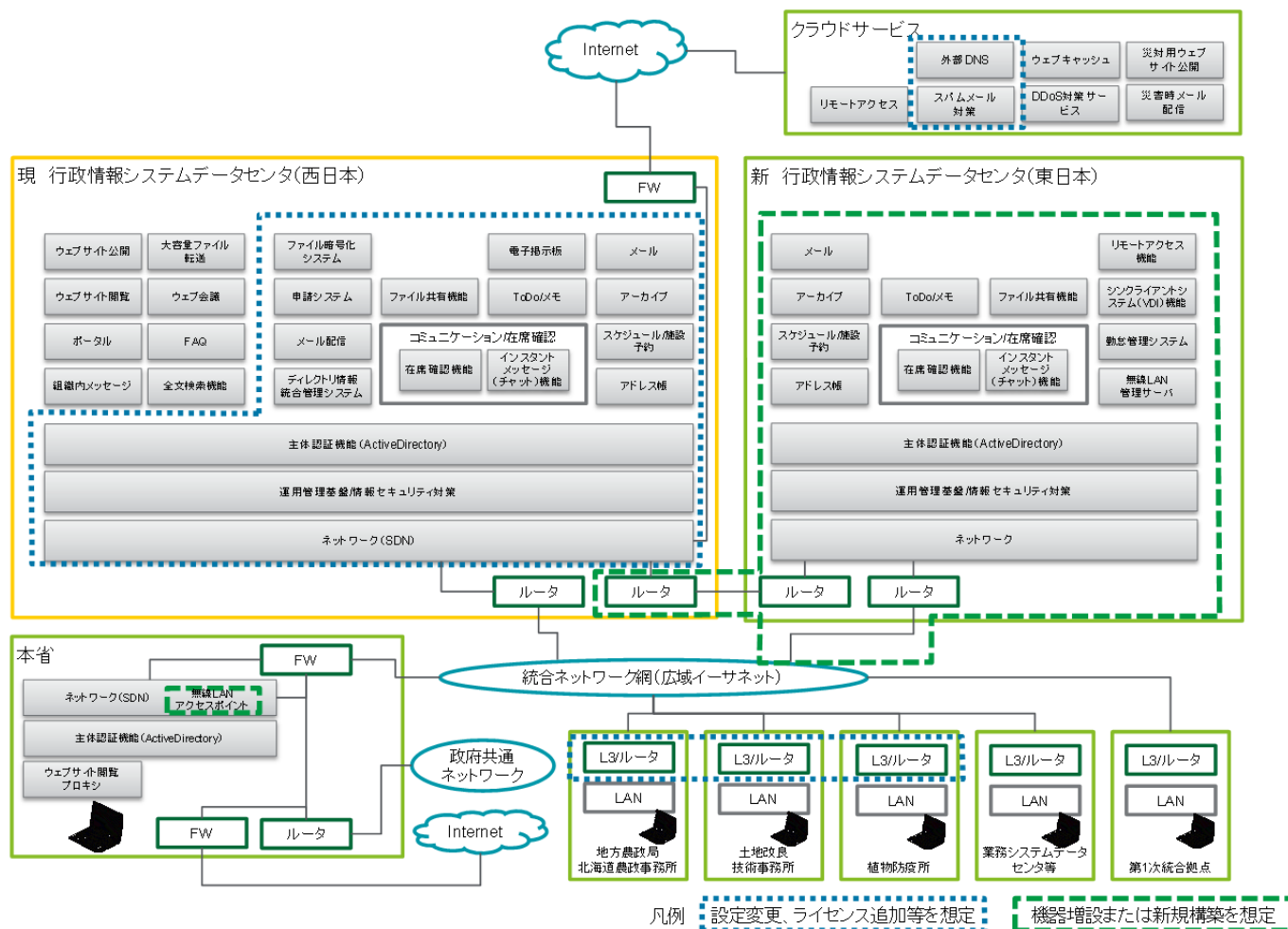


図 II-2 第2次統合後の農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークサービス配置図
(想定)

(2) 情報システムの機能

農林水産省行政情報システムが提供する機能は表II-2及び表II-3に示すとおりである。

表 II-2 農林水産省行政情報システムの機能 (共通サービス)

機能名	機能の概要	実現範囲	
		現在	第2次統合後
共通サービス		-	-
主体認証機能	アクセス権のない者による情報の漏えい及び滅失、農林水産省行政情報システムの停止等の情報セキュリティインシデントを防止するためを行う主体認証基盤である。また、可能な限りシングルサインオンを行うことで、システム利用時のユーザの負荷を軽減する。	ドメイン登録ユーザ：全省を対象 ドメイン参加端末：本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象
情報セキュリティ対策機能		-	-
ウイルス・スパイウェア対策機能	サーバ機器及びクライアント端末に対するウイルス・スパイウェア等のマルウェアの検知及び駆除を行う機能である。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象
スパムメール対策機能	メールの通信を監視し、スパムメール（迷惑メール）を事前に検知・隔離する機能である。	全省を対象	全省を対象
検疫ネットワーク対策機能	クライアント端末の情報セキュリティ対策状況を管理し、安全にシステムに接続させる機能である。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象

機能名		機能の概要	実現範囲	
			現在	第2次統合後
		る。		
	クライアント端末ポリシー管理機能	クライアント端末において利用が許可されていないデバイス及びソフトウェアの利用を制限する機能である。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象
	標的型攻撃対策機能	標的型攻撃による不正プログラムの侵入、感染拡大等を防止するための措置を行う機能である。	全省を対象	全省を対象
	ウェブ改ざん検知機能	ウェブサイトのコンテンツに対する不正な書換えが発生した場合に検知する機能である。	全省を対象	全省を対象
	時刻同期機能	農林水産省行政情報システムを構成する機器の時刻を同期する機能である。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象
運用管理基盤			-	-
	セキュリティパッチ等の配布機能	Windows が導入されている農林水産省行政情報システムのクライアント端末に対し、OS のセキュリティパッチ及びソフトウェアを配布する機能である。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象
	バックアップ管理機能	農林水産省行政情報システムを構成するサーバのシステム領域等のバックアップ及びファイル共有機能やグループウェアデータ等のバックアップを行う機能である。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象
	ジョブ管理機能	農林水産省行政情報システムを構成するサーバのバッチジョブを一元的に管理する機能である。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象
	構成管理機能	クライアント端末から資産情報を収集し、ソフトウェア等の利用状況を把握・管理する機能である。また、クライアント端末の証跡ログについても本機能で実現する。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象
	監視機能	農林水産省行政情報システムを構成するサーバ及びシステムで使用するデータベースの稼働状況及び性能を監視する機能である。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象
	統合ログ管理機能	農林水産省行政情報システムを構成するサーバ、ネットワーク機器等のログを収集・保管し、ログデータの解析を行う機能である。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象
	リモートアクセス機能	農林水産省行政情報システムが提供するサービスについて、庁舎外から接続して利用できる機能である。	800 ユーザ（同時アクセス最大 200 ユーザ）	新たに 6,000 ユーザ（同時アクセス最大 1,500 ユーザ）を追加
	シンクライアントシステム（VDI）機能	農林水産省行政情報システムが提供するサービスについて、シンクライアント端末から接続して利用できる機能である。	機密情報アクセス用：717 ユーザ / 717 台 一般用：500 ユーザ / 200 台	機密情報アクセス用：717 ユーザ / 717 台 新たに 6,000 ユーザ / 6,000 台を追加
	DHCP 機能	農林水産省行政情報システムを利用するクライアント端末に対し IP アドレスを提供する機能である。 各拠点のクライアント端末に IP アドレス、サブネットマスク、デフォルトゲートウェイなど、必要な情報を自動的に割り当てる機能に加え、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）対策として、DHCP サーバを設置する行政情報システムデータセンタ（西日本）が利用不可となった時でも必要な情報の割り当てが可能となるよう、本省にも DHCP サーバを設置している。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象
	DNS 機能	農林水産省行政情報システムのサーバ間の名前解決及びユーザが農林水産省行政情報システムを利用するために必要な名前解決を行うための機能である。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象
	無線 LAN	本省庁舎内の会議室、幹部室等に設置したアクセスポイントを通じて、農林水産省行政情報システムが提供するサービスを利用できる機能である。	なし	本省に設置

表 II-3 農林水産省行政情報システムの機能（個別サービス）

機能名		機能の概要	実現範囲	
			現在	第2次統合後
個別サービス		-	-	
ウェブサイト公開機能	当省が管理、運営を行うウェブサイトを開示する機能である。	全省を対象	全省を対象	
メール配信機能	電子メールの送受信を行う機能である。	全省を対象	全省を対象	
ウェブサイト閲覧機能	インターネット及び政府共通ネットワークのウェブサイトの閲覧を行うための機能である。また、不正サイトや当省が指定する禁止サイトへのアクセス制御を一元的に管理する。 統合ネットワーク事業者が用意するファイアウォール機能、プロキシ機能、コンテンツフィルタリング機能、URL フィルタリング機能を用いてウェブサイトの閲覧を行っている。	全省を対象	全省を対象	
グループウェア機能		-	-	
メール	電子メールを送受信する機能である。当省職員及び省外の者との通信連絡、情報共有及びコミュニケーションの実現を目的とする。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象	
電子掲示板	組織的に共有すべき情報を共有するための機能である。組織（拠点、組織、グループ等）ごと及び組織間において、内部連絡、周知、通知等を円滑に行うことを目的とする。	全省を対象 （ただし第2次統合対象拠点では一部利用）	全省を対象	
スケジュール/施設予約	職員個人のスケジュール、省内施設の利用状況を管理する機能である。グループ内又は組織内の職員同士のスケジュールを確認できることで、会議招集の連絡及び出欠確認を簡便にする。また、会議室等の施設予約の管理を容易にすることを目的とする。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象	
アドレス帳	省内等組織における連絡先及び個人の連絡先を管理する機能である。組織共有のアドレス帳を階層構造で管理・表示可能とする。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象	
ポータル	各サービス及びよく利用する機能等をページごとにまとめた機能である。 メール、電子掲示板、スケジュール等を1つに集約することにより、利便性の向上を図ることを目的とする。	全省を対象	全省を対象	
組織内メッセージ	省内ユーザのみを宛先とする、メールサービスを利用しないメッセージング機能である。	林野庁及び森林管理局を対象	林野庁及び森林管理局を対象	
FAQ	運用管理事業者が作成・更新するFAQ（よくある質問と回答）を閲覧するための機能である。当省職員が自ら問題を解決するための支援を行うことで、業務を効率化することを目的とする。	全省を対象	全省を対象	
ToDo/メモ	タスク（ToDo）をリストにして登録管理する機能及び外出中の電話の連絡等、特定の職員にメモ又はタスクとして残すこと、若しくは通知することができる機能である。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象	
アーカイブ	職員個人に割り当てられたメールボックスの容量を超えた場合やメールを長期的に保存する場合に、職員が利用しているクライアント端末等の別の領域にメールを保存できる機能である。また、チャット機能でやりとりされたメッセージについてもアーカイブとしてサーバ側又はクライアント側に保存する。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象	
コミュニケーション/在席確認		-	-	
在席確認機能	職員の在席状況をリアルタイムで確認することができる機能である。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象	

機能名			機能の概要	実現範囲	
				現在	第2次統合後
		インスタントメッセージ（チャット）機能	省内の組織内の簡易コミュニケーションツールとして、ネットワーク回線を介したリアルタイムコミュニケーションを行う機能である。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象
		全文検索機能	対象のファイルをインデックスに基づき簡便に検索する機能である。	林野庁及び森林管理局を対象	林野庁及び森林管理局を対象
		ウェブ会議	音声、映像、チャット等によるコミュニケーション、資料等の共有を行う機能である。	全省を対象	全省を対象
		申請システム	自席のクライアント端末から農林水産省行政情報システムに係る申請等を行う機能である。	全省を対象 （第2次統合対象拠点では一部申請のみ利用）	全省を対象
		大容量ファイル転送機能	電子メールでは送受信できない容量の大きなファイルを送受信する機能である。	全省を対象	全省を対象
		ファイル共有機能	職員が文書ファイル等を共有・保存する機能である。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象
		ディレクトリ情報統合管理システム	政府共通プラットフォーム職員認証サービス（GIMA）の当省職員情報及び人事給与システム等と連携してユーザアカウント情報を一元的に管理し、主体認証機能やグループウェア機能との認証情報連携を行う機能である。	全省を対象	全省を対象
		ファイル暗号化システム	情報漏えい対策の一つとして、クライアント端末、共有フォルダ等に保存されている行政文書について自動的にファイル暗号化を行う機能である。	本省及び第1次統合対象拠点を対象	全省を対象
		勤怠管理システム	リモートアクセス機能を利用した在宅勤務において、勤務時間の管理と業務マネジメントを実現する機能である。	なし	2,600人

6 平成31年度更改後の農林水産省行政情報システムに係る業務要件等

平成31年度更改においては、第1次統合後の農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークが提供する機能の更改や新規機能の実現が想定される。また、更改に伴い行政情報システムデータセンタ（西日本）の移転等が実施される可能性がある。

平成31年度更改に係る後の農林水産省行政情報システムに係る業務要件等については資料2「平成31年度更改後の農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークサービスの概要（仮）」を参照すること。

III 運用要件

本業務受注者は、本業務の遂行に当たり、調達仕様書、本業務受注者の提案書及び業務実施計画書に基づき、担当部署と随時協議して、誠実かつ確実に作業を行うこと。また、本業務を遂行する中で作業要件及び内容に疑問点や変更が発生した場合は、調達仕様書、本業務受注者の提案書及び業務実施計画書に記述がなくても、必要と認められる事項を直ちに担当部署と協議し、速やかに問題解決を図ること。

本業務の実施に当たっては、以下を前提とすること。

- （1）本業務の運用管理対象は第2次統合後及び平成31年度更改後の農林水産省行政情報システム並びに統合ネットワークであるが、平成31年度更改後のシステム構成は本調達時点で確定していないことに留意すること。なお、現時点で当省が想定する平成31年度更改の内容は閲覧資料として提示する。
- （2）本業務受注者は担当部署、システム管理職員との一元的な窓口として対応するとともに

に、他事業者と担当部署の間での連絡、調整窓口として対応すること。なお、本業務の実施において第1次統合事業者、第2次統合事業者、平成31年度更改に係る設計・構築事業者（以下「農林水産省行政情報システム構築事業者」と総称する。）及び現行の統合ネットワーク事業者、平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者（以下「統合ネットワーク事業者」と総称する。）等、他事業者を含めて対応が必要な場合は、連携して主体的に作業を遂行すること。

- (3) 本業務受注者は平成31年3月1日から平成33年12月31日までの期間、農林水産省行政情報システムに係る運用管理業務を一元的に行うこと。ただし、平成31年3月1日から平成31年3月31日までの間は現行の運用管理事業者が農林水産省行政情報システム（第1次統合分）に係る作業（「5 監視業務」を除く。）を行うため、作業の分担、連携が必要となることに留意すること。

1 プロジェクト管理業務

プロジェクト管理業務に関する要件は以下のとおりである。

(1) 業務要件

ア サービスマネージャはコミュニケーション管理、体制管理、サービスレベル管理、リスク管理、課題管理、変更管理等のプロジェクト管理業務を行うとともに、運用管理業務のPDCA管理を行うこと。

イ 運用管理業務管理者は日々の運用管理業務がITILの考え方に基づき適切に管理されるよう、運用管理業務フロー及び運用手順書の整備や各運用管理業務要員の指導を行うこと。また、運用管理業務要員や農林水産省行政情報システム構築事業者等が実施する機器等の設定変更作業においては、作業計画段階においてレビューを行い、システム運用リスクが最小限となるよう必要に応じて助言を行うこと。

ウ 運用管理業務管理者は情報セキュリティ管理責任者として、本業務開始前までに、本運用管理業務の従事者に対し対面にて、秘密を適正に取扱うために必要な措置として、調達仕様書に記載している情報セキュリティの確保及び個人情報の取扱いのみならず、外部電磁的記録媒体や従事者の私物である機器等の居室への持込み等の制限、業務資料等の施錠されたキャビネットへの保管徹底等の教育及び指導を行うこと。また、ヘルプデスク拠点、監視業務拠点等の本業務受注者が準備する拠点においては、運用管理業務管理者の代理として、ヘルプデスク管理者等の業務責任者が、本運用管理業務の従事者に対し、同様の事項について教育及び指導を行うことを可とする。

なお、従事者が交代する場合についても、従事前までに実施すること。

エ 運用管理業務管理者は定期的な作業報告及びサービスレベル報告を行うとともに、サービスデスク及びヘルプデスクのユーザに対して、年1回の利用満足度調査を実施し、本業務の効率化と品質向上並びに円滑化を推進すること。

オ システム主管部門として担当部署が実施すべき運用管理業務に関する支援や助言を行い、システム調達に対する相談役となること。

2 サービスデスク業務

サービスデスク業務に関する要件は以下のとおりである。

(1) 業務全般に係る要件

- ア 行政情報システム構築事業者及び統合ネットワーク事業者と密接に連携し、システム運用に当たること。
- イ 平成 31 年 3 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間については、農林水産省行政情報システム（第 2 次統合分）に係る作業を実施すること。
- ウ 担当部署の指示に従い、サービスデスクの対応時間（行政機関の休日を除く 8 時 30 分から 18 時 15 分まで）の時間外において、行政情報システム構築事業者の実施するシステム停止を伴う作業の立会い及び運用確認業務や緊急時の障害復旧作業に対応すること。

(2) クライアント端末等への対応に係る要件

ユーザサポート要員は以下を実施すること。

- ア 農林水産省本省職員に対するユーザサポート（直接出向いての対応）をヘルプデスクと連携して実施すること。
- イ 農林水産省職員からの申請手続きの受付及び対応をヘルプデスクと連携して実施すること。
- ウ 農林水産省本省職員を対象に、故障により修理が必要となったクライアント端末等を回収し、クライアント端末保守事業者への引渡し等を実施すること。
- エ 農林水産省本省職員を対象に、情報セキュリティインシデント等で解析が必要となったクライアント端末等を回収し、情報セキュリティ支援要員と連携して、情報セキュリティ監査事業者への引渡し等を実施すること。
- オ 農林水産省本省職員を対象に、修理等のためのクライアント端末等の回収時やクライアント端末の交換を行う時等において、バックアップや予備機のセットアップ及び貸出しを実施すること。
- カ クライアント端末の OS 及び農林水産省全省で共通してインストールしているソフトウェアの更新に当たり、事前に更新プログラムをクライアント端末へ適用の上、農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークにおける動作確認を実施すること。また、動作結果を担当部署へ報告すること。なお、クライアント端末の OS の更新はメーカーが定期的（年 2 回程度）に提供する更新プログラムによることを想定している。メーカーが随時提供するセキュリティパッチ等の適用については「7 構成管理業務」の「(4) クライアント端末及びシンクライアントシステム（VDI）の構成管理」にて定める。
- キ 担当部署が管理しているタブレット端末の更新に当たり、事前に更新プログラムを適用の上、農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークにおける動作確認を実施すること。また、動作結果を担当部署へ報告すること。

(3) シンクライアントシステム（VDI）への対応に係る要件

運用管理業務要員は以下を実施すること。

- ア クライアント OS (Windows10) の更新に当たり、事前に機能更新プログラムをシンクライアントシステム (VDI) に適用の上、農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークにおける動作確認を実施すること。また、動作結果を担当部署へ報告すること。
- イ 職員から提出されたソフトウェア導入許可申請書に基づき、シンクライアントシステム (VDI) に対してアプリケーションのインストール及びアンインストールを行うこと。また、同様の申請に基づき、アプリケーションの更新プログラムの適用を行うこと。
- ウ 情報セキュリティインシデントが発生した際の初動対処として、情報セキュリティ支援要員からの指示に基づき、該当する端末 (仮想デスクトップ) をネットワークから隔離する等の対応を実施すること。

(4) サーバ等への対応に係る要件

運用管理業務要員は以下を実施すること。

- ア システムの安定稼働及び業務運用に必要な日常の運用管理を実施すること。
- イ 担当部署及び情報セキュリティ支援要員からの依頼に基づく調査 (アクセスログの調査や特定ファイルの存在有無の調査等) を実施し、不審な通信や不審なメールの検知時においては、受信者や当該ファイルを特定し、拡散防止のための隔離や調査のための証拠保全を行うこと。
また、二次被害の防止のため、情報セキュリティ支援要員からの指示に基づき、送信元・送信先の通信の遮断を行うこと。
- ウ 農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークの構成管理、性能管理を実施すること。
- エ 障害発生時においては、担当部署の指示の下、サーバ再起動や予備機への切替え等、あらかじめ定められた手順に基づく障害復旧作業を実施すること。
- オ 本省基幹ネットワーク機器及び当省が指定する機器の保守を行うこと。対象機器は資料3「運用管理及び保守対象一覧」を参照すること。
- カ 統合ネットワークの障害を検知した際は、統合ネットワーク事業者に速やかに連絡の上、対応を引継ぐこと。

(5) その他作業への対応に係る要件

情報セキュリティ支援要員は以下を実施すること。

- ア 不正アクセス、不審メール及び不審な通信に対する監視を行うこと。
- イ 不正アクセスの発生、不審メールの受信、不審な通信の検知等の情報セキュリティインシデントが発生した際に調整役となり、手段や送信元・送信先の特定、対処方法の検討、対処の進捗管理を行うこと。調査の過程においてログ等の分析が必要となった場合は、当該ログの抽出を実施すること。
- ウ 情報セキュリティインシデントの被害の拡大を防止するため、初動対処としてシンクライアントシステム (VDI) の特定の端末 (仮想デスクトップ) をネットワークから隔離する等の対応が必要と判断した場合は、運用管理業務要員と連携して実施すること。
- エ 情報セキュリティインシデントへの対応において農林水産省本省職員が使用するクライアント端末の回収が必要と判断した場合は、ユーザサポート要員と連携して回収を

実施すること。

オ 情報セキュリティインシデントへの対応において施設等機関・地方支分部局職員が使用するクライアント端末の回収が必要と判断した場合は、担当部署に連絡の上、施設等機関・地方支分部局のシステム管理職員へ対応を指示すること。

カ 情報セキュリティインシデントへの対応において送信元、送信先等の遮断が必要と判断した場合は、ファイアウォール等による送信元、送信先等の通信遮断を運用管理業務要員と連携して実施すること。

また、本業務受注者は、統合ネットワーク事業者の機器について、通信遮断を行うための設定（ブラックリストへの登録等）を行うとともに、その他の設定が必要な場合にはこれらの事業者と調整の上、作業指示を行うこと。

キ 情報セキュリティインシデントへの対応において管理対象機器、業務システム等に存在する脆弱性に対する情報セキュリティパッチが公開されていない場合は、リスク及び回避策に対する相談等、当省が契約する他の保守事業者等と連携し、担当部署からの情報セキュリティに対する問合せの回答を行うこと。

3 ヘルプデスク業務

ヘルプデスク業務に関する要件は以下のとおりである。

(1) 業務全般に係る要件

ア 農林水産省本省職員からの問合せに対して、直接の窓口となり問合せ対応（受付、回答・対応の実施、各種申請の受付）を行うこと。また、当該職員の席に直接出向いての対応が必要と判断した場合は、農林水産省本省に常駐するサービスデスクと連携し、ユーザサポート要員を派遣させ対応すること。ただし、平成 31 年 3 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までは現行の運用管理事業者が直接の窓口となるため、現行の運用管理事業者から農林水産省行政情報システム（第 2 次統合分）に係る問合せ対応の連携を受けた場合に対応すること。

イ 施設等機関・地方支分部局のシステム管理職員を窓口として、問合せ対応（受付、回答・対応の実施及び各種申請の受付）を行うこと。また、直接出向いての対応は行わず、必要に応じてシステム管理職員と連携しながら対応を行うこと（対応する施設等機関・地方支分部局は資料 4「システム管理職員窓口一覧」参照。）。ただし、平成 31 年 3 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、第 1 次統合対象拠点からの問合せについては現行の運用管理事業者が窓口として対応するため、現行の運用管理事業者から農林水産省行政情報システム（第 2 次統合分）に係る問合せ対応の連携を受けた場合に対応すること。また、第 2 次統合対象拠点から農林水産省行政情報システム（第 1 次統合分）に係る問合せを受けた場合は、現行の運用管理事業者に対応を依頼すること。

ウ 上記ア及びイの問合せ内容及び対応内容は、問合せ内容及び対応結果一覧表として、翌月初めの 10 日目（行政機関の休日を除く。）以内に担当部署へ毎月報告すること。

エ 農林水産省職員からの申請手続きの受付及び対応をサービスデスクと連携し実施すること。

オ 農林水産省行政情報システムに係る FAQ 及び農林水産省職員向け手順書について、新規作成及び修正を実施すること。

カ ヘルプデスク要員が使用する農林水産省行政情報システムの接続端末については、当省が貸与する。なお、接続端末を本業務受注者において準備する場合は、担当部署からの許可を得た上で、農林水産省本省クライアント端末と同等の情報セキュリティ対策を施した機器とし、登録を申請し、接続すること。

キ 業務上得た知見は蓄積し、FAQ として適宜電子掲示板等で公開すること。

ク 農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークに係る停止の案内やシステム利用に際しての注意喚起等を適切なタイミングで実施すること。

ケ 上記ア及びイの問合せ内容及び対応範囲は、農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークの利用、各種申請の受付対応、農林水産省行政情報システムに接続しているクライアント端末に関する操作、利用及び障害、周辺機器の基本的な操作及び利用、クライアント端末へ統一的に導入しているソフトウェアに関する操作、利用及び障害とする。

(2) 問合せ管理基盤要件

- ア サービスデスクとヘルプデスクで同一の問合せ管理基盤を整備し、履行期間を通じ、問合せの対応内容を記録するとともに、農林水産省職員の求めに応じて問合せ対応内容を提示すること。なお、問合せ管理基盤の整備費用は本業務受注者が負担すること。
- イ 受付電話番号は本業務受注者において準備すること。なお、費用は本業務受注者が負担すること。また、電話以外に農林水産省行政情報システムが有するグループウェア機能、ファックス等での受付も可能とすること。
- ウ 受付回線は同一の番号を使用することとし、ヘルプデスク要員数に応じた回線数を用意すること。なお、業務繁忙期は、回線数をヘルプデスク要員数に応じて増やすこと。また、通話料金は全国一律の通話料金体系又はフリーダイヤル等によって本業務受注者において通話料を負担すること（IP 電話等を用いる場合は、通常の電話回線窓口を別途用意すること。）。
- エ 本業務受注者において、問合せの管理のためにサービスデスクと受付画面を共有することができるシステムを導入し、対応業務を効率化すること。
- オ 問合せ管理基盤において、対応時間、保留時間、後処理時間等、ヘルプデスク要員が対応した記録内容を取りまとめ、担当部署に報告すること。
- カ ログを記録するとともに、それを用いて対応件数等の取得やグラフ化を可能とすること。
- キ 問合せ情報は履行期間を通じ保存しておくこと。
- ク 時間外はトーキーを流すことを可能とすること。なお、トーキーの内容は自由に録音できるようにすること。

4 情報セキュリティ管理業務

情報セキュリティ管理業務に関する要件は以下のとおりである。

(1) アカウント管理

- ア 農林水産省職員及び職員以外の行政事務従事者等の人事異動（採用、部署異動、退職等）に伴って生じるアカウント情報の処理については、該当ユーザのアカウント情報処理に係る申請を担当部署から受領した日から通常日は2日、繁忙期は5日（いずれも行政機関の休日を除く。）以内に処理すること。なお、作業は申請フローに基づき処理すること。
- イ ユーザがパスワードの失念等によって再申請を行った場合は、申請フローに基づき処理すること。

(2) セキュリティパッチの適用

セキュリティパッチの適用については、運用管理業務フローを定期パッチ適用フローと緊急パッチ適用フローに分け、フローに基づき処理すること。

(3) ログの分析及び抽出

定期的にログ情報の分析を行うこと。分析の観点については、分析時点の最新の状況を踏まえ、担当部署と協議の上決定すること。

また、情報セキュリティインシデント発生時における特定ログの抽出は、担当部署から指定された検索条件と農林水産省行政情報システム構築事業者から引き継がれた手順

に従って行うこと。

(4) 外部電磁的記録媒体等の接続制限

クライアント端末に関する外部電磁的記録媒体等の接続許可は申請フローに基づき処理すること。

(5) 自己点検

当省が実施する情報システムセキュリティの自己点検について、自己点検票及び自己点検の手順に基づき、担当部署の指示に従い実施すること。

(6) 情報の授受方法

ア 情報を外部に運搬する業務を第三者へ依頼する場合（保守対応のために機器を業者に送付する場合等）は担当部署の指示の下、引渡しを行うこと。

イ 情報をインターネット経由で送信する場合は、担当部署で指定する暗号化機能（Microsoft Office のパスワード保護機能等）において暗号化し、担当部署の許可を得た上で送信すること。

ウ 保守作業等で情報を農林水産省行政情報システム構築事業者へ引渡す場合は、担当部署の許可を得た上で、データ持出し管理簿（別途作成）に記録すること。また、返却又は担当部署の許可を得た上で削除した場合は、担当部署に報告すること。

(7) 不正プログラム対策

ア 農林水産省行政情報システム構築事業者が作成した手順に基づき、不正プログラム対策ソフトウェアの導入状況を6か月に1回確認すること。

イ 農林水産省行政情報システム構築事業者が作成した手順に基づき、不正プログラム対策ソフトウェアの定義ファイルが最新のものに更新されていることを毎日（行政機関の休日を除く。）確認すること。

(8) ソフトウェア導入許可管理

導入を認めるソフトウェアについて、四半期に1回見直しを行い、修正案を作成して担当部署に提示すること。

(9) 情報セキュリティ機器に対する設定作業

農林水産省行政情報システム構築事業者、統合ネットワーク事業者から提出される手順書に基づき、以下の情報セキュリティ機器に対する設定を行うこと。

ア ファイアウォール

イ プロキシサーバ

ウ メールサーバ

エ 標的型攻撃検知、隔離機器

オ 不正アクセス監視機器

(10) 構成管理

本業務において、農林水産省行政情報システム、統合ネットワーク及び本省基幹ネットワークに対する構成変更を行う際は、「7 構成管理業務」の要件に基づき対応すること。

その際、情報セキュリティ機器、保守対象機器、ネットワーク機器等の設定変更作業を実施する場合も「7 構成管理業務」の要件に基づき対応すること。

5 監視業務

監視業務に関する要件は以下のとおりである。

(1) 監視対象

監視対象は、農林水産省行政情報システムに係るサーバ群及びネットワーク機器（別紙1「現行の農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークの概要」の（2）論理構成図（行政情報システムデータセンタ）及び（3）論理構成図（農林水産省本省）を参照。）とする。導入される機器は農林水産省行政情報システム構築事業者の設計によって決定されるため、本業務受注者は契約締結後、農林水産省行政情報システム構築事業者からの引継ぎにより設計内容の把握に努めること。

なお、統合ネットワーク回線、インターネット回線及び接続機器の監視については、統合ネットワーク事業者において実施する。

(2) 監視項目

主な監視項目として、ハードウェア（CPU、メモリ、電源、NIC（Network Interface Card）、FC）、システム情報（syslog、イベントログ、アプリケーション）、障害（ネットワーク機器障害、経路障害、SNMP（Simple Network Management Protocol）情報）等を想定している。なお、初期の監視設定は農林水産省行政情報システム構築事業者において行う。

(3) 監視業務全般

ア 農林水産省行政情報システム構築事業者が整備した監視システムの監視を行うこと。

イ 本業務受注者の監視センタからリモートによる24時間365日の有人監視を行うこと。

なお、監視において異常が検知された場合、直ちに検知内容を把握できる体制を整備すること。

ウ 監視センタで使用する行政情報システムの接続端末については、当省が貸与する。

なお、接続端末を本業務受注者において準備する場合は、担当部署の許可を得た機器を用いること。

エ 監視において異常を検知した場合は、サービスデスクの業務実施時間帯においては速やかに一次切り分けを行い、運用管理業務フローに従い必要に応じて担当部署、農林水産省行政情報システム構築事業者等に検知内容等を連絡する等の必要な対応を行うこと。サービスデスクの業務実施時間帯以外に検知した異常については、翌開庁日のサービスデスクの業務実施時間帯以降に速やかに一次切り分けを行い、運用管理業務フローに従い必要に応じて担当部署、農林水産省行政情報システム構築事業者等に検知内容等を連絡する等の必要な対応を行うこと。

オ 統合ネットワーク事業者から統合ネットワークの障害検知の報告があった場合、運用管理業務フローに従い必要に応じて担当部署、農林水産省行政情報システム構築事業者等に検知内容等を連絡する等の必要な対応を行うこと。

カ サービスデスクの業務実施時間帯においては、担当部署、農林水産省行政情報システム構築事業者等からの電子メール、電話による緊急連絡、質問事項及び相談事項には、速やかに対応すること。

キ 監視項目及びしきい値について農林水産省行政情報システム構築事業者から提出される手順書に基づき適宜設定変更を行うこと。また、担当部署と協議の上、適宜しきい

値の見直しを行うこと。

ク 監視装置において収集されるリソース利用状況、統合ネットワークのトラフィック状況、機器の故障状況のデータを月次で取りまとめ、グラフ化等を行い月次運用管理業務報告書に含め報告すること。

ケ 担当部署からの依頼があった場合、農林水産省行政情報システム構築事業者が整備した監視システムの設定変更に係る手順書に基づき、一時的な監視停止、監視機器追加等の設定を行うこと。

コ 担当部署からの連絡に基づき、庁舎停電時等及び統合ネットワークの監視を停止する必要がある場合、統合ネットワーク事業者への連絡を行うこと。

サ 監視対象機器が追加となる場合、監視基盤の新規導入、監視ノード追加に伴うライセンスの費用は新規機器を導入する事業者が負担する。なお、監視ノードの追加に伴う設定変更作業は本業務受注者において実施すること。また、追加された機器についても監視の対象とすること。

6 保守業務

保守業務に関する要件は以下のとおりである。

(1) 業務概要

平成31年4月1日から平成33年12月31日までの間、本省基幹ネットワーク機器に係る予防保守、設定変更、ソフトウェア運用支援及び障害対応に係る一連の業務を行うこと。保守対象機器は資料3「運用管理及び保守対象一覧」を参照すること。また、保守業務の対応状況は保守作業進捗管理表において管理し、毎日（行政機関の休日を除く。）17時までに担当部署へ報告を行うこと。

(2) 業務詳細

ア ハードウェアの予防保守

(ア) 資料3「運用管理及び保守対象一覧」の機器について、良好な稼働を維持するため、定期点検として以下の内容を実施すること。

a 外装の清掃

b コネクタ、端子等の接続及び配線点検

c 通気孔部分の点検及び清掃

d 異常音、異臭の点検及び確認

e その他、機器のチェック機能を用いて、ハードディスク装置のエラー回数等がしきい値を超過しているか等の確認を行うこと。

(イ) 定期点検は、担当部署が別途指定する時期に年1回行うこととし、定期点検予定日の3週間（行政機関の休日を含む。）前までに定期点検作業計画書を担当部署に提出し、承認を得ること。また、原則としてネットワークの停止を伴わない計画とし、注意を払い実施すること。

(ウ) 定期点検の実施に当たっては、作業完了後5日（行政機関の休日を除く。）以内に定期点検完了報告書を担当部署に提出し、承認を得ること。

イ ハードウェアの保守

(ア) 資料3「運用管理及び保守対象一覧」の（2）運用管理及び保守対象機器一覧の項

番 1 ～ 5 及び 8 ～ 24 の機器については、保守契約を締結するとともに、部品の交換が必要な場合は、当該保守契約に基づいて対応すること。

項番 6 及び 7 の機器については、必要に応じ本業務受注者にて代替機器を準備し、機器の故障時に提供すること。この際、本業務受注者が提供した機器は当省の所有とし、本契約終了後も当省が継続して使用する。

なお、上記の対応時は担当部署に報告すること。

(イ) 製造元との保守契約の締結後、速やかに契約書の写しを担当部署に提出すること。

ウ 設定変更

資料 3 「運用管理及び保守対象一覧」の機器について、情報セキュリティ確保の観点等から設定変更が必要と担当部署が判断する事象が発生した場合、担当部署からの指示に基づき実施すること。

エ 情報セキュリティ対応

情報セキュリティ監査事業者によって指摘された事項について、担当部署から調査の依頼があった場合には対応すること。また、調査結果については改善策等を記載した報告書を作成して担当部署に提出すること。

なお、設定変更の必要が生じた場合には対応を行うとともに、設定変更作業は設定事項及びユーザへの影響を考慮して計画し、担当部署の承認を得ること。

オ 本業務の作業全般における調査及び保守作業計画書の作成

(ア) 本業務の実施に当たっては、農林水産省及び関係する組織への影響範囲、影響時間を事前に全て調査した上で、最も影響が少ない方法で作業を実施すること。

(イ) 作業については、作業予定日の 3 日（行政機関の休日を除く。）前までに保守作業計画書を担当部署に提示し、承認を得て実施すること。

なお、緊急的な障害復旧作業については、担当部署の指示に従い、作業予定日の 1 日（行政機関の休日を含む。）前までに保守作業計画書を担当部署に提示し、承認を得て実施すること。

また、必要に応じて、あらかじめ農林水産省行政情報システム構築事業者と調整・連携すること。

カ ドキュメント管理

作業に係る設定変更を行った場合は、担当部署が保有する設計書に速やかに反映し、設定変更後 5 日（行政機関の休日を除く。）以内に担当部署へ修正した設計書を提出し、承認を得ること。

なお、対応予定及び実績は、ドキュメント管理一覧として整理すること。

キ 業務報告

保守作業を実施した際は、作業完了後 3 日（行政機関の休日を除く。）以内に保守作業完了報告書を作成し、担当部署へ報告すること。

ク その他

当省の責に帰すべき事由又は天災地変等によって農林水産省及び本業務受注者のいずれの責にも帰しがたい事由により発生した障害による部品購入費等については、当省が負担することとする。

7 構成管理業務

構成管理業務に関する要件は以下のとおりである。

(1) 業務要件

行政情報システム、統合ネットワーク及び本省基幹ネットワークを対象とし、ハードウェア、ソフトウェア、調達仕様書、設計書、行政情報システム及び統合ネットワークに係るSLA、運用手順書等のサービス資産及び構成の管理を行うこと。

構成管理業務の実施に当たっては、本業務受注者において農林水産省行政情報システム構築事業者及び統合ネットワーク事業者が作成した設計書の原本を保管することとし、変更によって構成管理文書の内容に修正が必要となった場合は、変更を実施した事業者が構成管理文書の内容を修正し、本業務受注者に提出することとする。また、本業務受注者は、修正の妥当性を確認の上、原本の管理を行う。

なお、管理対象に係るドキュメント及び情報は常に最新に保ち、担当部署からの依頼があった場合は速やかに提出すること。

また、農林水産省行政情報システム及び統合ネットワーク及び平成31年度更改後の統合ネットワークに対して構成変更が見込まれる場合は、関連する各事業者の必要となる対応を取りまとめ、担当部署と協議すること。

(2) 対象範囲

ア サーバ（農林水産省行政情報システム）、本省基幹ネットワーク機器

イ クライアント端末約 29,800 台（農林水産省本省及び第1次統合対象拠点、第2次統合対象拠点）

ウ リモートアクセス端末約 6,000 台（農林水産省本省及び施設等機関・地方支部局）
（台数は将来的に増加する可能性がある。）

エ VDI システムのマスタイメージの構成

オ USB 接続のデータ通信機器約 60 台（農林水産省本省）

カ 統合ネットワーク

キ プリンタ（農林水産省本省）

ク 省内の光ファイバーケーブルパッチパネル

ケ 農林水産省本省サーバ室の電源及びラック

(3) 農林水産省行政情報システムサーバ及び本省基幹ネットワーク機器の構成管理

ア パッチ適用

(ア) 農林水産省行政情報システム構築事業者から提供される最新のパッチ情報（OS パッチ作業、ブラウザパッチ適用、マイナーバージョンアップ等）及び製品情報の確認を行い、担当部署へ対応の必要性について報告を行うこと。

(イ) パッチ適用の際に、農林水産省行政情報システム構築事業者が検証を実施した場合は、検証結果の説明を受け、担当部署に報告を行うこと。

(ウ) 農林水産省行政情報システム構築事業者がパッチ適用作業を実施する場合、保守作業計画書の提示を受け、計画内容の確認を行うこと。また、作業完了後に構成管理台帳等の文書を受領し、各種ドキュメントのマスタ管理を行うこと。

(エ) 本業務受注者がパッチ適用作業（OS パッチ作業、ブラウザパッチ適用、マイナーバージョンアップ等）を実施した場合は、必要な構成管理台帳等の修正及び各種ドク

ュメントのマスタ管理を行うこと。

イ ライフサイクル管理

保守対象機器、農林水産省行政情報システム構築事業者が提供する行政情報システム機器及び行政情報システムを構成するソフトウェア（OSSを含む。）のライフサイクル情報を確認すること。また、ライフサイクル情報に基づいた対応の必要性について「月次運用管理業務報告書」に含め、報告を行うこと。

ウ 情報セキュリティ機器の管理

担当部署を介した内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）からの連絡、情報セキュリティインシデントの発生及び情報セキュリティ監査結果に伴う設定変更依頼を受けた場合、必要に応じて農林水産省行政情報システム構築事業者、統合ネットワーク事業者等とともに対応方法の検討を行い、ファイアウォールポリシー変更等の情報セキュリティ確保に必要な作業を行うこと。また、必要に応じて農林水産省行政情報システム構築事業者、統合ネットワーク事業者等による事前検証の支援を行い、設定変更の計画を農林水産省行政情報システム構築事業者、統合ネットワーク事業者等から受領又は自ら策定し、担当部署への報告を行うこと。

エ 変更管理

- (ア) 農林水産省行政情報システム構築事業者が実施する設定変更について、検討、支援を行うこと。また、設定作業当日の作業立会を実施すること。
- (イ) 農林水産省行政情報システム構築事業者及び他の事業者が変更作業を実施した場合は、構成管理台帳等の文書を受領し、各種ドキュメントのマスタ管理を行うこと。
- (ウ) 本業務受注者が設定変更を実施した場合は、必要な構成管理台帳等の修正及び各種ドキュメントのマスタ管理を行うこと。

(4) クライアント端末及びシンクライアントシステム（VDI）の構成管理

ア パッチ適用

- (ア) 最新のパッチ情報及び農林水産省行政情報システム構築事業者から提供される製品情報の確認を行い、担当部署へ対応の必要性について報告を行うこと。
- (イ) パッチ適用の際は、本業務受注者において速やかに保守作業計画書を作成し、担当部署の承認を得た上で検証を実施し、担当部署に報告を行うこと。
- (ウ) 上記(イ)の検証後、本業務受注者において検証結果を踏まえ、保守作業計画書を修正し、担当部署の承認を得た上で、農林水産省行政情報システム構築事業者が構築した構成管理システム及びあらかじめ示された手順書によってパッチ自動配布を実施し、作業完了後3日（行政機関の休日を除く。）以内に担当部署に保守作業完了報告書を提出すること。
- (エ) 実施したパッチ適用作業について、必要な構成管理台帳等の修正及び各種ドキュメントのマスタ管理を行うこと。
- (オ) 農林水産省行政情報システム構築事業者が構築した構成管理システムによって、パッチ適用進捗状況を毎月確認し、担当部署へ報告すること。

イ 変更管理

- (ア) 農林水産省行政情報システム構築事業者が構築した構成管理システムを用いて、OSのパッチの配布、ブラウザのパッチ配布、アドインの配布、申請に基づくソフトウェア

アの配布や適用状況の管理等を行うこと。

(イ) 農林水産省行政情報システム構築事業者が構築した資産管理ツール等を用いて、クライアント端末及びシンクライアントシステム（VDI）の資産管理や導入ソフトウェアのホワイトリスト管理、外部電磁的記録媒体等の接続許可情報、ドメイン参加設定等について設定作業及び構成管理を行うこと。

(ロ) 農林水産省本省以外のシステム管理職員からのクライアント端末の再配布、リカバリ情報を受けた場合、クライアント端末の資産管理情報の更新を行うこと。

(エ) 農林水産省本省においては、情報セキュリティインシデントや障害対応によってユーザから回収したクライアント端末及びシンクライアントシステム（VDI）の管理を行うこと。

(オ) 農林水産省本省の予備のクライアント端末及びシンクライアントシステム（VDI）の貸出し管理を行うこと。

(カ) 情報セキュリティインシデントによって回収した農林水産省本省のクライアント端末の証拠保全データの管理を行うこと。

ウ 政府共通プラットフォームのリモートアクセス権限の管理及び問合せ対応並びに窓口業務

農林水産省職員の使用する政府共通プラットフォームのリモートアクセスについて、権限の管理、問合せ対応及び窓口業務を実施すること。

なお、運用対象となる政府共通プラットフォームのリモートアクセスについては、閲覧資料で提示する。

(5) 統合ネットワークの構成管理

ア 統合ネットワーク事業者が統合ネットワークの設定変更及び増設を行う場合、統合ネットワーク事業者による検討、事前検証等の支援を行うこと。

イ 統合ネットワーク事業者が変更作業を実施した場合は、構成管理台帳等の文書を受領し、各種ドキュメントの副本の管理を行うこと。

(6) 貸出しデータ管理

障害調査、不具合調査、拡張の調査等において、ログその他のデータの貸出しを行う場合、台帳によってデータの状況（調査中、返却済み、消去済み等）の管理を行うこと。

(7) IPアドレスの管理

ア 農林水産省保有のグローバル IP アドレス及び統合ネットワーク事業者で払出しされたグローバル IP アドレスの管理を行い、払出し、返却時の管理、問合せ対応を行うこと。

イ 農林水産省本省内及び行政情報システムデータセンタのプライベート IP アドレスや統合ネットワークで払い出されている各拠点のプライベート IP アドレスレンジの管理を行い、払出し、返却時の管理及び問合せ対応を行うこと。

(8) データ通信機器の貸出し管理（農林水産省本省のみ）

農林水産省本省でデータ通信機器の管理を行い、職員に対する払出し、返却時の管理、問合せ対応を行うこと。

8 性能管理業務

性能管理業務に関する要件は以下のとおりである。

(1) 農林水産省行政情報システムの性能管理

ア 対象範囲

農林水産省行政情報システムのサーバ機器及び主要なネットワーク機器とし、詳細はシステム設計の段階において、担当部署及び農林水産省行政情報システム構築事業者が決定する。

イ 管理項目

(ア) 農林水産省行政情報システム構築事業者が構築するシステムを用いて対象機器の性能測定（CPU 使用率、メモリ使用率、ハードディスク使用率、バックアップ所要時間等）を行うこと。なお、測定時間の間隔やしきい値については、システム設計の段階において、農林水産省行政情報システム構築事業者が決定する。

(イ) 測定データを基にキャパシティ（容量）の分析を行い、しきい値を超過した場合又は超過が想定される場合は担当部署に報告するとともに、対策を検討の上、必要に応じ運用改善策を提案すること。

(2) 統合ネットワークの性能管理

ア 対象範囲

統合ネットワーク

イ 管理項目

統合ネットワーク事業者から提示された性能に関する項目について、情報を受領し、担当部署へ提示すること。また、改善が必要とされる事項については、統合ネットワーク事業者に改善策を検討及び提案させること。

9 サービスレベル管理業務

サービスレベル管理業務では、運用管理業務及び統合ネットワーク事業者のサービスレベル達成状況の管理を実施する。

サービスレベル管理業務に関する要件は以下のとおりである。

運用管理業務の効率化及び品質向上並びに円滑化を図るため、サービスレベルアグリーメント（以下「SLA」という。）を別途締結すること。

(1) 運用管理業務の SLA の内容

SLAは次の項目で構成すること。

ア 前提条件（サービスレベルに影響を及ぼす業務量、ユーザ数等の前提条件、免責事項等）

イ 委託業務の詳細範囲

ウ サービスレベル項目の分類

サービスレベル項目は以下の分類とすること。

- (ア) 測定項目（サービスレベルの測定及び報告を行う項目）
- (イ) 目標項目（目標値を定め、本目標値を維持するために努力する項目）
- (ウ) 保証項目（保証値を定め、本保証値を保証する項目）

エ SLA 項目

最低限必要なSLA項目は資料5「SLA項目例」を参考としてSLA項目を提案時に提案すること。

オ サービスレベルの管理項目、目標値、保証値及び測定方法

カ 結果対応（サービスレベルの達成や未達成の結果に応じた対応方法や新たなサービスレベルの設定）

キ 運営ルール（報告、会議体の運営ルール）

(2) 運用管理業務の SLA の締結

ア 提案時に SLA（案）を提示すること。

イ 各月毎の SLA の実績値については、「月次運用管理業務報告書」を作成し、翌月初めの10日目（行政機関の休日を除く。）までに担当部署へ報告すること。この際、行政情報システムの稼働率が、行政情報システムの構築時における目標稼働率を下回る場合、行政情報システム構築事業者に改善提案を促すこと。

ウ SLA の見直し及び再締結をすること。

(ア) 定期的な見直し

平成30年度については、平成31年3月分のSLAについて締結を行うことから、SLA（案）を担当部署と協議の上、平成31年2月22日までにSLAの締結を行うこと。

平成31年度から平成33年度については、前年度の3月16日（行政機関の休日の場合はその翌日）までにSLA（案）を担当部署に提出し、協議の上、前年度の3月25日（行政機関の休日の場合はその翌日）までに当年度のSLAとして再締結すること。なお、平成32年度及び平成33年度のSLA（案）については、前年度のSLAの実績（前年4月1日から当年2月末日まで）を踏まえたものとする。

(イ) 緊急的な見直し

「月次運用管理業務報告書」の未達成項目について、システムの安定運用において影響が大きいなどの理由から緊急にSLAを見直す必要があると担当部署が判断した場合、本業務受注者は見直しを行ったSLA（案）を担当部署に提出するとともに、未達成項目に対する改善策を提示すること。

また、協議の上、SLAを再締結し、未達成項目に対する対策を講じること。

エ 運用管理業務の SLA に係る免責事項

以下の場合、SLAの適用外とする。

- (ア) 災害又は本業務受注者の瑕疵によらず電源供給が停止した場合
- (イ) 農林水産省及び他の事業者の過失又は故意による障害が発生した場合
- (ウ) 本業務受注者の瑕疵によらず障害復旧が行えない場合
- (エ) 本業務受注者の瑕疵によらず障害監視が行えない場合
- (オ) 本業務受注者の瑕疵によらず障害通知の受信ができない場合
- (カ) 担当部署及び本業務受注者双方の協議の上で計測の除外とした場合

1 0 データバックアップ管理業務

農林水産省行政情報システム構築事業者が作成する手順書に基づいて、農林水産省行政情報システムのデータバックアップ管理業務を実施すること。

(1) 対象範囲

ア 第2次統合後

行政情報システムデータセンタ（西日本）に格納されたバックアップ管理対象のデータについて農林水産省本省のストレージに格納すること。また、行政情報システムデータセンタ（東日本）に格納されたバックアップ管理対象のデータについて行政情報システムデータセンタ（西日本）のストレージに格納すること。

イ 平成31年度更改後

行政情報システムデータセンタ（西日本）に格納されたバックアップ管理対象のデータについて行政情報システムデータセンタ（東日本）のストレージに格納すること。また、行政情報システムデータセンタ（東日本）に格納されたバックアップ管理対象のデータについて行政情報システムデータセンタ（西日本）のストレージに格納すること。

(2) バックアップ管理対象

ア 構築時に設定された自動バックアップ JOB の実行結果

イ 運用管理業務の一環で取得したバックアップ（Config 等）

ウ 行政情報システム構築事業者の作成した手順書に基づいて取得したバックアップ（業務データ、システムバックアップ、ログ等）

(3) 作業項目

ア 自動バックアップ JOB の実行結果の成否の確認

イ 行政情報システム構築事業者の作成した手順書に基づくシステム構成変更時及び年1回のシステムのバックアップ取得及び台帳管理

ウ バックアップテープ又は外部ストレージバックアップファイルの世代管理方法の作成、スケジュールに基づく交換指示、月次報告の取りまとめ

エ 農林水産省行政情報システム構築事業者の作成した手順書に基づく農林水産省職員からの依頼による行政情報システムにおける個別ファイルのリストア

オ システムにおける深刻な障害の発生時は、バックアップからのリストアを実施すること。障害対応に当たって、機器の交換等により、機器のリブート（再起動）、臨時バックアップの取得、バックアップデータからのリストア（復旧）、ソフトウェアの再インストール、行政情報システムの環境設定等が必要となった場合は、農林水産省行政情報システム構築事業者及び担当部署と調整し迅速に対応すること。

カ その他、臨時のバックアップ及びリストアが必要となった場合は、本作業内容を示す書面等に基づき、実施すること。

1 1 障害対応業務

運用管理業務における障害対応業務に関する要件は以下のとおりである。

(1) 対応時間

ア 対応時間は、行政機関の休日を除く8時30分から18時15分までとすること。それ

以外の時間については時間外対応とすること。

イ 重大障害発生時（行政機関の休日を含む。）における緊急連絡体制を整備すること。

（２）障害復旧業務

ア 管理対象システム及び統合ネットワークに障害が発生した場合、本業務受注者は速やかに状況の確認を行い、切り分けを実施し、担当部署に報告するとともに、障害復旧等の必要な対応を行うこと。また、障害対応結果について、障害対応報告書を作成し、障害復旧後の翌日（行政機関の休日を除く。）までに担当部署へ報告すること。

イ 農林水産省行政情報システム構築事業者及び統合ネットワーク事業者と連携して障害原因の分析を行い、担当部署に対して今後の再発防止に向けた対策を提案すること。

（３）対象範囲

ア 農林水産省行政情報システム

障害切り分けを行い、必要に応じて、農林水産省行政情報システム構築事業者に障害復旧を依頼すること。その際、障害復旧作業に係る調整業務を行うこと。ただし、システム再起動、サービスの起動等を実施することで障害復旧を容易に行えるものについては、農林水産省行政情報システム構築事業者が作成した手順書に従い本業務受注者において実施すること。

イ 本省基幹ネットワーク機器

障害切り分けを行い、障害復旧を行うこと。本業務受注者において保守を行う機器については、資料３「運用管理及び保守対象一覧」を参照すること。

ウ 農林水産省本省クライアント端末及びシンクライアントシステム（VDI）

- (ア) 農林水産省行政情報システムのシステム管理職員が提出する「故障申告/問合せ票」の受付を行い、速やかに障害の原因を究明し、障害箇所の切り分けを行うこと。なお、復旧のために別途費用が必要となる場合は、クライアント端末保守事業者（農林水産省本省）にあらかじめその金額の見積りを提出させ、担当部署に連絡し、承認を得た上で対処すること。
- (イ) クライアント端末及びシンクライアントシステム（VDI）の障害復旧作業に当たっては、保存されている作業データの確保を最優先に考え、速やかに作業データのバックアップ及び復旧を行うこと。
- (ウ) 障害の原因が設定誤りであった場合の対応については、適正な状態に再設定することにより、速やかに復旧を行うこと。
- (エ) 障害の原因がソフトウェアであった場合の対応について、担当部署が指定したクライアント端末である場合は、担当部署が準備したリカバリディスク等を用いて速やかに復旧すること。なお、指定したクライアント端末以外のクライアント端末である場合やシンクライアントシステム（VDI）の場合は、障害箇所を切り分け後、担当部署と協議の上、必要な処置を行うこと。
- (オ) リカバリディスクを使用する場合は、担当部署が別途提供する手順等に基づき、行政情報システムのクライアント端末として作動するよう、ネットワークの設定、グループウェア等のインストール及び設定を行うこと。なお、シンクライアントシステム（VDI）の場合にも行政情報システムのクライアント端末として作動するよう、同様の設定を行うこと。

また、復旧作業において著作権等の問題が生じた場合は担当部署と協議の上、対応すること。

- (カ) (ア)から(オ)まで以外の原因による障害の場合又は障害の原因が特定できない場合については、担当部署に連絡し、障害の原因究明及び復旧に努めること。

エ 農林水産省本省以外のクライアント端末

- (ア) 農林水産省本省以外のクライアント端末に障害が発生した場合は、施設等機関・地方支分部局等のシステム管理職員が切り分けを行い、クライアント端末保守業者に直接復旧を依頼する。
- (イ) 復旧後、サービスデスクは施設等機関・地方支分部局等のシステム管理職員からの変更内容の連絡を受けて構成変更作業を実施すること。

オ 統合ネットワーク

統合ネットワークの障害時に、統合ネットワーク事業者から連絡を受けた場合は、担当部署へ連絡するとともに、統合ネットワーク事業者と連携し復旧を行うこと。

（４）構成管理

本業務において、農林水産省行政情報システム、統合ネットワーク及び本省基幹ネットワークの構成変更を行う場合は、「７ 構成管理業務」の要件に基づき対応すること。

1 2 サイバー攻撃対策業務

本業務では、農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークにおいて導入するファイアウォール、プロキシサーバ、標的型攻撃検知・隔離機器等の機器に加え、本業務受注者が導入する不正アクセス監視機器（以下「IPS」という。）を用いて不正アクセスの監視、情報セキュリティインシデント発生時の分析、対応等を行う。情報セキュリティインシデントが発生した場合は、インシデント管理文書を作成し、発生後 3 日（行政機関の休日を含まない。）以内に担当部署へ報告を行うこと。

農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークにて導入する機器は閲覧資料で提示する。なお、平成31年度更改分においては平成31年度更改に係る設計・構築事業者及び平成31年度更改に係る統合ネットワーク事業者において機器を決定した後、本業務受注者へ連携することとする。

本業務において不正アクセスの兆候を検知した場合は、情報セキュリティ支援要員又は本業務受注者拠点における情報セキュリティ専門の担当者等が速やかに分析を行い、不正アクセスの手段や送信元・送信先の特定、対処方法の提案を実施すること。

本業務受注者はサイバー攻撃のシナリオを策定した上で、シナリオに合わせた運用手順書を作成し、担当部署の承認を得ること。また、最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」及び「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」を踏まえた当省のセキュリティポリシーに則り、攻撃の兆候を監視し、早期に発見、検知するとともに、攻撃を遮断し、侵入範囲の拡大を防止すること。

本業務の要件は以下のとおりである。

（1）不正アクセス及びファイアウォールの監視

本業務受注者が導入するIPS、農林水産省行政情報システム構築事業者及び統合ネットワーク事業者が提供するファイアウォールを対象とした不正アクセス（サービス不能攻撃を含む。）の監視について、以下のとおり行うこと。

不正アクセスの兆候を検知した場合は情報セキュリティ専門の担当者が速やかに分析を行い、不正アクセスの手段や送信元・送信先の特定、対処方法の提案を実施すること。

ア 導入機器設置場所

農林水産省本省、行政情報システムデータセンタ（西日本）及び行政情報システムデータセンタ（東日本）に侵入検知及び防御のために必要なIPSの機器を導入すること。

イ 監視実施場所

農林水産省本省内又は本業務受注者の遠隔監視センタにおいて監視を行うこと。監視実施場所については提案すること。

ウ 導入・監視対象機器

(ア) 農林水産省本省及び行政情報システムデータセンタの侵入検知、防御のために必要な次の機能を持つ IPS のサービスを提供すること。

a ネットワークインタフェースとして Gigabit 検知ポートを 8 ポート以上有すること。

b VLAN 機能として、IEEE802.1Q に準拠した VLAN 機能を有すること。また、ポート VLAN 機能を有すること。

c 不正侵入防御 (IPS) 機能としてアノマリ型 IPS を IPv4 でサポートしていること。

また、IPv6 についてもサポートしていること。

- d IPS 機能としてシグネチャ型 IPS をサポートしていること。
- e IPS 機能としてシグネチャ型 IPS 用のシグネチャ配信サービスをサポートし、契約期間内にわたって利用可能であること。
- f シグネチャ型 IPS 用のシグネチャ（カスタムシグネチャ）を作成する機能をサポートしていること。
- g シグネチャ型 IPS で侵入検知情報を保存する機能をサポートしていること。
- h シグネチャ型 IPS で攻撃情報が日本語であること。日本語ではない場合は、状況の把握等に手間取ることのない措置を講じること。
- i トラフィックの異常なパターンを検知し、DDoS、DoS 攻撃を防御する機能を有すること。
- j 不審なパケットや振る舞いを検知し、防御する機能を有すること。
- k SSH 通信によるリモートコンソール操作が可能であること。
- l ユーザによって操作可能な機能を制限できること。
- m MIB、SNMP 等、運用時に使用するプロトコルに対応していること。
- n syslog によるログ転送に対応していること。
- o 3Gbps 以上の通信を処理するカタログ上の性能指標を有すること。

(イ) (ア)の機能を実現するために、農林水産省本省及び行政情報システムデータセンタへの機器の導入に当たっては、以下の条件を満たすこと。

- a 行政情報システムデータセンタ（西日本）に格納する機器はユニット数 20U、6 台以内（冗長化構成含む。）、奥行き 1000mm 以内とすること。また、行政情報システムデータセンタ（東日本）に格納する機器は、当該データセンタを提供する第 2 次統合事業者と協議の上決定すること。
- b 農林水産省本省に格納する機器は既に設置されている機器も含めて 20U、4 台以内（冗長化構成含む。）、奥行き 895mm 以内とすること。
- c IPS 機器の消費電力は 1 機器当たり最大 500W 以内とし、行政情報システムデータセンタは全体で 3.0KVA 以内、農林水産省本省は全体で 2.0KVA 以内に収めること。
- d IPS 機器の電圧は 100V 電源に対応していること。
- e 導入機器は冗長構成とすること。

(ロ) (ア)の機能を持つ IPS によって以下 a から d までを防御することを必須とする。なお、IPS に係る設計及び設定については、第 2 次統合事業者、平成 31 年度更改に係る設計・構築事業者及び平成 31 年度更改に係る統合ネットワーク事業者と連携した上で本業務受託事業者が実施すること。

- a 行政情報システムデータセンタの統合ネットワーク側ファイアウォール（700Mbps のトラフィックを処理できること。）。
- b 行政情報システムデータセンタのインターネット側ファイアウォール（700Mbps のトラフィックを処理できること。）。
- c 農林水産省本省の統合ネットワーク側ファイアウォール（500Mbps のトラフィックを処理できること。）。

- d 農林水産省本省のインターネット側ファイアウォール(500Mbpsのトラフィックを処理できること。)
- e 農林水産省本省の政府共通ネットワーク側ファイアウォール(100Mbpsのトラフィックを処理できること。)
- (エ) 上記(ウ)b から(ウ)e の IPS、ファイアウォールの機器について、本業務受注者の監視センタにおいてリアルタイムで不正アクセスの有人監視を行うこと。
- (オ) 不正アクセスの監視に当たって、管理サーバが必要な場合には、農林水産省本省内に設置することを可とする。
- (カ) 本 IPS 機器については、総合テストを完了の上、平成 31 年 3 月から農林水産省本省及び行政情報システムデータセンタに対し機能を提供すること。

エ 機器の設計構築における対応範囲

監視対象ネットワークは、当省のDMZ、省内通信及び政府共通ネットワーク向け通信とすることとし、IPSを除き、監視するために必要な機器の選定、設計及び構築は農林水産省行政情報システム構築事業者又は統合ネットワーク事業者が実施する。ただし、リモート監視を行う場合、監視センタとの接続に必要な回線及び機器は本業務受注者の負担とする。また、関連事業者の対応範囲は表III-1のとおりとする。

表 III-1 機器の設計構築の対応範囲について

項 目	農林水産省行政情報システム構築事業者 統合ネットワーク事業者		本業務受注者
	構築時	運用保守時	
ハードウェア等の提供	① 管理ソフトウェア及びサーバの提供 ② ログ保管サーバの提供 ③ ファイアウォールの提供	—	① IPSの提供 ② 監視センタ接続用回線及び付帯する機器の提供
設計・設定	① 機器の設計、構築及びリモート監視センタ接続設定 ② ファイアウォールのリモート操作設定及び操作手順書の作成	—	① IPSの設計、構築、単体テスト、結合テスト ② 監視センタ接続に必要なパラメータ情報の提供
運用試験	① 運用試験計画書作成 ② 運用試験実施 ③ 運用試験結果報告書作成	—	① IPSを使用する総合テスト項目の作成 ② IPSを使用する総合テストの実施 ③ IPSを使用する総合テストに係る結果報告書の作成 ④ 監視に必要なテスト項目の提示

項 目	農林水産省行政情報システム構築事業者 統合ネットワーク事業者		本業務受注者
	構築時	運用保守時	
基本設計書、 詳細設計書等 の作成	① 基本設計書、詳細設計書等の作成 ② 基本設計書、詳細設計書等の本 業務受注者への引継ぎ	設定変更・バー ジョンアップ時 における変更図 書作成	基本設計書、詳細設 計書等の保管、管理
操作手順書の 作成	① 機器操作手順書の作成 ② 本業務受注者への機器操作手順 講習の実施	－	機器操作の習得

オ 機器障害時等の対応

関連事業者の機器障害時の対応範囲は表III-2のとおりとする。

表 III-2 機器障害時等の対応範囲について

項 目	農林水産省行政情報システム構築事業者 統合ネットワーク事業者		本業務受注者
	構築時	運用保守時	
設定変更、バ ージョンアッ プ作業	バージョンアッ プ情報及びメデ ィアの提供	① 設定変更、バージョンアップ 作業の実施 ② 設定変更、バージョンアップ 時の検証	検証作業の支援
障害検知及び 対応	－	① 障害時の切り分けと結果報 告 ② 交換機の提供と交換作業の 実施	① 機器障害監視 ② 機器交換後の監視 正常再開確認
テクニカルサ ポート	－	機器製品保守及び技術サポート の提供	機器の動作不具合等 に関する問合せ実施

カ 監視時間

有人での監視時間帯は行政機関の休日を除く 8 時30分から18時15分までを必須とする。また、上記時間帯においても監視を行い、IPS及びファイアウォール等において不正アクセスを検知した場合は該当のIPアドレスをブロックする等の対応を行うこととし、危険度が高い攻撃を検知した場合は担当部署に報告し、指示に従うこと。

キ 監視内容

- (ア) 情報セキュリティ対策の検知及び遮断ポリシーは、本業務受注者において能動的に見直し、当省のセキュリティポリシー及びネットワーク環境に対する最適化作業を行うこと。
- (イ) 担当部署から検知及び遮断ポリシーの変更の依頼があった場合、本業務受注者において対策を検討の上、対応すること。
- (ウ) IPS 機器メーカーからシグネチャが提供された場合、本業務受注者において検証後に IPS に適用すること。
- (エ) 検知したイベントについて、検知精度を向上させるため、検知結果に対して補正を

行うこと。また、誤検知の判断やより詳細な対策方法を提示するため、多角的かつ総合的な分析を行うこと。

- (d) ウェブサイトの CGI 等に対する攻撃について、送られたバイトコードを採取し、対象となったウェブサーバに対してテストを行い、効果を確認すること。
- (e) サーバやクライアント端末に対する攻撃について、送られたバイナリコードとサーバ、クライアント端末で動作する OS、アプリケーション情報を採取し、不正アクセスの実害発生の可能性を確認すること。
- (f) 不正アクセスの内容について、担当部署からの技術的な質問に対して回答すること。
- (g) 監視機器の検知範囲を向上するために本業務受注者において開発したシグネチャを 100 個以上適用すること。また、適宜、追加及び更新を実施すること。

監視及び解析中に、行政情報システムに明らかに悪影響を及ぼすログ又は悪影響を及ぼす可能性が高いログを検出した場合は、発見時点から 15 分以内に電話等を使用して担当部署に連絡するとともに、必要に応じて対処方法について提案すること。また、不正アクセス遮断機能で対処可能な場合は、担当部署と協議の上、必要な設定変更等を実施すること。危険度は行政情報システムへの影響度（不正アクセスによって対象システムが侵害されたか否か）で分類し通知すること。

なお、検知したイベントを監視要員において確認・補正し、IPS 機器の保有するシグネチャに指定される危険度を機械的に通知しないこと。

ク 運用保守要件

- (ア) 不正アクセス監視装置の保守は事前に担当部署に作業スケジュール及び作業概要を連絡した上で実施すること。なお、サービスの停止は必要最低限とすること。
- (イ) 運用管理業務報告書の作成及び記載内容に関する問合せ対応を行うこと。
- (ウ) 情報セキュリティ監視分析結果は専用のウェブポータルサイトを通して担当部署に対し提供し、結果を随時更新すること。なお、ウェブポータルサイトへのログインはワンタイムトークン等を用いた二要素以上の認証方式を用いること。
- (エ) 既存の行政情報システムデータセンタ（西日本）の契約期間は平成 31 年 12 月 31 日までとなっている。次の調達の結果によっては、データセンタが変更になる場合がある。データセンタが変更になった場合、第 2 次統合において行政情報システムデータセンタ（西日本）に設置した機器類については、新しいデータセンタに移設する必要があるが、本業務受注者は次の調達事業者の求めに応じて移設に関して協力をすること。その際、機器類の移設及び平成 32 年 1 月 1 日以降の次のデータセンタに必要な費用については本業務受注者との契約範囲外とし、次の調達事業者の負担によるものとする。

(2) 農林水産省行政情報システム構築事業者が導入する標的型攻撃検知・隔離機器による監視、解析、支援等

標的型攻撃検知・隔離機器の製品選定及び設計・構築は農林水産省行政情報システム構築事業者において実施するため、導入された機器に対する監視・解析及び支援を適切に行うこと。

ア 監視対象機器

農林水産省行政情報システムにおける機器仕様は閲覧資料で提示する。

イ 機器の設計構築における対応範囲

関連事業者の機器の設計構築における対応範囲は表III-3のとおりとする。

表 III-3 機器の設計構築の対応範囲について

項 目	農林水産省行政情報システム構築事業者		本業務受注者
	構築時	運用保守時	
ハードウェア等の提供	① 標的型攻撃検知・隔離機器の提供 ② 管理ソフトウェア及びサーバの提供 ③ ログ保管サーバの提供	－	－
設計・設定	① 機器の設計・構築及びリモート監視センタ接続設定 ② 機器のリモート操作設定及び操作手順書の作成	－	監視に必要なパラメータ情報の提供
運用試験	① 運用試験計画書作成 ② 運用試験実施 ③ 運用試験結果報告書作成	－	監視に必要なテスト項目の提示（※）
基本設計書、詳細設計書等の作成	① 基本設計書、詳細設計書等の作成 ② 基本設計書、詳細設計書等の本業務受注者への引継ぎ	設定変更・バージョンアップ時における変更図書作成	基本設計書、詳細設計書等の保管及び管理
操作手順書の作成	① 機器操作手順書の作成 ② 本業務受注者への機器操作手順講習の実施	－	機器操作の習得

（※）平成31年度更改時のみ実施する

ウ 機器障害時等の対応

関連事業者の機器障害時等の対応範囲は表III-4のとおりとする。

表 III-4 機器障害等の対応範囲について

項 目	農林水産省行政情報システム構築事業者 統合ネットワーク事業者		本業務受注者
	構築時	保守運用時	
設定変更及びバージョンアップ作業	バージョンアップ情報及びメディアの提供	① 設定変更及びバージョンアップ作業の実施 ② 設定変更及びバージョンアップ時の動作テスト	動作テストの確認支援
障害検知及び対応	－	① 障害時の切り分けと結果報告 ② 交換機の提供と交換作業の実施	① 機器障害監視 ② 機器交換後の監視 正常再開確認

項 目	農林水産省行政情報システム構築事業者 統合ネットワーク事業者		本業務受注者
	構築時	保守運用時	
テクニカルサポート	－	機器製品保守及び技術サポートの提供	機器の動作不具合等に関する問合せ実施

エ 監視時間

監視時間は行政機関の休日を除く 8 時30分から18時15分までとする。

オ 監視実施場所

農林水産省本省内又は本業務受注者の遠隔監視センタ

カ 監視内容

(ア) 標的型攻撃検知・隔離機器による監視及びログ、レポートの解析を行い、不審なメール、マルウェアの侵入、マルウェアの活動、その兆候等を検知した場合は、速やかに不審なメール等か否かを判断すること。また、検知後に該当職員へ連絡・指示する必要がある場合は、農林水産省本省においては担当部署へ連絡し、農林水産省本省以外については、各システム管理職員等へ連絡すること。なお、標的型攻撃検知・隔離機器においてマルウェア等の検体が取得できる場合には、本業務受注者において検体の解析を行い判定すること。

- a 不審なプログラムの動作の有無及びハッシュ値
- b ウイルス感染した場合のクライアント端末が及ぼす影響
- c 誘導先サイト情報

- (イ) (ア)により不審なメール等であると判断した場合は、速やかに応急措置、被害の拡大防止及び復旧に必要な対応（具体的には、受発信者の特定、送信元メールアドレスや接続先 URL 等の閉塞、ウイルス感染したおそれのあるパソコンの回収、証拠保全、リカバリ対応の指示等）を検討し、担当部署の連絡し、承認を得た上で実施すること。実施に当たっての状況確認及び指示を行う場合は、農林水産省本省においては担当部署へ連絡し、農林水産省本省以外については、各システム管理職員等へ連絡すること。また、(ア)により不審なメール等であると判断した検知内容、判断した根拠及び分析結果を記載したログ・レポート分析結果報告書を検知後 3 日（行政機関の休日を除く。）以内に作成し、担当部署に報告すること。
- (ロ) (イ)の応急措置、被害の拡大防止及び復旧に必要な対応に係る運用手順については、既存の対応手順を基に作成及び提案し、担当部署に提出すること。また、適宜、見直しを行うこと。
- (ハ) (イ)の対応に係る担当部署からの問合せに対し、説明、指導及び助言を迅速に行うこと。
- (ニ) (イ)の対応については、情報セキュリティインシデント管理及び進捗管理を適切に実施すること。
- (ホ) (イ)の対応を踏まえ、同様の情報セキュリティインシデント発生に備えた予防策を提案し、担当部署と協議した上で、予防策を実施すること。また、農林水産省行政情報システム構築事業者が実施すべき必要な対応がある場合は農林水産省行政情報システム構築事業者に指示すること。
- (ヘ) 日々変化する脅威に対応する必要があることから、NISC から提供される情報や本業務受注者が所有する情報を基に、標的型攻撃検知・隔離機器の監視に係る設定変更を実施すること。その他、効果的かつ効率的な監視及び解析方法を担当部署に提案し、承認を得た上で実施すること。
- (ニ) 設定変更内容については、標的型攻撃検知・隔離機器の監視設定変更書を作成し、これを管理すること。
- (ホ) ログ、レポートの全部又は一部が欠落、漏えい等することがないように、適切な管理をすること。ログは統一基準により 1 年以上の保管が必要であるため、ログサーバ等の必要な機材は全て農林水産省行政情報システム構築事業者が準備提供する。
- (ロ) 標的型攻撃検知・隔離機器については、必要に応じ、ウイルス対策ソフトウェアメーカーに検体を提出し、パターンファイルが提供された場合は、パターンファイルを適用すること。なお、ウイルス対策ソフトウェアメーカーのサポートライセンスは別途農林水産省から提供する。
- (ハ) 検知したイベントについて危険度が高いと認められる場合には、電話又は電子メールにより、不正アクセス事象に関する状況を担当部署に通知すること。
- (ニ) 監視及び解析中に、当省に明らかに悪影響を及ぼす事象を検出又は悪影響を及ぼす可能性が高い事象を検出した場合は、発見時点から 30 分以内に電話等を使用して確実に担当部署に連絡すること。

キ 監視内容

- (ア) 担当部署からの問合せに回答するサポート窓口を提供し、日本語で対応できる専門

技術者を配置すること。

(イ) セキュリティ監視分析結果は情報セキュリティ支援要員が回答を行うこと。また、専用のウェブポータルサイトを通して結果を担当部署に提供すること。

(ロ) 月次報告書及びウェブポータル記載事項は本業務期間を通して保持し、24 時間ウェブポータルを通して閲覧できるようにすること。なお、データは日本国内において保持すること。

(3) プロキシサーバのログ、ドメインサーバの認証ログ、証跡管理システムのログの解析、支援等

ア 情報セキュリティインシデントの発生時の対応

日常的にログの解析を行い、情報セキュリティインシデントの発生の兆候をとらえること。兆候が捉えられた時には、定められた手続きに従い、対応すること。なお、監視に必要なログの管理・検索機能（統合ログ管理機能）等の必要機材は、農林水産省行政情報システム構築事業者が整備する。

(ア) プロキシサーバのログの解析を行い、不審な通信や不正アクセスの有無を確認すること。

(イ) ドメインサーバの認証ログの解析を行い、不審な認証の有無を確認すること。

(ロ) 証跡管理システムのログの解析を行い、クライアント端末でのファイル操作等の履歴（証跡）から、不審な操作等の有無を解析すること。

(エ) 解析の結果、不審な通信、認証及び操作の記録を検知した場合は、速やかに担当部署に報告すること。

(オ) 報告内容に係る担当部署からの問合せに対し、説明を迅速に行うこと。

(カ) 解析については、情報セキュリティインシデント管理を適切に行い、担当部署へ提示すること。

イ 定期的な対応

情報セキュリティインシデントの発生を未然に防止する観点から、定期的にプロキシサーバ等のログの解析を行うこと。なお、監視に必要なログの管理・検索機能（統合ログ管理機能）等の必要機材は、農林水産省行政情報システム構築事業者が整備する。

- (㉑) 実施に当たっては、実施頻度等を担当部署と協議の上で決定すること。
- (㉒) 解析に必要なログを取得すること。また、取得したログについて、「高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン付属書」(平成26年6月25日NISC。<http://www.nisc.go.jp/active/general/risk.html>) 2の5(1)の遮断1-1、遮断1-2、監視1-1、監視1-2、(2)の遮断2-4及び監視2-1において実施することとされている監視、分析、不正通信の有無の確認等を行うこと。なお、記載事項以外に新たな監視強化事項が追加された場合は、対応方法を検討し、担当部署の承認を得た上で実施すること。
- (㉓) 不審な通信や不正アクセスの挙動を検知した場合は、速やかに担当部署に報告すること。
- (㉔) 解析については、情報セキュリティインシデント管理を適切に行い、担当部署へ提示すること。
- (㉕) 解析方法については、目視のほか、専用のソフトウェア等を活用した効率的かつ効果的な手法を担当部署に提案し、承認を得た上で実施すること。
- (㉖) 取得するログについて、取得内容に改善が必要な場合は、担当部署に提案し、承認を得た上で、農林水産省行政情報システム構築事業者に対応を指示するとともに、対応結果を確認すること。

(4) その他の支援

- ア 農林水産省行政情報システムに新たな機能、サービスを導入する際は、担当部署に情報セキュリティに係る情報提供を行うこと。
- イ 農林水産省行政情報システムに関する情報セキュリティの確保、強化及び拡充に係るNISCからの調査依頼、対応指示等について、担当部署の支援を行うこと。
- ウ 標的型攻撃検知・隔離機器の監視に係る運用管理上で必要な問合せ対応を行うこと。
なお、製品メーカーに問合せをするために必要な保守契約情報は、農林水産省行政情報システム構築事業者が提示する。また、農林水産省行政情報システム構築事業者は一元的な問合せ受付窓口を設置する。

(5) 構成管理

本業務において、農林水産省行政情報システム、統合ネットワーク及び本省基幹ネットワークに構成変更を行う場合は、「7 構成管理業務」の要件に基づき対応すること。

1.3 脆弱性対策業務

脆弱性対策業務に関する要件は以下のとおりである。

- (1) 関係機関からの脆弱性情報の連絡、ソフトウェア製品の脆弱性の公表、情報セキュリティインシデントの発生及び情報セキュリティ監査結果に伴う設定変更依頼等を受けた場合は、農林水産省行政情報システム構築事業者と連携し、対応方法の検討を行うこと。また、必要に応じて農林水産省行政情報システム構築事業者、統合ネットワーク事業者等が行う設定変更、パッチ適用作業、ソフトウェアバージョンアップ作業等の事前検証作業の支援及び結果確認を行うこと。なお、設定変更、パッチ適用作業、ソフトウェアバージョンアップ作業等の保守作業計画を農林水産省行政情報システム構築事業者から受領又は自ら策定の上管理し、担当部署への報告を行うこと。

- (2) 本省基幹ネットワーク機器の設定変更、ファイアウォールポリシーの変更作業、必要な構成管理台帳等の修正及び各種ドキュメントのマスタ管理を行うこと。
- (3) 各システム管理職員からの情報セキュリティに関する問合せに対応すること。
- (4) クライアント端末、シンククライアントシステム（VDI）機能等へ導入するソフトウェアについて、当該ソフトウェアの信頼性、安全性に係る問合せに対応すること。
- (5) クライアント端末等、シンククライアントシステム（VDI）機能へ導入するインターネット上の各種サービス（動画配信、ファイル転送サービス等）の安全性の評価と情報システムに対する影響の有無に関する問合せに対応すること。
- (6) 受信した電子メールに添付された不審なリンク先や不審なファイルの危険性に関する問合せに対応すること。
- (7) 構成管理
 - 本業務において、農林水産省行政情報システム、統合ネットワーク及び本省基幹ネットワークの構成変更を行う場合は、「7 構成管理業務」の要件に基づき対応すること。

1 4 BCP 対応業務

次の前提及び災害時の対応を元に、災害時の業務手順を作成し運用手順書に含めること。

(1) 前提

ア 農林水産省行政情報システム目標復旧時間（IT-RT0）

農林水産省行政情報システムの目標復旧時間（IT-RT0）は、第1次統合事業者、平成31年度更改に係る設計・構築事業者が設定するため、本業務受注者は設定されたIT-RT0を基に災害時の業務を実施すること。

イ 条件の想定

(ア) 中央防災会議で想定されている東京湾北部地震（東京湾北部を震源とする M7.3、東京 23 区の最大震度 6 強の地震）が休日の夜間に発生した場合を想定すること。

(イ) (ア)と同規模の地震が行政情報システムデータセンタ設置地域において、休日の夜間に発生した場合を想定すること。

ウ 被害状況の想定

各業務要素の被害状況の想定は農林水産省業務継続計画に則ること。

(2) 災害時の対応

ア 農林水産省本省被災時の対応

(ア) 被害状況を把握し、担当部署へ報告した上で指示を待つこと。

(イ) サービスデスク業務については交通が復旧次第、農林水産省本省への駆付け対応を行うこと。

イ 行政情報システムデータセンタ被災時の対応

(ア) 行政情報システムデータセンタにおいてインターネット回線障害や基幹システム障害が発生した場合、被害状況を把握し、担当部署と検討の上、手順書に従い共有フォルダの切替え、ウェブサイトの災害時サイトへの切替え、縮退環境へのシステム切替え等、適切な対応を行うこと。

(イ) 担当部署から指示があった場合、農林水産省行政情報システムの早期復旧のため、業務時間外の作業も実施すること。

(ウ) 年1回、被害を想定した手順確認等の切替え訓練を実施すること。

ウ 本業務受託事業者施設被災時の対応

ヘルプデスク拠点、監視拠点等の本業務受託事業者拠点が被災したことにより、円滑なサービス提供が不可能となった場合、担当部署に報告の上、被害状況を把握し適切な対応を行うこと。また、担当部署と協議の上、サービスデスクにおいてヘルプデスクサービス及び監視サービスの縮退対応を行うこと。

1.5 職員教育支援業務

担当部署が行う農林水産省職員のユーザに向けた、操作方法に係る教育訓練について支援を行うこと。なお、教育訓練は集合研修形式で4月及び10月の人事異動期に農林水産省本省庁舎内で実施することを見込んでいる。

農林水産省行政情報システム構築事業者が作成した行政情報システムの利用に係る操作方法を記載した研修用のユーザ向けの手順書の更新を行い、グループウェアに掲示を行うこと。

リモートアクセスの利用に係るクライアント端末の設定や操作方法については、年間50件程度、ユーザと対面での個別対応があることを想定しておくこと。加えて、リモートアクセスのユーザ向けの集合研修を年3回程度実施すること。

1.6 報告業務

本業務の実施結果については、報告書を作成し、担当部署へ報告すること。なお、本業務で想定する報告書は以下のとおりであるが、本業務受注者は業務上必要となる報告書を担当部署と協議の上、業務実施計画書において定めること。

各資料の詳細は別紙6「成果物一覧」を参照すること。また、月次及び年次運用管理業務報告書については、定例会議及び年次定例会議で報告すること。

(1) 日次報告対象

ア 日次報告

イ 運用作業完了報告

ウ 障害復旧報告

- エ 保守作業進捗管理
- オ ログ・レポート分析結果報告

(2) 月次報告対象

- ア SLA 達成状況
- イ 月次運用管理業務報告
- ウ 問合せ内容及び対応結果
- エ インシデント管理
- オ 定期点検完了報告

(3) 年次報告対象

- ア 年次運用管理業務報告
- イ SLA 達成状況

IV 運用管理業務フロー

当省が想定する農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークにおける運用管理業務フローとして、現行の運用設計書及び設計中の第2次統合に係る運用設計書を閲覧資料で提示する。次の運用管理業務フローについては第2次統合事業者及び平成31年度更改に係る設計・構築事業者により、更新される想定である。

- 1-1 構成管理（パッチ適用（農林水産省行政情報システム））
- 1-2 構成管理（パッチ適用（クライアント端末））
- 1-3 構成管理（ハードウェア・アプリケーション）
- 1-4 情報セキュリティ機器の管理（サイバー攻撃）
- 2-1 稼働監視（システム稼働監視）
- 2-2 稼働監視（統合ネットワーク稼働監視）
- 3-1 情報セキュリティ管理（外部要因）
- 3-2 情報セキュリティ管理（内部要因）
- 4-1 バックアップ及びリカバリ（農林水産省行政情報システム）
- 4-2 バックアップ及びリカバリ（農林水産省本省クライアント端末）
- 4-3 バックアップ及びリカバリ（農林水産省本省以外のクライアント端末）
- 5-1 申請対応業務
- 6-1 障害対応（拠点内 LAN 機器（農林水産省本省））
- 6-2 障害対応（拠点内 LAN 機器（農林水産省本省以外））
- 6-3 障害対応（農林水産省本省クライアント端末）
- 6-4 障害対応（農林水産省本省以外のクライアント端末）
- 7-1 一般的な問合せ（農林水産省本省）
- 7-2 一般的な問合せ（農林水産省本省以外）
- 8-1 FAQ の作成・更新
- 9-1 情報セキュリティ監査・診断
- 10-1 その他（その他対応業務）
- 10-2 その他（その他対応業務（費用発生の場合））

V 定常作業項目

日常の運用管理の作業項目等については、以下のとおりである。

定例作業完了後、運用作業完了報告書を作業完了後 2 日（行政機関の休日を除く。）以内に担当部署へ提出すること。

1 日常の運用管理の作業項目

運用設計において担当部署が業務を管理する際の日常の運用管理の作業項目（例えば、要員の作業時間報告等）の定義を行い、これを実施すること。

2 申請作業項目

以下(1)から(3)までに対応すること。

- (1) 本業務受注者においては、農林水産省行政情報システム構築事業者が導入する申請システムの管理を行うこと。また、農林水産省行政情報システム構築事業者が作成する申請フローについて、追加、変更及び削除が発生する場合、フローの作成、変更等の作業を実施すること。なお、現在の申請フローで使用されている申請書は以下のとおりである。

- ア 職員純増に伴う LAN パソコン借用依頼（本省のみ）
- イ LAN パソコン一時借用許可申請（本省のみ）
- ウ LAN パソコン故障申告（本省のみ）
- エ 情報システム接続許可申請（サーバ装置・端末）
- オ 情報システム接続許可申請（NAS）
- カ 情報システム接続許可申請（プリンタ・複合機）
- キ 情報システム接続許可申請書（その他の機器）
- ク 外部電磁的記録媒体等接続許可申請
- ケ ソフトウェア利用許可申請
- コ ウェブサイト閲覧許可申請
- サ ユーザ登録処理依頼（職員用）
- シ ユーザ登録許可申請（職員以外の者用）
- ス ユーザ登録許可申請（共用 ID・業務用メールアドレス）
- セ パスワード再発行依頼（LAN システム）
- ソ パスワード再発行依頼（GIMA）
- タ メールアドレス変更依頼
- チ 電子メールの送信先設定規制に関する適用除外申請
- ツ メール自動転送設定許可申請
- テ メーリングリスト利用許可申請
- ト リモートアクセスシステム利用許可申請（本省のみ）
- ナ ケータイポータル利用許可申請（本省のみ）
- ニ ケータイポータル アカウント停止・再開、パスワードロック解除依頼（本省のみ）
- ヌ 業務用電子掲示板作成・運用許可申請
- ネ ウェブ会議録画データ取得依頼

- ノ LAN プリンタドライバ登録依頼
 - ハ 施設予約リソース追加依頼
 - ヒ 拠点追加・廃止・移転・回線種別変更依頼
 - フ アクセス回線接続機器のアクセス制御リストの変更依頼
 - ヘ システム設定変更申請 (DNS レコード、プロキシサーバ認証除外設定、ルータ設定等)
- (2) 申請に係る構成管理等を的確に行い、常に農林水産省行政情報システムの現状を把握できるようにすること。
- (3) 農林水産省行政情報システム構築事業者の運用設計に従って、申請システムで承認済みとなった申請の実作業 (ウェブサイトの閲覧許可設定等) を行うこと。

3 その他の随時対応項目

上記 1 及び 2 に定めていない随時発生する業務についても対応すること。

随時対応の作業として、農林水産省職員等に対して以下の業務を行うこと。

(1) アカウント情報の管理及び提供に係る対応

- ア 他の情報システム (政府共通プラットフォーム職員認証サービス (GIMA)、人事・給与関係業務情報システム等) から提供される情報の入力作業
- イ 組織再編等に伴う更新作業 (組織や職名等の登録・変更等)
- ウ 担当部署からの指示に基づくアカウント情報の抽出・提供
- エ GIMA の担当部署へのアカウント情報の抽出・提供

(2) 勤怠管理機能等に係る対応

農林水産省職員からの申請に基づき、在宅勤務の開始、終了に伴う勤怠管理機能及びリモートアクセス機能等に関するユーザ登録等の作業を行うこと。

VI 標準管理項目

農林水産省行政情報システム構築事業者、統合ネットワーク事業者及び本業務受注者が納入した設計書資料について、ドキュメント及びドキュメント標準の管理を行うこと。

なお、管理対象となる設計資料例は以下のとおりであるが、実際のシステム設計に応じて必要な項目を追加、削除して対応を行うこと。

1 運用対象機器

- (1) ホスト名
- (2) 種別 (仮想、物理及びアプライアンス)
- (3) 搭載サーバラック
- (4) 機器メーカー及び機種名
- (5) 接続セグメント
- (6) IP アドレス
- (7) OS 種別
- (8) OS バージョン
- (9) 保守業者
- (10) 保守開始/保守終了日

- (1 1) 機器 EOL (サポート期間終了) 情報
- (1 2) 保守契約番号
- (1 3) 機器型番
- (1 4) 機器シリアル番号
- (1 5) ファームウェアバージョン

2 ソフトウェア管理

- (1) ソフトウェア名
- (2) 導入されているホスト名
- (3) バージョン
- (4) サポート停止日 (EOL)
- (5) ライセンス形態
- (6) 保守業者
- (7) 保守開始/保守終了日 (ライセンス期限)
- (8) 契約番号
- (9) ライセンス番号

3 アカウント/パスワード管理

- (1) システム名
- (2) ホスト名
- (3) OS、アプリケーション名
- (4) アカウント名
- (5) 用途
- (6) 権限
- (7) パスワード
- (8) パスワード有効期限

4 運用管理

- (1) ログファイル管理
- (2) 回収したクライアント端末の管理
- (3) 本省サーバ室入退室管理
- (4) 要員管理 (作業管理)
- (5) インシデント管理
- (6) 課題管理
- (7) 変更管理
- (8) ソフトウェアサポート期限切れ管理
- (9) 貸出データ管理

VII ドキュメント管理

現在管理されている項目は以下のとおりであるが、実際のシステム設計に応じて必要な項

目を追加、削除して対応を行うこと。

- 1 物理構成図
- 2 論理構成図
- 3 ホスト一覧
- 4 ID、パスワード一覧
- 5 監視設定一覧
- 6 フロアレイアウト図
- 7 サーバラック構成図

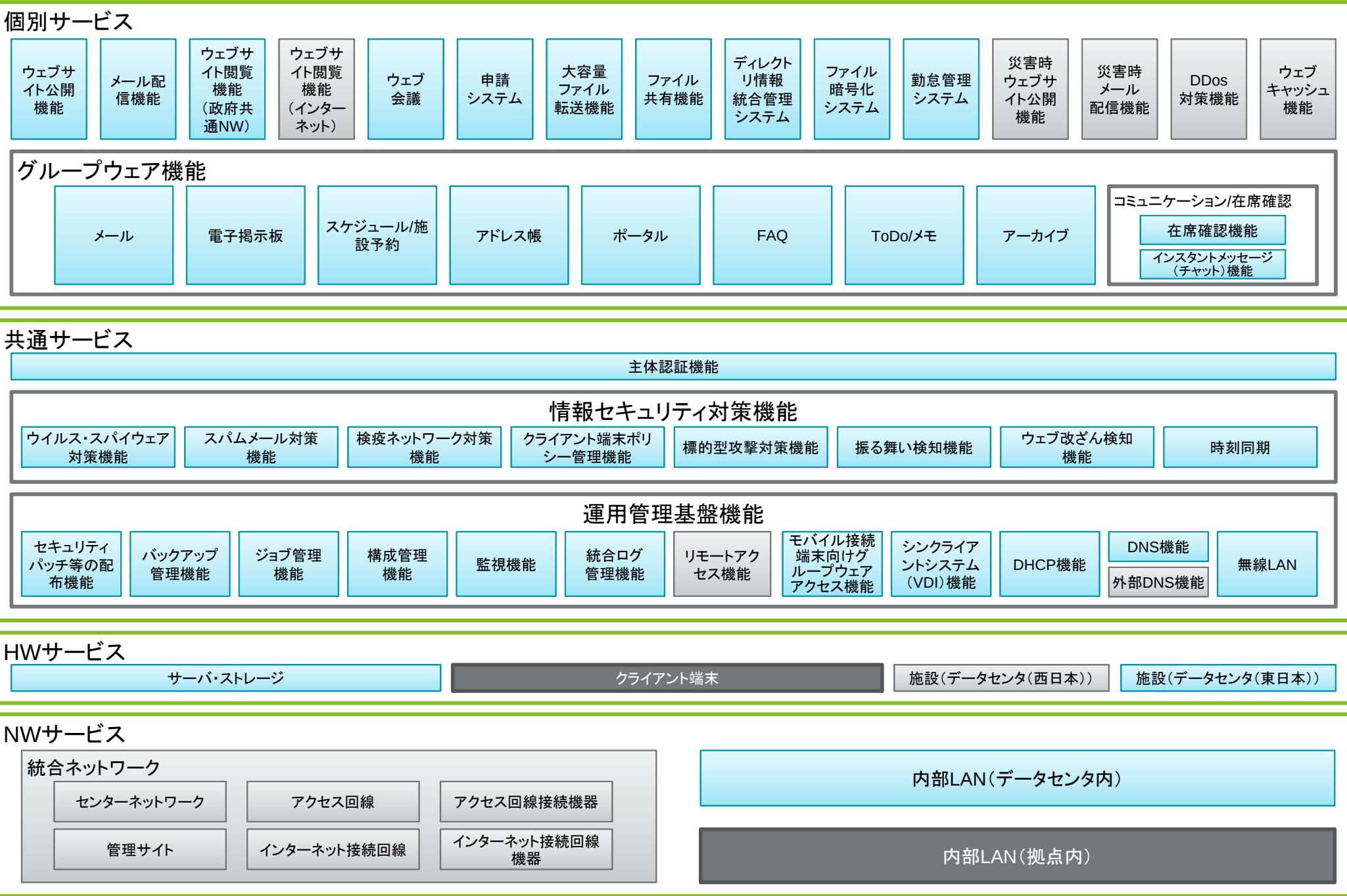
資料1 業務の規模、利用場所等

項番	利用拠点	統合 拠点 区分	拠点数	クライアント 端末台数	ユーザ数	ユーザ数		シンクライアントシステム (VDI) 利用者		うち 勤怠管理シ ステム利用 者	うち モバイル端末 (スマートデ バイスを含 む。)による メール、スケ ジュール/施設 予約、アドレ ス帳機能利用 者
						うち リモートア クセス利用 者	うち 同時アク セス数	うち シンクラ イアントシ ステム (VDI) 利用者	うち 同時アク セス数		
1	本省、国会連絡室、三番町共用会議所	1次	3	約29,800	約26,400	5,000 ユーザ	最大 1,500 ユーザ	5,000 ユーザ	最大 1,500 ユーザ	2,600 名	5,000 ユーザ (第1次統合に て現在500ユ ーザで導入済 みであり、平 成30年度に別 調達により5,000 ユーザまで拡 張する予定で ある。)
2	農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター	1次	1			1,000 ユーザ		1,000 ユーザ			
3	農林水産研修所	1次	3								
4	農林水産政策研究所	1次	1								
5	動物医薬品検査所	1次	1								
6	植物防疫所	2次	約100								
7	動物検疫所	1次	約50								
8	東北農政局（含む県拠点、国営土地改良事業所等）	2次	約220								
9	関東農政局（含む都県拠点、国営土地改良事業所等）	2次									
10	北陸農政局（含む県拠点、国営土地改良事業所等）	2次									
11	東海農政局（含む県拠点、国営土地改良事業所等）	2次									
12	近畿農政局（含む府県拠点、国営土地改良事業所等）	2次									
13	中国四国農政局（含む県拠点、国営土地改良事業所等）	2次									
14	九州農政局（本局）	1次									
15	九州農政局（本局除く県拠点、国営土地改良事業所等）	2次									
16	北海道農政事務所（含む地域拠点）	2次	約860								
17	森林技術総合研修所	1次									
18	北海道森林管理局（含む森林管理署等）	1次									
19	東北森林管理局（含む森林管理署等）	1次									
20	関東森林管理局（含む森林管理署等）	1次									
21	中部森林管理局（含む森林管理署等）	1次									
22	近畿中国森林管理局（含む森林管理署等）	1次									
23	四国森林管理局（含む森林管理署等）	1次									
24	九州森林管理局（含む森林管理署等）	1次									
25	官船（開洋丸、照洋丸、東光丸、白竜丸、白嶺丸、白鷺、白鷗丸、白萩丸）	1次	8								
26	北海道漁業調整事務所	1次	1								
27	仙台漁業調整事務所	1次	1								
28	新潟漁業調整事務所	1次	1								
29	境港漁業調整事務所	1次	1								
30	瀬戸内海漁業調整事務所	1次	1								
31	九州漁業調整事務所	1次	1								
32	内閣府沖縄総合事務局農林水産部（※1）	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
33	国土交通省北海道開発局農林水産部（※2）	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—

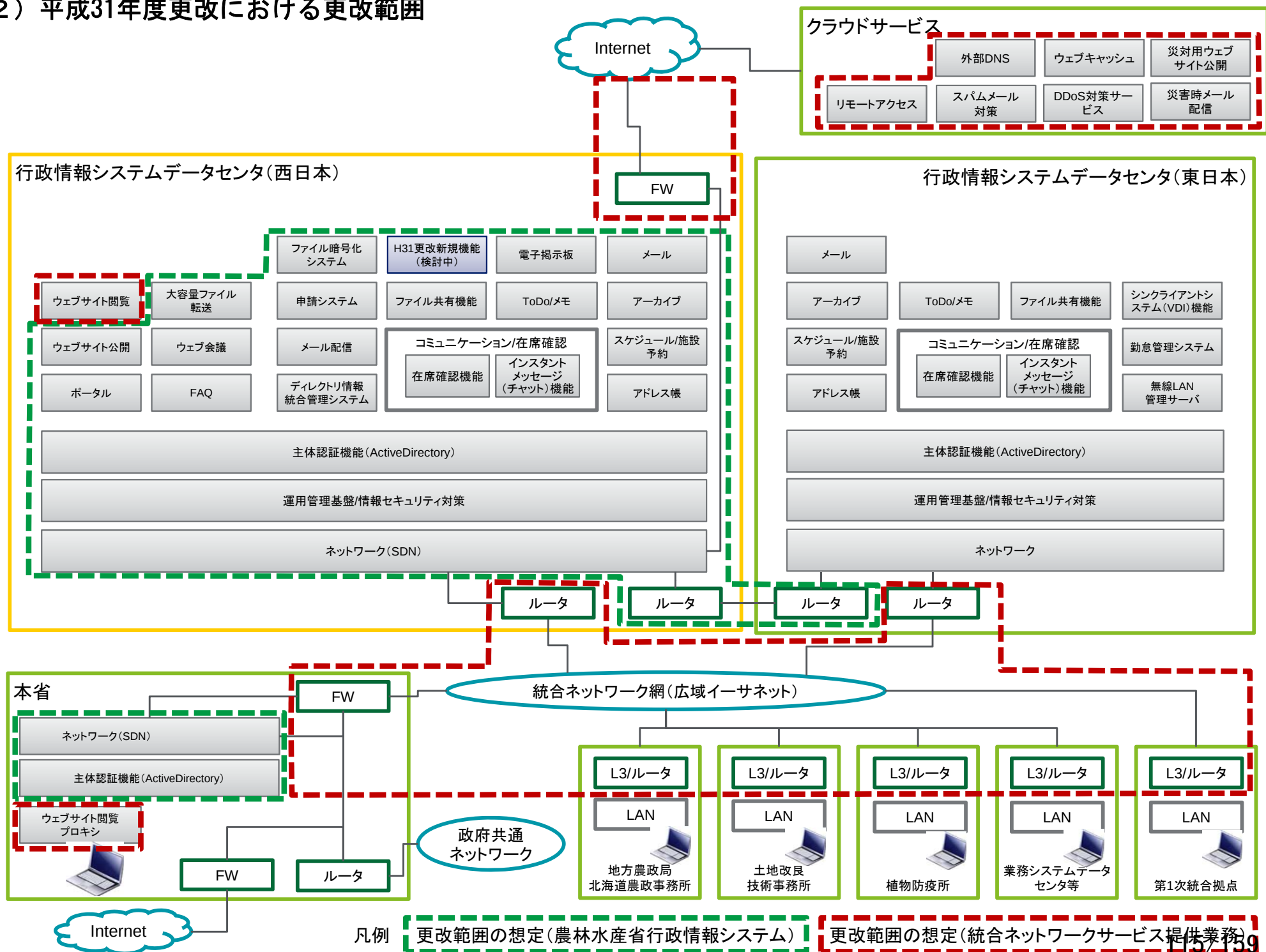
※1 内閣府沖縄総合事務局農林水産部は、農林水産省行政情報システムの一部機能(電子掲示板)並びに当省の個別業務システムを利用するため、農林水産省統合ネットワークと接続している。

※2 国土交通省北海道開発局農林水産部は、当省の個別業務システムを利用するため、農林水産省統合ネットワークと接続している。

資料2 平成31年度更改後の農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークサービスの概要（仮）
（1）サービス概要図



(2) 平成31年度更改における更改範囲



資料3 運用管理及び保守対象一覧

本業務における運用対象機器は、行政情報システム構築事業者にて構築される行政情報システム及び本資料の機器である。

(1) 運用管理対象機器一覧
以下の機器は農林水産省本省で管理されている機器であり、本調達とは別に保守契約が締結されているため、本調達においては運用業務のみが役割対象である。

項番	場所	用途	名称	台数 (数量)	保守要件	故障対応実績	備考
1	本省	情報セキュリティ機器（※）	SSL通信機器	2			
2	本省		証明書管理機器	1			
3	本省		Sysログ管理機器 ぶらっとホーム社EasyBlocks Syslog EBA6/SYSL06120G)	1			

※ 情報セキュリティ機器については、資料閲覧にて対象機器を確認すること。

(2) 運用管理及び保守対象機器一覧
以下の機器については、受注者において機器の保守を行うこと。なお、本省基幹ネットワーク機器の保守対象機器は項番1～7とする。

項番	場所	用途	名称			数量	保守要件	故障対応実績	備考	
1	本省	センタースイッチ	ギガビットレイヤL3スイッチ (個別システム用スイッチ)			2	本機器については保守契約を締結の上、24時間365日の保守を行うこと。	0台/年程度		
2	本省	フロアノードスイッチ	ギガビットレイヤL2スイッチ			22	本機器については保守契約を締結の上、24時間365日の保守を行うこと。	0台/年程度		
3	本省		ギガビットスイッチ	5			本機器については保守契約を締結の上、24時間365日の保守を行うこと。	0台/年程度		
4	本省			2						
5	本省			2						
6	本省	OA総合盤（スイッチ）	ギガビットイーサネット・スイッチ（24ポート）			318	本機器については保守契約を締結する必要はなく、機器故障の際は、同等品との交換対応を可とする。	36台/年程度		
7	本省	その他ネットワーク機器	その他ネットワーク機器等（光HUB、メディアコンバータ）			-	本機器については保守契約を締結する必要はなく、機器故障の際は、同等品との交換対応を可とする。	0台/年程度		
8	本省	サイバー攻撃対策	不正アクセス監視機器（IPS）			6	本機器については保守契約を締結の上、24時間365日の保守を行うこと。	0台/年程度		
9	本省	ウイルス対策ソフトウェア管理システム	ハードウェア	System x3250 M4(HS 2.5 冗長電源非対応)/XeonE3-1230v2(4) 3.30GHz-1600MHz×1/PC3-12800 4.0GB(4.0×1)/RAID-H1110/POW(300W)/OSなし/3年保証 24x7(CRU)/SS90		1	本機器については保守契約を締結の上、24時間365日(期間中)の保守を行うこと。	0台/年程度	※本機器は、平成31年12月末に運用を終了する予定。	
10	本省			300GB 15K 6Gbps SAS 2.5型 SFF HS HDD		2				
11	本省			ウルトラスリム SATA マルチバーナー		1				
12	本省			NEMA5-15P to IEC C13 電源ケーブル(43m)		1				
13	本省		振る舞い検知型ウイルス対策ソフトウェアサーバ	Windows Server 2008 Std(SP2)		1				本機器については保守契約を締結の上、24時間365日(期間中)の保守を行うこと。
14	本省			SQL Server2008 Express		1				
15	本省			IIS		1				
16	本省			Microsoft.NET Framework3.5 SP1		1				
17	本省			Microsoft Chart Controls for Microsoft.NET Framework3.5		1				
18	本省			WindowsPowerShell 1.0		1				
19	本省			トレンドマイクロ クラウド・クライアント・サーバ・Corp(Client/Server Suite Premium)		1				
20	本省			FFR・統合管理コンソール		1				
21	本省	検証用システム	検証用サーバ			1	本機器については保守契約を締結すること。	0台/年程度	※期間中、担当部署において後継機（同等機種を想定。）を別途購入し、機器更新が行われる場合がある。その場合、購入後の運用管理及び保守を行うものとする。	
22	本省		検証用サーバ用L3SW			1	本機器については保守契約を締結すること。	0台/年程度	※期間中、担当部署において後継機（同等機種を想定。）を別途購入し、機器更新が行われる場合がある。その場合、購入後の運用管理及び保守を行うものとする。	
23	本省	運用管理業務用ファイルサーバ	NAS#1			1	本機器については保守契約を締結の上、24時間365日の保守を行うこと。	0台/年程度	※期間中、担当部署において後継機（同等機種を想定。）を別途購入し、機器更新が行われる場合がある。その場合、購入後の運用管理及び保守を行うものとする。	
24	本省		NAS#2			1	本機器については保守契約を締結の上、24時間365日の保守を行うこと。	0台/年程度	※期間中、担当部署において後継機（同等機種を想定。）を別途購入し、機器更新が行われる場合がある。その場合、購入後の運用管理及び保守を行うものとする。	

資料4 システム管理職員窓口一覧

項番	組織名	システム管理職員窓口	第1次 統合拠点	第2次 統合拠点	備考
1	農林水産省本省	大臣官房広報評価課情報管理室	○		
2	農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター	総務課	○		
3	農林水産研修所	総務課	○		
4	農林水産政策研究所	企画広報室交流情報課	○		
5	動物医薬品検査所	企画連絡室企画調整課	○		
6	植物防疫所	横浜植物防疫所リスク分析部		○	
7	動物検疫所	企画管理部調査課	○		
8	東北農政局	総務部総務課		○	
9	関東農政局	総務部総務課		○	
10	北陸農政局	総務課		○	
11	東海農政局	総務課		○	
12	近畿農政局	総務課		○	
13	中国四国農政局	総務部総務課		○	
14	九州農政局	総務部総務課	○	○※	※九州農政局の本局以外の拠点は平成30年度に統合。
15	北海道農政事務所	総務課		○	
16	森林技術総合研修所	総務課	○		(連絡調整課) 林野庁森林整備部研究指導課
17	北海道森林管理局	総務企画部業務調整課	○		(連絡調整課) 林野庁国有林野部経営企画課
18	東北森林管理局	総務企画部企画調整課	○		
19	関東森林管理局	総務企画部企画調整課	○		
20	中部森林管理局	総務企画部企画調整課	○		
21	近畿中国森林管理局	総務企画部企画調整課	○		
22	四国森林管理局	総務企画部企画調整課	○		
23	九州森林管理局	総務企画部企画調整課	○		
24	官船(開洋丸、照洋丸、東光丸、白竜丸、白嶺丸、白鷺、白鷗丸、白萩丸)	水産庁漁政部漁政課(船舶管理室)	○		
25	北海道漁業調整事務所	総務課	○		(連絡調整課) 水産庁漁政部漁政課
26	仙台漁業調整事務所	総務係	○		
27	新潟漁業調整事務所	総務係	○		
28	境港漁業調整事務所	総務係	○		
29	瀬戸内海漁業調整事務所	総務課	○		
30	九州漁業調整事務所	総務課	○		

資料5 SLA項目例

以下に運用管理業務におけるSLA例を記載する。

項番	区分	SLA項目	測定方法	SLA値	分類
1	システム稼働率	メールサービス	運用管理業務の責で発生したサービス稼働停止時間(※1)を把握し、以下の計算式(※2)にて、システム稼働率を測定。 (※1)1か月の部分停止時間＝停止時間×(停止の影響を受けたクライアント端末数÷全クライアント端末数) 停止の影響を受けたクライアント端末数については、停止影響拠点ごとに算出を行う。 (※2)1か月の稼働予定時間＝(24時間×1か月の日数)－計画停電等による停止時間	99.9%以上	保証
2		インターネット接続サービス			保証
3		ファイル共有サービス			保証
4	監視	不正アクセス監視機器(IPS)監視	以下の計算式を実施し、監視実施率(※)を測定。(監視提供実績時間÷監視提供予定時間)×100 (※)監視オペレーションを24時間365日実施できているかどうか。	100%	保証
5		ネットワーク機器及びサーバ死活監視			保証
6	障害対応	障害発生連絡	障害発生確認時において、利用者の業務に影響がある(その可能性がある)場合と認知してから担当部署への報告までの時間	10分以内	保証
7		障害発生時対応	障害発生確認時から1次切り分け完了(※)までの時間 (※)1次切り分け完了の定義は、運用、統合ネットワーク、保守、どのスコープで発生している障害かを切り分けること。	2時間以内	目標
8		障害復旧対応依頼	障害切り分け完了から保守事業者への連絡を実施するまでの時間	15分以内	目標
9	ヘルプデスク・サービスデスク	電話応答待ち時間	ヘルプデスクの電話が鳴ってから出るまでの時間の平均時間を測定。	6秒以内	目標
10		呼損率	(放棄呼数＋ビジー呼数＋切断呼)÷(応答数＋放棄呼数＋ビジー呼数＋切断呼)×100 放棄呼：オペレーターが応答する前に切断された呼 切断呼：着信可能回線数を超えて着信し、アナウンスが流れたのち自動切断された呼 ビジー呼：回線数(10回線)を超えて話中音となる呼	－	測定
11		問題解決率	ヘルプデスク問合せ受付後から18営業時間以内に解決した件数/受け付けた問合せ総件数(※)×100 (※)他事業者にエスカレーションを実施した案件はカウント対象外とする。	90%以上	目標
12		申請受付・対応業務(パターンA)	パターンA(下記3つの申請) 【様式9－1】パスワード再発行依頼(LANシステム) 【様式9－2】パスワード再発行依頼(GIMA) 【様式16】パスワードポータル アカウント停止・再開、パスワードロック解除依頼(本省のみ) 上記パターンAの申請について、以下計算式にて、対応完了率を測定。 依頼日時から7営業時間以内までに対応した件数/パターンAの申請受付総件数(※)×100 (※)申請差戻しの場合はカウント対象外とする。	100%	目標
13		申請受付・対応業務(パターンB)	パターンB 【様式8－1】ユーザ登録許可申請(職員以外の者用) 【様式8－2】ユーザ登録許可申請(業務用) 【様式8－3】ユーザ登録処理依頼(職員用) 上記パターンBの申請について、以下計算式にて、対応完了率を測定。 依頼日から翌々営業日以内までに対応した件数/パターンBの申請受付総件数(※1)×100 (※1)申請差戻しの場合はカウント対象外とする。	100%	目標
14		申請受付・対応業務(パターンC)	パターンC パターンA及びパターンB以外の申請 上記パターンBの申請について、以下計算式にて、対応完了率を測定。 依頼日時から18営業時間以内までに対応した件数(※1)/パターンBの申請受付総件数(※2)×100 (※1)対応が18営業時間を超えたとしても、申請の利用開始日までに対応を完了している場合はカウントする。また、統合ネットワーク事業者にて作業を要する申請については、同事業者への作業依頼をもって対応完了とする。 (※2)申請差戻しの場合はカウント対象外とする。	95%以上	目標
15	情報セキュリティ	LAN/パソコンのウィルス感染時対応(本省)	通知連絡の目視確認後から利用者へ連絡するまでの時間	1時間以内	目標
16		LAN/パソコンのウィルス感染時対応(本省以外)	通知連絡の目視確認後からLANシステム管理(担当)者へメール連絡するまでの時間	1時間以内	目標
17		不審メール検知時連絡(本省・地方)	通知連絡の目視確認後から関係者へ通知メールを送付するまでの時間	30分以内(本省庁舎)	目標
				45分以内(本省庁舎以外の拠点)	目標
18		不審な通信検知時連絡(本省・地方)	通知連絡の目視確認後から関係者へ通知メールを送付するまでの時間	30分以内(本省庁舎)	目標
				45分以内(本省庁舎以外の拠点)	目標
19		不審メール検知時の閉塞対応	閉塞対応指示メール受領から閉塞完了までの時間(※) 閉塞とは不審なメールアドレス、接続先、URL、IPアドレスを閉塞することである。 (※)不審な接続先の閉塞や緊急事案に際しては、サービスレベルの要求水準に関わらず、最優先で対応を行う。	5時間以内	目標
20		不審な通信検知時の閉塞対応	閉塞対応指示メール受領から閉塞完了までの時間(※) 閉塞とは不審なメールアドレス、接続先、URL、IPアドレスを閉塞することである。 (※)不審な接続先の閉塞や緊急事案に際しては、サービスレベルの要求水準に関わらず、最優先で対応を行う。	5時間以内	目標
21		不正アクセス検知時対応	不正アクセスの分析の結果、危険度レベルがEmergency若しくはCriticalの場合の担当部署までの報告時間	15分以内	目標

別紙 6

成果物一覧

項番	(1)成果物	(2)紙媒体1部及び電子ファイル		(3)紙媒体及び電子媒体(CD-R又はDVD-R)各2部(正・副)	
		納入期日	該当	納入期日	該当
業務全般					
1	業務実施計画書	契約後5日(行政機関の休日を除く。)以内	○	平成33年12月31日まで	○
2	議事録	協議後3日(行政機関の休日を除く。)以内	○	①平成30年度分は平成31年3月29日まで ②平成31年度分は平成32年3月31日まで ③平成32年度分は平成33年3月31日まで ④平成33年度分は平成33年12月31日まで	○
3	業務完了通知書	毎月始めの5日(行政機関の休日を除く。)以内	○	平成33年12月31日まで	○
本業務準備作業					
4	不正アクセス監視機器(IPS)に係る基本設計書	設計完了後、5日(行政機関の休日を除く。)以内	○	平成33年12月31日まで	○
5	不正アクセス監視機器(IPS)に係る詳細設計書	設計完了後、5日(行政機関の休日を除く。)以内	○	同上	○
6	不正アクセス監視機器(IPS)に係る設定書・コンフィグ	テスト完了後、5日(行政機関の休日を除く。)以内	○	同上	○
7	不正アクセス監視機器(IPS)に係るテスト計画書	構築作業開始前まで	○	同上	○
8	不正アクセス監視機器(IPS)に係る単体テスト仕様書	作業実施5日(行政機関の休日を除く。)前まで	○	同上	○
9	不正アクセス監視機器(IPS)に係る単体テスト結果報告書	テスト完了後5日(行政機関の休日を除く。)以内	○	同上	○
10	不正アクセス監視機器(IPS)に係る結合テスト仕様書	作業実施5日(行政機関の休日を除く。)前まで	○	同上	○
11	不正アクセス監視機器(IPS)に係る結合テスト結果報告書	テスト完了後5日(行政機関の休日を除く。)以内	○	同上	○
12	不正アクセス監視機器(IPS)に係る総合テスト仕様書	作業実施10日(行政機関の休日を除く。)前まで	○	同上	○
13	不正アクセス監視機器(IPS)に係る総合テスト結果報告書	テスト完了後5日(行政機関の休日を除く。)以内	○	同上	○
14	運用管理業務引継計画書	契約後10日(行政機関の休日を除く。)以内	○	同上	○
15	運用引継結果報告書	運用引継ぎ完了後5日(行政機関の休日を除く。)以内	○	同上	○
平成31年度更改に係る準備作業					
16	運用試験計画書	構築作業開始前まで	○	平成33年12月31日まで	○
17	運用試験仕様書	作業実施10日(行政機関の休日を除く。)前まで	○	同上	○
18	運用試験報告書	テスト完了後5日(行政機関の休日を除く。)以内	○	同上	○
19	運用管理業務引継計画書	作業実施10日(行政機関の休日を除く。)前まで	○	同上	○
20	運用引継結果報告書	運用引継ぎ完了後5日(行政機関の休日を除く。)以内	○	同上	○
運用管理業務					
21	運用手順書	随時	○	①平成30年度分は平成31年3月29日まで ②平成31年度分は平成32年3月31日まで ③平成32年度分は平成33年3月31日まで ④平成33年度分は平成33年12月31日まで	○
22	問合せ内容及び対応結果一覧表	毎月、翌月始めの10日(行政機関の休日を除く。)以内	○	①平成30年度分は平成31年4月12日まで ②平成31年度分は平成32年4月14日まで ③平成32年度分は平成33年4月14日まで ④平成33年度分は平成33年12月31日まで	○
23	定期点検作業計画書	定期点検予定日の3週間(行政機関の休日を含む。)前まで	○	①平成30年度分は平成31年3月29日まで ②平成31年度分は平成32年3月31日まで ③平成32年度分は平成33年3月31日まで ④平成33年度分は平成33年12月31日まで	○

別紙 6

成果物一覧

項番	(1) 成果物	(2) 紙媒体 1 部及び電子ファイル		(3) 紙媒体及び電子媒体 (CD-R又はDVD-R) 各 2 部 (正・副)	
		納入期日	該当	納入期日	該当
24	定期点検完了報告書	作業完了後 5 日 (行政機関の休日を除く。) 以内	○	同上	○
25	保守作業計画書	作業予定日 3 日 (行政機関の休日を除く。) 前まで 緊急的な障害復旧作業は、担当部署の指示に従い、作業予定日 1 日 (行政機関の休日を含む。) 前まで	○	同上	○
26	保守作業完了報告書	作業完了後 3 日 (行政機関の休日を除く。) 以内	○	同上	○
27	構成管理文書 (ハードウェア、ソフトウェア、調達仕様書、設計書、運用管理業務フロー、機器操作手順書、行政情報システム及び統合ネットワークに係るSLA、運用手順書、標的型攻撃検知、隔離機器及び次世代ファイアウォールの監視設定変更書、連絡先一覧、連絡メールの雛形、運用管理業務報告書の雛形、年間カレンダー、チェックシート、資産管理台帳、構成管理台帳、構成図等、各種報告書様式、研修用のユーザ向けの手順書等)	更新発生時随時	○	同上	○
28	SLA (案)	①平成30年度分は提案時 ②平成31年度分は平成31年 3 月25日まで ③平成32年度分は平成32年 3 月25日まで ④平成33年度分は平成33年 3 月25日まで	○	①平成30年度分は平成31年 2 月22日まで ②平成31年度分は平成31年 3 月29日まで ③平成32年度分は平成32年 3 月31日まで ④平成33年度分は平成33年 3 月31日まで	○
29	SLA	①平成30年度分は平成31年 2 月22日まで ②平成31年度分は平成31年 3 月25日まで ③平成32年度分は平成32年 3 月25日まで ④平成33年度分は平成33年 3 月25日まで	○	同上	○
30	障害対応報告書	障害復旧後の翌日 (行政機関の休日を除く。) まで	○	①平成30年度分は平成31年 4 月12日まで ②平成31年度分は平成32年 4 月14日まで ③平成32年度分は平成33年 4 月14日まで ④平成33年度分は平成33年12月31日まで	○
31	インシデント管理文書	発生後 3 日 (行政機関の休日を除く。) 以内	○	同上	○
32	ログ・レポート分析結果報告書	不審なメール等の検知後 3 日 (行政機関の休日を除く。) 以内	○	同上	○
33	研修用のユーザ向けの手順書	随時	○	①平成30年度分は平成31年 3 月29日まで ②平成31年度分は平成32年 3 月31日まで ③平成32年度分は平成33年 3 月31日まで ④平成33年度分は平成33年12月31日まで	○
34	運用作業完了報告書	定例作業完了後 2 日 (行政機関の休日を除く。) 以内	○	①平成30年度分は平成31年 4 月12日まで ②平成31年度分は平成32年 4 月14日まで ③平成32年度分は平成33年 4 月14日まで ④平成33年度分は平成33年12月31日まで	○
35	日次運用管理業務報告書	翌日 (行政機関の休日を除く。) 10時まで (電子ファイルのみ)	○	—	
36	月次運用管理業務報告書	毎月、翌月始めの10日 (行政機関の休日を除く。) まで	○	①平成30年度分は平成31年 4 月12日まで ②平成31年度分は平成32年 4 月14日まで ③平成32年度分は平成33年 4 月14日まで ④平成33年度分は平成33年12月31日まで	○

別紙 6

成果物一覧

項番	(1) 成果物	(2) 紙媒体 1 部及び電子ファイル		(3) 紙媒体及び電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 各 2 部 (正・副)	
		納入期日	該当	納入期日	該当
37	年次運用管理業務報告書	—		同上	○
その他					
38	データ消去結果報告書	—		データ消去完了後 5 日（行政機関の休日を除く。）以内	

情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

I 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1 受託者は、担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成 27 年農林水産省訓令第 4 号。以下「規則」という。）等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、規則は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

- 2 受託者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。
- 3 受託者は、本業務の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

II 受託者及び業務実施体制に関する情報の提供

- 1 受託者は、受託者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（保有資格、研修受講実績等）・実績（業務実績、経験年数等）及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。

なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報（〇〇国籍の者が△名（又は□%）等）を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。

- 2 受託者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。
 - (1) ISO/IEC27001 等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等
 - (2) プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等
 - (3) IPA が公開する自己診断ツール（情報セキュリティ対策ベンチマーク）等、情報セキュリティガバナンスの確立促進のために開発された自己評価の結果
 - (4) MS 認証信頼性向上イニシアティブに参画し、不祥事への対応や透明性確保に係る取組を実施している実績

III 業務の実施における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講じること。また、以下の措置を講じることが証明する資料を提出すること。
 - (1) 本業務上知り得た情報（公知の情報を除く。）については、契約期間中はもと

- より契約終了後においても第三者に開示及び本業務以外の目的で利用しないこと。
- (2) 本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
- (3) 本業務の各工程において、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。）。
- (4) 本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど）を整備していること。
- (5) 本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報（複製を含む。以下同じ。）を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
- (6) 本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
- (7) 農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項第 2 号に基づく監査等を含む。以下同じ。）を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。
- (8) 本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
- (9) 本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。
- (10) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。
- 2 受託者は、私物（本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。）の機器等を本業務に用いないこと。
- 3 受託者は、成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果（確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等）を成果物等に記載又は添付すること。

- 4 受託者は、本業務において取り扱われた情報を、担当部署の指示に従い、本業務上不要となったとき若しくは本業務の終了までに返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

IV 情報システムの各工程における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務において情報システムの運用管理機能又は設計・開発に係る企画・要件定義を行う場合には、以下の措置を実施すること。

- (1) 情報システム運用時のセキュリティ監視等の運用管理機能を明確化し、本業務の成果物へ適切に反映するために、以下を含む措置を実施すること。

ア 情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能を本業務の成果物に明記すること。

イ 情報セキュリティインシデントの発生を監視する必要がある場合、監視のために必要な機能について、以下を例とする機能を本業務の成果物に明記すること。

(ア) 農林水産省外と通信回線で接続している箇所における外部からの不正アクセスを監視する機能

(イ) 不正プログラム感染や踏み台に利用されること等による農林水産省外への不正な通信を監視する機能

(ウ) 農林水産省内通信回線への端末の接続を監視する機能

(エ) 端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能

(オ) サーバ装置等の機器の動作を監視する機能

- (2) 開発する情報システムに関連する脆弱（ぜい）弱性への対策が実施されるよう、以下を含む対策を本業務の成果物に明記すること。

ア 既知の脆弱（ぜい）弱性が存在するソフトウェアや機能モジュールを情報システムの構成要素としないこと。

イ 開発時に情報システムに脆弱（ぜい）弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実装方針を定めること。

ウ セキュリティ侵害につながる脆弱（ぜい）弱性が情報システムに存在することが発覚した場合に修正が施されること。

エ ソフトウェアのサポート期間又はサポート打ち切り計画に関する情報を提供すること。

- 2 受託者は、本業務において情報システムの設計・開発を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

- (1) 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装

- (2) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施

ア ソフトウェアの開発及び試験を行う場合は、運用中の情報システムと分離して実施すること。

- イ 試験項目及び試験方法を定め、これに基づいて試験を実施すること。
- ウ 試験の実施記録を作成し保存すること。
- (3) 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策
 - ア ソースコードが不正に変更されることを防止するため、ソースコードの変更管理、アクセス制御及びバックアップの取得について適切に管理すること。
 - イ 調達仕様書等に規定されたセキュリティ実装方針に従うこと。
 - ウ セキュリティ機能の適切な実装、セキュリティ実装方針に従った実装が行われていることを確認するために、情報システムの設計及びソースコードを精査する範囲及び方法を定め実施すること。
 - エ オフショア開発を実施する場合、試験データとして実データを使用しないこと。
- 3 受託者は、情報セキュリティの観点から調達仕様書で求める要件以外に必要な措置がある場合には、担当部署に報告し、協議の上、対策を講ずること。
- 4 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるよう、以下の事項を適切に実施すること。
 - (1) 情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
 - (2) 情報システムのセキュリティ監視を行う場合の監視手順や連絡方法
 - (3) 情報システムの保守における情報セキュリティ対策
 - (4) 運用中の情報システムに脆弱（ぜい）弱性が存在することが判明した場合の情報セキュリティ対策
 - (5) 利用するソフトウェアのサポート期限等の定期的な情報収集及び報告
 - (6) 政府情報システム管理データベース（以下「ODB」という。）の登録対象となる情報システムについては、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成 26 年 12 月 3 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の別紙 3 に基づく ODB に情報を登録又は更新するために必要な事項を記載した ODB 登録用シートの提出
 - (7) 情報システムの利用者に使用を求めるソフトウェアのバージョンのサポート終了時における、サポート継続中のバージョンでの動作検証及び当該バージョンで正常に動作させるための情報システムの改修等
- 5 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、運用保守段階へ移行する前に、移行手順及び移行環境に関して、以下を含む情報セキュリティ対策を行うこと。
 - (1) 情報セキュリティに関わる運用保守体制の整備
 - (2) 運用保守要員へのセキュリティ機能の利用方法等に関わる教育の実施
 - (3) 情報セキュリティインシデント（可能性がある事象を含む。以下同じ。）を認知した際の対処方法の確立

- 6 受託者は、本業務において情報システムのセキュリティ監視を行う場合には、以下の内容を含む監視手順を定め、適切に監視運用すること。
 - (1) 監視するイベントの種類
 - (2) 監視体制
 - (3) 監視状況の報告手順
 - (4) 情報セキュリティインシデントの可能性がある事象を認知した場合の報告手順
 - (5) 監視運用における情報の取扱い（機密性の確保）
- 7 受託者は、本業務において運用中の情報システムに脆弱（ぜい）弱性が存在することを発見した場合には、速やかに担当部署に報告し、本業務における運用・保守要件に従って脆弱（ぜい）弱性の対策を行うこと。
- 8 受託者は、本業務において本業務の調達範囲外の情報システムを基盤とした情報システムを運用する場合は、運用管理する府省庁等との責任分界に応じた運用管理体制の下、基盤となる情報システムの運用管理規程等に従い、基盤全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。
- 9 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理すること。
- 10 受託者は、本業務において情報システムの更改又は廃棄を行う場合には、当該情報システムに保存されている情報について、以下の措置を適切に講ずること。
 - (1) 情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策
 - (2) 情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

V クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、クラウドサービスを活用する場合には、以下の措置を講じること。また、当該クラウドサービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該クラウドサービスに対して、Ⅷの措置を講じること。

- 1 ISO/IEC27001 又はそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスを採用すること。また、当該認証の証明書等の写しを提出すること。
- 2 クラウドサービスの情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。
 - (1) ISO/IEC 27017 又は ISMS クラウドセキュリティ認証制度に基づく認証
 - (2) セキュリティに係る内部統制の保証報告書（SOC 報告書（Service Organization Control Report））
 - (3) 情報セキュリティ監査により対策の有効性が適切であることを証明する報告書（クラウド情報セキュリティ監査制度に基づく CS マークが付された CS 証明書等）
- 3 クラウドサービスにおいて個人情報又は農林水産省における要機密情報が取り扱わ

れる場合には、当該クラウドサービスのデータセンター（バックアップセンターを含む。）は国内に限ること。

4 クラウドサービスの廃止、サービス内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるよう、十分な期間をもって事前（サービス廃止等の1年以上前が望ましい。）に担当部署へ通知すること。

5 クラウドサービスの契約を終了する場合、クラウドサービス上に保存された農林水産省のデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、クラウドサービス上において復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

6 クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡を保存し、担当部署からの要求があった場合は提供すること。なお、証跡は1年間以上保存することが望ましい。

7 インターネット回線とクラウド基盤との接続点の通信を監視すること。

8 クラウドサービスに係る業務の一部がクラウドサービス事業者以外の事業者により外部委託されている場合は、当該クラウドサービス事業者以外の事業者に対しⅧの措置を講ずること。

9 クラウドサービスにおける脆弱（ぜい）弱性対策の実施内容を担当部署が確認できること。

10 クラウドサービスの可用性を保証するための十分な冗長性、障害時の円滑な切替等の対策が講じられていること。また、クラウドサービスに障害が発生した場合の復旧時点目標（RPO）等の指標を提示すること。

なお、農林水産省の要安定情報を取り扱う場合は、データセンターを地理的に離れた複数の地域に設置するなどの災害対策が講じられていること。

11 クラウドサービス上で取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。

12 クラウドサービスの利用者が、自らの意思によりクラウドサービス上で取り扱う情報を確実に抹消できること。

13 本業務において、農林水産省に開示することとしているクラウドサービスに係る情報について、業務開始時に開示項目や範囲を明記した資料を提出すること。

14 農林水産省に対して、クラウドサービスに係る機密性の高い情報を開示する場合は、農林水産省において、当該情報を審査又は本業務以外の目的で利用しないよう適切に取り扱うため、必要に応じて当該情報に取扱制限を明記するなどの措置を講じること。

Ⅵ 機器等に関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等（以下「機器等」という。）を納品、賃貸借等をする場合には、以下の措置を講じること。

- 1 納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- 2 機器等に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制を確立していること。また、不正な変更が発見された場合に、農林水産省と受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
- 3 機器等の設置時や保守時に、情報セキュリティの確保に必要なサポートを行うこと。
- 4 利用マニュアル・ガイダンスが適切に整備された機器等を採用すること。
- 5 脆（ぜい）弱性検査等のテストが実施されている機器等を採用し、そのテストの結果が確認できること。
- 6 ISO/IEC 15408 に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。
- 7 情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう、サポート期間が十分に確保されたものを選定し、可能な限り最新版を採用するとともに、ソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限について報告すること。なお、サポート期限が事前に公表されていない場合は、情報システムのライフサイクルを踏まえ、販売からの経過年数や後継ソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。
- 8 機器等の納品時に、以下の事項を書面で報告すること。
 - (1) 調達仕様書に指定されているセキュリティ要件の実装状況（セキュリティ要件に係る試験の実施手順及び結果）
 - (2) 機器等に不正プログラムが混入していないこと（最新の定義ファイル等を適用した不正プログラム対策ソフトウェア等によるスキャン結果、内部監査等により不正な変更が加えられていないことを確認した結果等）

VII 管轄裁判所及び準拠法

- 1 本業務に係る全ての契約（クラウドサービスを含む。以下同じ。）に関して訴訟の必要が生じた場合の管轄裁判所は、国内の裁判所とすること。
- 2 本業務に係る全ての契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とすること。

VIII 業務の再委託における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の一部を再委託（再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の事業者へ委託する再々委託等、多段階の委託を含む。以下同じ。）する場合には、受託者が上記Ⅱの 1、Ⅱの 2 及びⅢの 1 において提出することとしている資料等と同等の再委託先に関する資料等並びに再委託対象とする業務の範囲及び再委託の必要性を

記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。

- 2 受託者は、本業務に係る再委託先の行為について全責任を負うものとする。また、再委託先に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。なお、情報セキュリティ監査については、受託者による再委託先への監査のほか、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による再委託先への立入調査等の監査を受け入れるものとする。
- 3 受託者は、担当部署からの要求があった場合は、再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を報告すること。

IX 資料等の提出

上記Ⅱの 1、Ⅱの 2、Ⅲの 1、Ⅴの 1、Ⅴの 2、Ⅵの 1 及びⅥの 6 において提出することとしている資料等については、最低価格落札方式にあつては入札公告及び入札説明書に定める証明書等の提出場所及び提出期限に従って提出し、総合評価落札方式にあつては提案書等の総合評価のための書類に添付して提出すること。

X 変更手続

受託者は、上記Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ、Ⅵ及びⅧに関して、農林水産省に提示した内容を変更しようとする場合には、変更する事項、理由等を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。

時間外勤務報告書

氏名：

[illegible]

監督職員 印

別紙 9 用語集

本資料は、農林水産省行政情報システム及び農林水産省統合ネットワークサービスに係る関連調達案件で共通的に用いる用語を解説したものであり、本調達の調達仕様書及び附属資料で用いられていない用語も含んでいる。

No.	用 語	意 味	備 考
A,B,C,D,E,F			
1	Active Directory	Microsoft社によって開発されたディレクトリ・サービス・システムであり、ユーザ及びコンピュータ管理を実行するコンポーネント群の総称である。	
2	BCP (Business Continuity Plan)	事業継続計画。 災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一業務活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させるための計画。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、業務設備の代替等の対策を実施する。	
3	BITS (Background Intelligent Transfer Service)	利用されていないネットワーク帯域を用いファイル転送を行う方式のこと。	
4	BPDU (Bridge Protocol Data Unit)	スパニングツリー用のプロトコルのこと。 速度等から優先度をつけルーティング制御を行う。	
5	Busy率	転送要求に対して費やした時間の割合のこと。	
6	C&Cサーバ	外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを利用したサイバー攻撃で、踏み台のコンピュータを制御したり命令を出したりする役割を担うサーバコンピュータのこと。 標的型攻撃等でも多く用いられる。	
7	CIFS (Common Internet File System)	TCP/IPネットワークにおいて、Windowsのファイル共有サービスで利用されているプロトコルの「SMB」を拡張し、Windows以外のOSやアプリケーションソフトでも利用できるよう仕様を公開したもの。	
8	DHCP (Dynamic Host Configuration Protocol)	インターネット等のネットワークに一時的に接続するコンピュータに、IPアドレス等必要な情報を自動的に割り当てるプロトコル。	
9	DKIM (Domainkeys Identified Mail)	送信側で電子メールに電子署名を付加し、受信側でその電子署名を照合するという方法で送信者のドメインの認証を行う暗号化方式のこと。 公開鍵方式を用いる。	
10	DMZ (DeMilitarized Zone)	組織の内部ネットワークと危険の高い外部ネットワーク(一般的にインターネット)の間に設置されている隔離されたネットワーク領域のこと。 行政情報システムでは、インターネット接続DMZ、リモートアクセス用DMZ、政府共通プラットフォームDMZを設置する。	
11	DNS (Domain Name System)	インターネット等のTCP/IPネットワーク上でドメイン名やホスト名とIPアドレスの対応関係を管理する機器。内部ネットワーク環境下で利用する内部DNSとウェブサイト公開等に対応する外部ネットワーク向けの外部DNSがある。	
12	FCスイッチ	ファイバチャネル用のスイッチのこと。	
13	FTP (File Transfer Protocol)	インターネット等のTCP/IPネットワークでファイルを転送するために使われるプロトコル。 通信の暗号化が行われないため、安全に使用するためにはSSLやTLSとの併用が望ましい。	
G,H,I,J,K,L			
14	GPKI (Government Public Key Infrastructure)	政府認証基盤の略称。 公開鍵暗号方式を利用した認証局である。	
15	ICMP (Internet Control Message Protocol)	IPのエラーメッセージや制御メッセージを転送するプロトコル。TCP/IPで接続されたコンピュータやネットワーク機器間で、互いの状態を確認するために用いられる。	
16	IEEE802.11	無線LANの世界的標準規格のこと。	
17	IPアドレスの逆引き	DNSを用いて***.***.***.***のように表されるIPアドレスから、www.xxxx.ad.jpのように表されるホスト名を解決すること。	
18	IRM (Information Rights Management)	ユーザごとに個別の制限を付加でき、ファイルのコピーやスクリーンショット等を禁止できる暗号化を含むセキュリティ機能のこと。	
19	KVM機能 (Kernel-based Virtual Machine)	複数のOSが混在する仮想環境下において並列で稼働を可能とする機能。 サーバ上で1台のコンソールで複数のサーバを管理する事ができる。	
20	L2スイッチ	データリンク層のルーティングを行う機器のこと。	
21	L3/L4フィルタリング	OSIでいうネットワーク層とセッション層のフィルタリングのこと。 TCP/UDPプロトコルの判別まで行うため、きめ細やかなフィルタリングが行える。	
22	LCDモニター	液晶ディスプレイモニターのこと。	
M,N,O,P,Q,R			
23	MAFFIN網	農林水産技術会議事務局筑波事務所提供している農林水産省研究ネットワークのこと。	

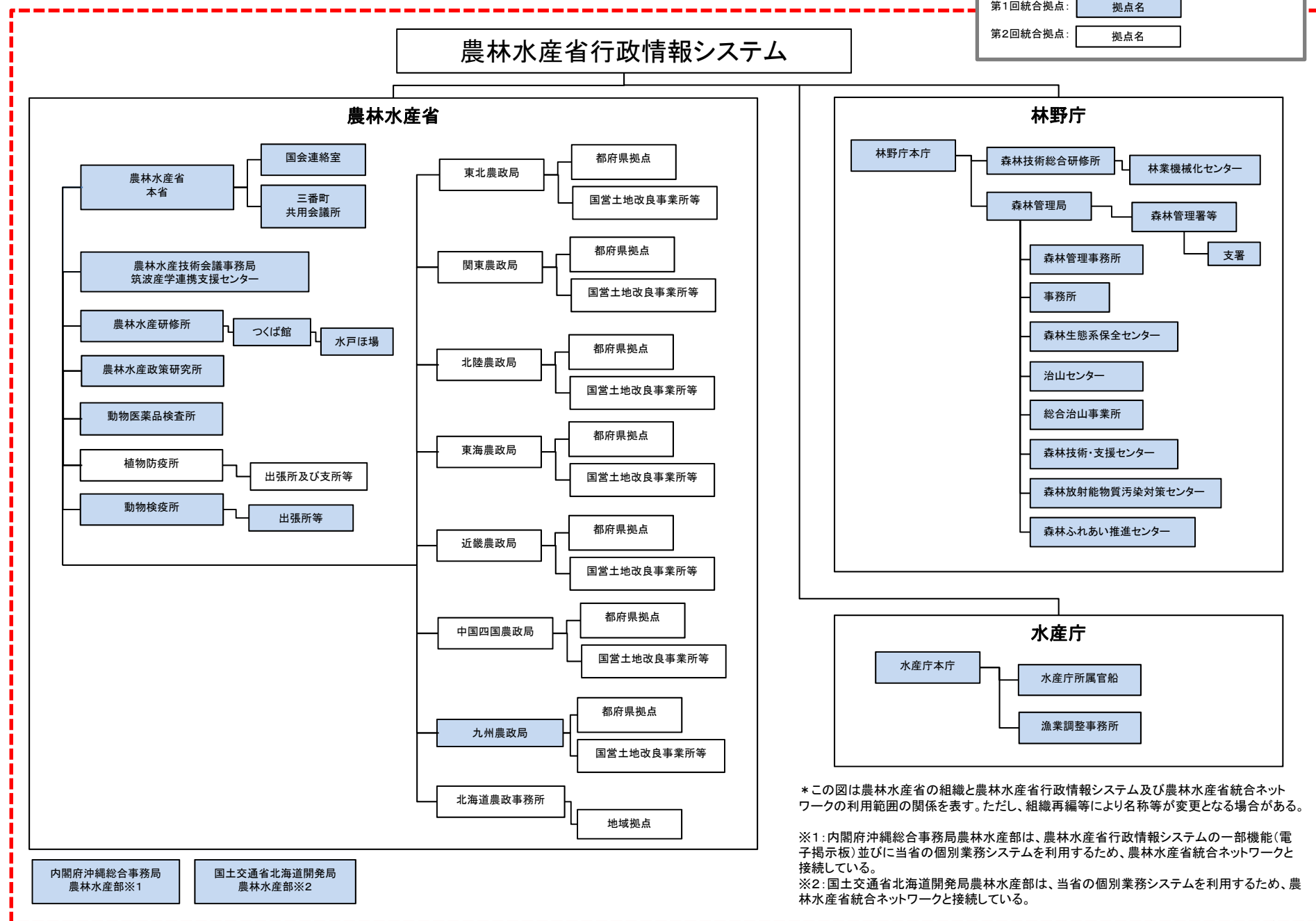
No.	用 語	意 味	備 考
24	NAS (Network Attached Storage)	ネットワークに直接繋いで利用するハードディスクのこと。	
25	MIB (Management Information Base)	通信ネットワークにおけるデバイスを管理するためのデータベースの一種であり、OSI/ISOネットワーク管理モデルをベースとして発展したもののこと。SNMPで参照する情報に値する。	
26	NDMPプロトコル (Network Data Management Protocol)	テープドライブやNAS装置へのバックアップを目的としたプロトコルのこと。	
26	NISC	内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターの略称。	
27	P2P (Peer to Peer)	ネットワーク上で対等な関係にある端末間を相互に直接接続し、データを送受信する通信方式。また、そのような方式を用いて通信するソフトウェアやシステムのこと。直接ファイル交換を行うため、Winnyによる情報流出事案の様なセキュリティ上の問題を保有する。	
28	PC	行政情報システムを利用するパソコン。	
29	Push/Pull	Push型配布機能とPull型配布機能を示す。 Pushはサーバがユーザ側に対して一方的に配布を行う機能である。 Pullはユーザ側のリクエストに応じて、配布を行う機能である。	
30	RMON (Remote Network Monitoring)	遠隔地にあるLANのトラフィックやエラー等の通信状況を監視する機能のこと。SNMPの拡張機能である。	
S,T,U,V,W,X,Y,Z			
31	S/MIME	インターネット電子メールの代表的な暗号化方式で、電子メールの暗号化と電子署名に関する国際規格のこと。 公開鍵方式を用いており、認証局発行の電子署名が必要である。	
32	SCP (Secure Copy)	UNIX系のOSで用いられるTCP/IPネットワークでファイルを転送するのに使われるプロトコルのこと。 SSHによる暗号化された通信のため、安全に利用できる。	
33	SDN (Software Defined Network)	コンピュータネットワークを構成する通信機器を単一のソフトウェアによって集中的に制御し、ネットワークの構造や構成、設定等を柔軟に、動的に変更することを可能とする技術のこと。 ネットワークの仮想化とも称される。	
34	sFlow	スイッチとルータを含むネットワークトラフィックのパケットをリアルタイムにモニタリングすることを可能にしたテクノロジー(プロトコル)のこと。	
35	SNMP (Simple Network Management Protocol)	TCP/IPネットワークにおいて、ルータや端末等のネットワークに接続された通信機器をネットワーク経由で監視・制御するためのプロトコルのこと。 行政情報システムにおいては、運用管理基盤にて用いる。	
36	SPOF (Single Point of Failure)	該当箇所が停止するとシステムの全体が停止するような箇所のこと。 行政情報システムにおいては、農林水産省本省のセンタースイッチ等が想定され、該当箇所は冗長化を行うことで回避が必要となる。	
37	SSH	暗号や認証の技術を利用して、安全にリモートコンピュータと通信するためのプロトコルのこと。	
38	SSID (Service Set Identifier)	IEEE802.11シリーズ(無線LANの通信規格)で定められているアクセスポイントの識別子のこと。	
39	SSL(Secure Socket Layer) /TLS(Transport Layer Security)	主にクライアントとサーバー間のWebアクセス・データを暗号化するプロトコルのこと。 TLSはSSL3.0以上の正式名称であり、バージョンにより呼び名が異なる。	
40	SSLアクセラレーション機能	SSLによる暗号通信で送受信されるデータの暗号化・復号を高速に行う専用機能のこと。行政情報システムにおいては、リモートアクセス利用時等に使用する想定である。	
41	syslog	ログメッセージをIPネットワーク上で転送するための標準規格である。“Syslog”という用語は、その通信プロトコルを指すだけでなく、Syslogメッセージを送信するアプリケーションやライブラリに対しても使われる。 統合ログ管理システムで収集され一括管理される。	
42	UTM装置	複数のセキュリティ機能を有する複合型の機器のこと。 マルウェア検知、IPS、URLフィルタリング、アクセスリスト、ウイルス検知等の機能を有する場合が多い。	
43	VLAN (Virtual LAN)	仮想ネットワークセグメントのこと。 サブネットの活用により物理的に一つのネットワークを仮想的に複数のネットワークとして制御できる。	
44	VSS (Virtual Switching System)	レイヤー3スイッチの冗長化技術であり、2台のスイッチを専用モジュールにより接続することで、仮想的に1台のスイッチとして扱えるため、容易に冗長化が行なえる。	
45	WSUS管理サーバ・中継サーバ	Microsoft社が提供するWindows専用のパッチ管理ツールのこと。	
ア行			
46	アカウント	ユーザが農林水産省行政情報システムの各サービスを利用するための権利のこと。 一般的にIDとパスワードで構成される。	
47	アップリンク回線	一般の(有線)通信回線で、ネットワークの末端側から中心側(プロバイダの基地局)へ向かう回線のこと。	

No.	用 語	意 味	備 考
48	アノマリ型IPS	パターンマッチしない未知のウイルスやマルウェアに対応すべく、動作を検証し不正と思われるものを検知、遮断する機能のこと。	
49	アプライアンス製品	専用のOSを実装した専用機器。 セキュリティの強化が問われる昨今において、堅牢な専用製品の需要が高まっている。	
50	アレイディスク	ハードディスクを複数搭載し、大容量ディスクとして扱う技術、装置を指す。	
51	アルゴリズム	コンピュータが稼働する際の計算方法のこと。	
52	インベントリ情報	農林水産省行政情報システムに接続されているシステム機器の資産情報のことを示す。	
53	インターネットシステム	インターネットシステムは、職員にウェブ閲覧と電子メールの送受信等の機能を提供するインターネットプロバイダ、インターネットアクセス回線及びインターネット機器（ファイアウォール、不正侵入検知装置、プロキシサーバ、メールサーバ等を含む。）で構成されているシステムである。	
54	エージェント	ユーザの代理や他の要素との間の仲介として機能するソフトウェア等のこと。	
55	暗号プロトコル	プログラム配列を変換することにより、盗聴、改ざん、なりすまし防止等の脅威に対し、機密性を確保するプロトコルで変換された通信のこと。 SSLやTLS等で暗号化された通信を示す。	
56	エッジスイッチ	主に通信事業者や大規模組織等で使われるネットワークスイッチ製品の種別の一つで、ネットワーク末端で外部の回線（インターネット）や端末等の接続に用いられるスイッチのこと。	
57	オンサイト	コンピュータなどの故障の際、メーカーや販売店の者が現地に出張して修理を行うサービスのこと。	
カ行			
58	仮想合成バックアップ	バックアップ対象クライアント側とストレージ側での重複排除機能を組み合わせて、時間の短縮を図るバックアップ方式のこと。	
59	可用性	システムが継続して稼働できる能力のこと。	
60	逆引きゾーン	接続時のロスを防ぐため設定する逆引き用のデータのこと。逆引きゾーンがない状態で逆引きを行うと、「遅い」、「つながりにくい」、「不安定」、「つながらない」のような、一見ネットワークの混雑や故障に似た症状が生じる。	
61	キャッシュヒット率	目的とする必要なデータがキャッシュ領域（メモリ等）に存在する確率のこと。	
62	業務システム	各部署がその所掌する業務を遂行するために個別に設置しているシステムの総称。 本調達の範囲外となる。	
63	行政情報システムデータセンタ（西日本）	平成27年度に統合した農林水産省行政情報システム（第1次統合分）において、サーバ等機器を格納しているデータセンタ（西日本）と、第2次統合において新たに開設し、サーバ等機器を格納するデータセンタ（東日本）の総称。	
64	クォータ機能	一般ユーザが作成できる「ファイル数」及び「ブロック数」の合計をユーザごとに制限する機能のこと。 個々のユーザのファイルシステム資源の浪費を防止することができる。	
65	クライアント端末	農林水産省が管理している行政情報システムに接続するための機器。シンクライアント端末やFAT端末を含めクライアント端末と呼ぶ。	
66	クラスタ	複数のコンピュータやサーバ等の機器を結合し、あたかも一つの機器のように連携を行わせる仕組みのこと。	
67	コンテンツ	各アプリケーション及びアプリケーション上で稼働するプログラムのこと。	
68	コンポーネント	コンピュータ機器やソフトウェアの部品を指す。	
サ行			
69	シームレス	ユーザが複数のサービスを違和感なく統合して利用できること。 ユーザは異なるサービスを利用してもあたかも同一のサービスを利用しているように見える。	
70	シグネチャ型IPS	既知のウイルス、マルウェアに対応すべく、パターンマッチによって通信パケット内に不正なビット列の検知・遮断する機能のこと。	
66	システム管理職員	農林水産省の各拠点毎に配されたシステム管理を行う担当職員のこと。一般職員より寄せられたシステムに関する問合せに対し回答を行う。 本省以外の拠点においては、運用管理事業者が設けるヘルプデスクに対する問合せ窓口となる。	
71	自動階層化ストレージ機能	複数のストレージ階層を仮想化し、その間でデータを自動的に移動させる技術のこと。	
72	受注者	各調達仕様書に基づき、農林水産省行政情報システム、統合ネットワーク、運用管理業務の役務を受注した事業者を指す。	
73	冗長化プロトコル	HSRP、GLBP（GatewayLoadBalancingProtocol）、VRRP（VirtualRouterRedundancyProtocol）、OSPF等、冗長化時に動的に経路変更を有するプロトコルのこと。	

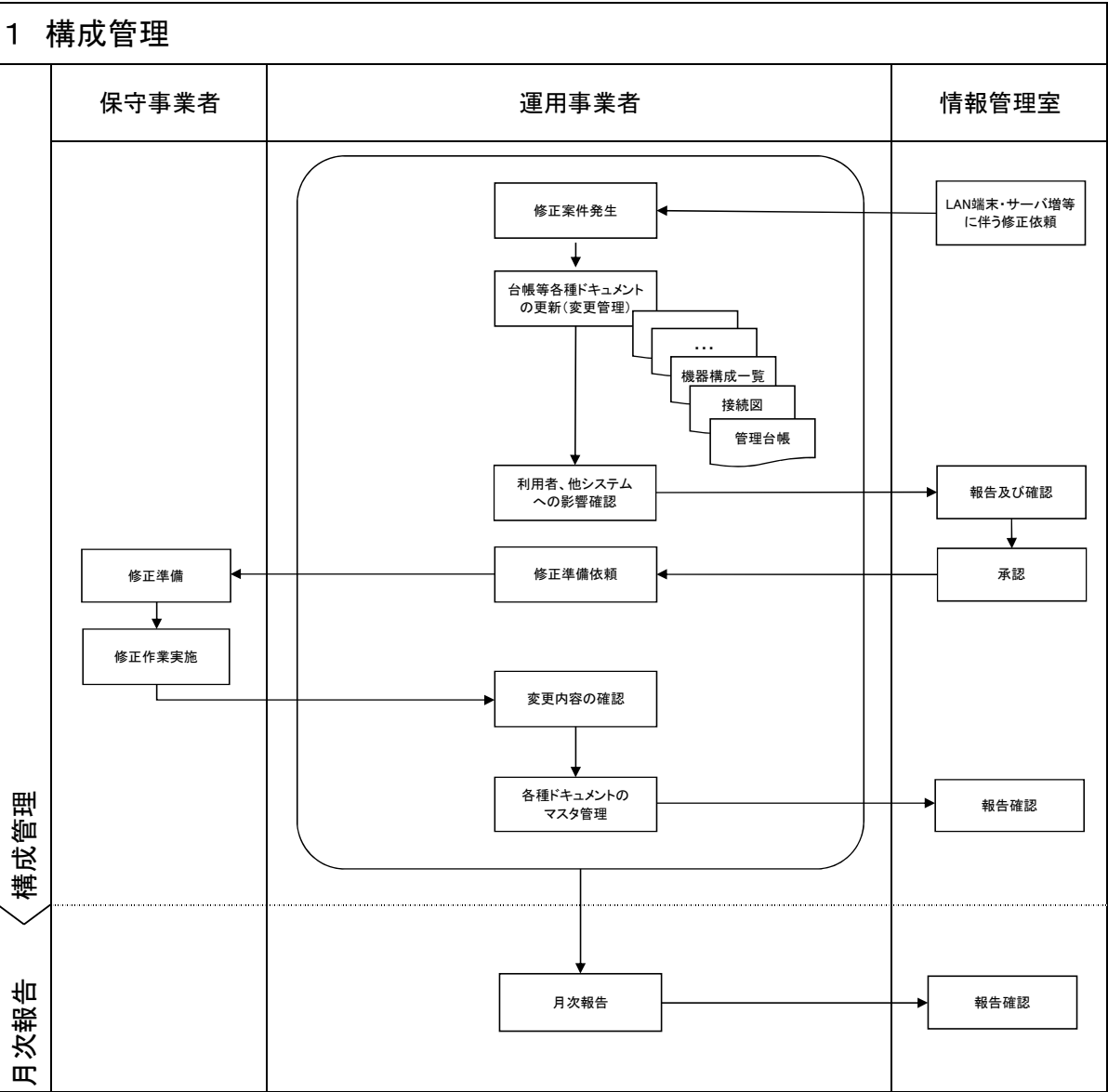
No.	用 語	意 味	備 考
74	職員等利用者共通認証基盤（GIMA） 職員認証サービス（GIMA）	府省共通システムを対象にしたユーザ認証情報及びユーザ認証機能を一元的に管理・提供する認証基盤。共通基盤支援システムと情報連携を行う。 本調達の範囲外となる。	
75	ジョブネットワーク	実行順序を指定した複数のジョブの集合体のこと。 ジョブを一つのものとして管理し実行する事ができる。	
76	シングルドメイン構成	ディレクトリ・サービス・システム等において、単一のドメイン(グループ)で管理が行える構成のこと。 農林水産省各組織の職員が一元的に管理できるため、人事異動時のドメイン変更や各組織内での運用管理の作業低減を図る事ができる構成。	
77	シングルポイント障害	システム内でそのコンポーネントがに障害が発生すると、システム全体が使用不可となるか、又は、信頼できなくなってしまうようなコンポーネントを指す。	
77	シンプロビジョニング	複数のサーバやネットワーク、アプリケーション、ストレージ等のリソースを仮想化によって一つのコンピュータリソースとみなし、ユーザから要求があった場合や障害時等に、必要な分だけ、コンピュータリソースを動的に別のシステムに割り当てられるようにすること。	
78	スタティックルート	ネットワークにおける固定接続ルートのこと。ネットワーク機器において接続ルートを指定するため、安全な経路接続を可能とするが、ネットワークの構成変更が生じた場合は、ルーティング機器に対する設定が必要となるため、設定変更の運用負荷が大きくなる問題点がある。	
79	スナップショット	ある時点でのソースコードや、ファイル、ディレクトリ、データベースファイルなどの状態を抜き出したものを指す。	
80	スマートデバイス	タブレット端末とスマートフォンを含むデバイスを示す。	
81	スマートフォン	スマートフォンデバイスを示す。	
82	スループット	時間当たりの性能のこと。 スループットの値により、一定時間内に処理できるデータ量が異なる。	
83	政府共通ネットワーク	政府機関内における情報の円滑な流通、情報共有等を図るため、各利用機関のLANを相互に接続する政府専用のネットワーク。	
84	政府共通プラットフォーム	政府情報システムの統合・集約化の基盤及びデータ連携の基盤。	
85	ゾーニング	その人の属性(部署等)によってアクセスできる情報や物質を制限すること。	
タ行			
86	ターンアラウンドタイム	処理要求を行ってから、結果が出力されるまでの時間のこと。	
87	耐タンパ性	ハードウェア・ソフトウェアが保有するデータ、構造の解析の困難性を示す指標のこと。 耐タンパ性が高いと持ち出しが行われても該当製品で利用している情報の保全が行われる可能性が高くなる。	
88	タブレット端末	iPad等のタブレットデバイスを示す。	
89	ディスクエンクロージャ	ディスクの予備空き容量のこと。	
90	トポロジー情報	コンピュータネットワークの接続形態の情報のこと。 スター型、バス型、ドーナツ型等がある。	
91	ドメインの正引き	DNSを用いて、www.xxx.ad.jpのように表されるホスト名から、***.***.***.***のように表されるIPアドレスを解決すること。	
ナ行			
92	農林水産省行政情報システム	利用者認証機能(ディレクトリサービス)、グループウェア機能(メール・掲示板等)、ファイル共有機能、プリンタ共有機能、DHCPサーバ機能、情報セキュリティ対策機能等を提供するシステム。	
93	農林水産省大臣官房広報評価課情報管理室	農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークの調達・管理・運営を実施している部署。	本調達仕様書においては「担当部署」と表記する。
94	農林水産省情報ネットワーク	行政情報システム、統合ネットワーク、フレッツ回線の総称。	
95	農林水産省本省サーバ室	農林水産省本省内のサーバ室のこと。 41Uのラックが敷設されており、農林水産省行政情報システムの他、各種業務システムが配置されている。	
96	農林水産省統合ネットワーク	農林水産省本省及び農林水産省の各拠点をつなぐための広域ネットワーク。	本調達仕様書においては「統合ネットワーク」と表記する。
ハ行			
97	パーシャルメッシュ	各拠点が自拠点以外の全ての拠点と相互に結ばれているフルメッシュではなく、部分的に相互に結ばれているメッシュ構造のこと。	
98	ファット端末	ハードディスクを持つ行政情報システム用PCを示す。	
99	ファームウェア	ハードウェアを直接制御するためのソフトウェアのこと。	
100	プラグイン	アプリケーションを拡張する機能のこと。 専用アプリケーションや汎用的にアプリケーションと連携を行うことができる。	

No.	用 語	意 味	備 考
101	ブラックリスト	警戒の必要がある対象を列挙したリストのこと。 ユーザのクライアント端末に接続させないデバイスや実行を禁止するソフトウェアをブラックリストによって管理・制御する。 また、メール配信機能において、ブラックリストに設定されている宛先を遮断、あるいは配送拒否するために使用する。	
102	ブロードキャストストーム	コンピュータ・ネットワーク(LAN)の中で、フレームやパケットと呼ばれるデータが回り続けて、ネットワークの帯域を使いきり、そのネットワークがダウンしてしまう現象のこと。	
103	プリンタ	農林水産省が管理しているプリンタのこと。本調達の対象外となる。	
104	プリントサーバ	ネットワーク上に配置されたプリンタを、複数のLAN端末から利用する際に用いられる制御用サーバのこと。 農林水産省行政情報システムでは、プリントサーバを導入していない。	
105	フレッツ回線	NTT東日本及びNTT西日本が提供するネットワーク回線サービスであり、総務省届け出サービスのためどの回線事業者がフレッツ回線網に接続する場合も、公平なサービス提供が行われるという特性を持つ。 農林水産省においては、一部拠点において各拠点と統合ネットワークとをつなぐアクセス回線として使用される。	
106	プロキシ	インターネット接続時に、内外への接続を中継する機能のこと。行政情報システムにおいてはウェブサイト閲覧やウェブサイト公開を行う際に用いる。	
107	ホワイトリスト	警戒の必要がない対象を列挙したリストのこと。 ユーザのクライアント端末に接続するデバイスや実行を許可するソフトウェアをホワイトリストによって管理・制御する。 また、メール配信機能において、ホワイトリストに設定されていない宛先を遮断、あるいは配送拒否するために使用する。	
マ行			
108	マトリックス認証	使い捨てパスワード(OTP: OneTimePassword)の方式の一つで、表の中での文字や数字の位置をパスワードとして用いる方式。マトリックス認証では、毎回異なる数字や文字がランダムに基盤目状に並ぶ表を用いる。 毎回異なる数値や文字列を利用するためセキュリティ性能が高い。ただし、特定の人や端末の認証が難しいため、MACアドレスや電子署名と併せて利用する事が望ましい。	
109	モバイル接続端末	モバイルの接続形式をとる端末を示す。	
110	マルチSSID	一つのWi-Fi親機で複数のSSIDが使える機能のこと。	
ヤ行			
111	ユーザ	農林水産省行政情報システムを利用する者のこと。	
ラ行			
112	ラウンドロビン	サーバにおいて、際限のあるリソース(資源)を順繰りに割り振っていく方式のことである。特に、DNSのサーバにおいて用いるDNSラウンドロビン方式を指す場合が多い。	
113	リバースプロキシ/キャッシュ装置	特定のサーバの代行として、そのサーバへの要求を中継するプロキシサーバを指す。代行されているサーバへの要求はリバースプロキシを経由することとなるため、サーバのセキュリティを高めることができ、またサーバの負荷分散を行うことができる。	
114	レプリケーション	データの複製(レプリカ)を別のコンピュータ上に作成し、内容を同期させる機能のこと。	
ワ行			
115	ワイヤーレート	伝送速度内の利用比率のこと。 各伝送ケーブル内での最大伝送速度に対する比率であり、高ければ高いほど効率的である。	

別添 2 農林水産省組織図

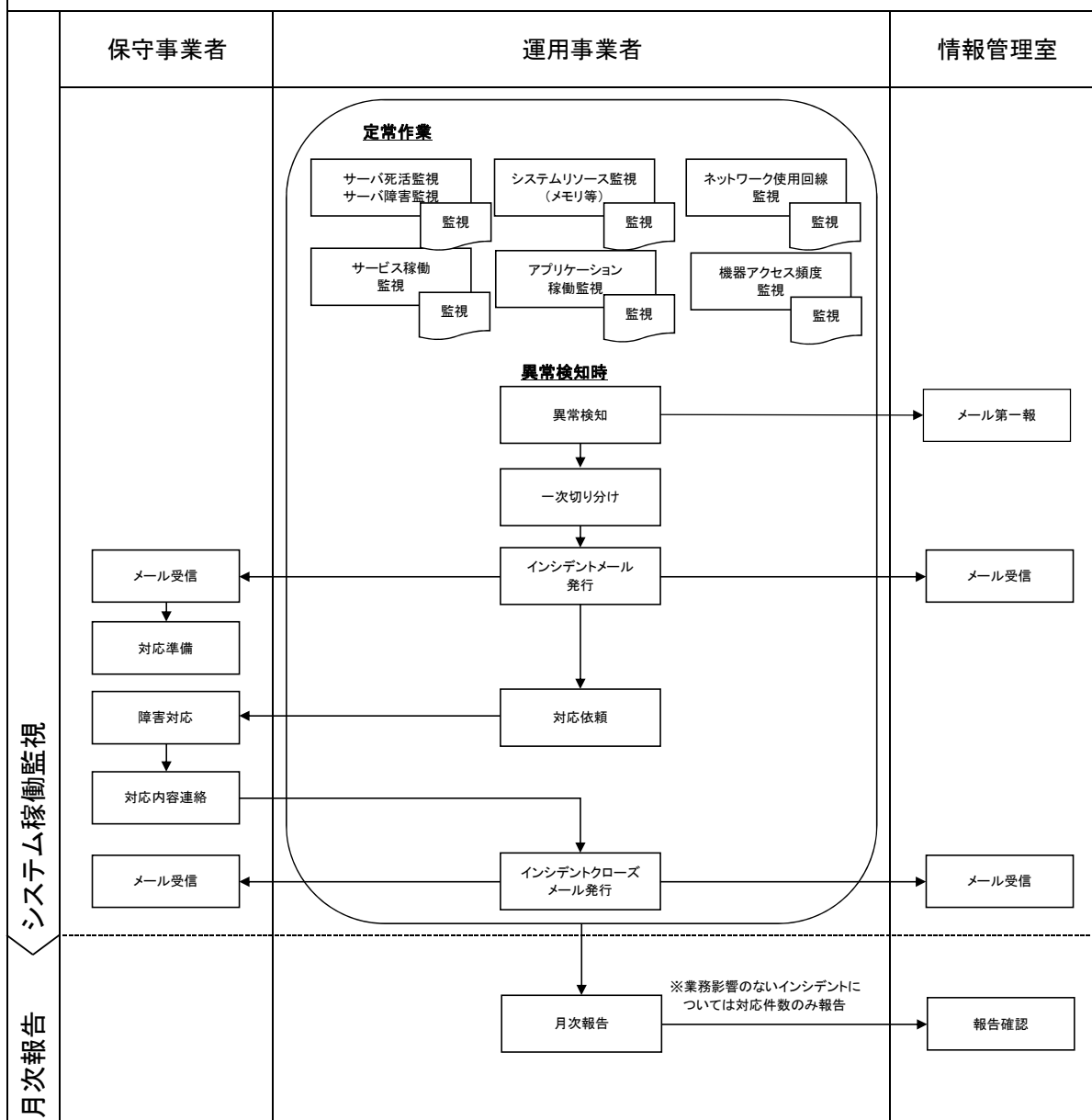


業務フロー及び業務区分

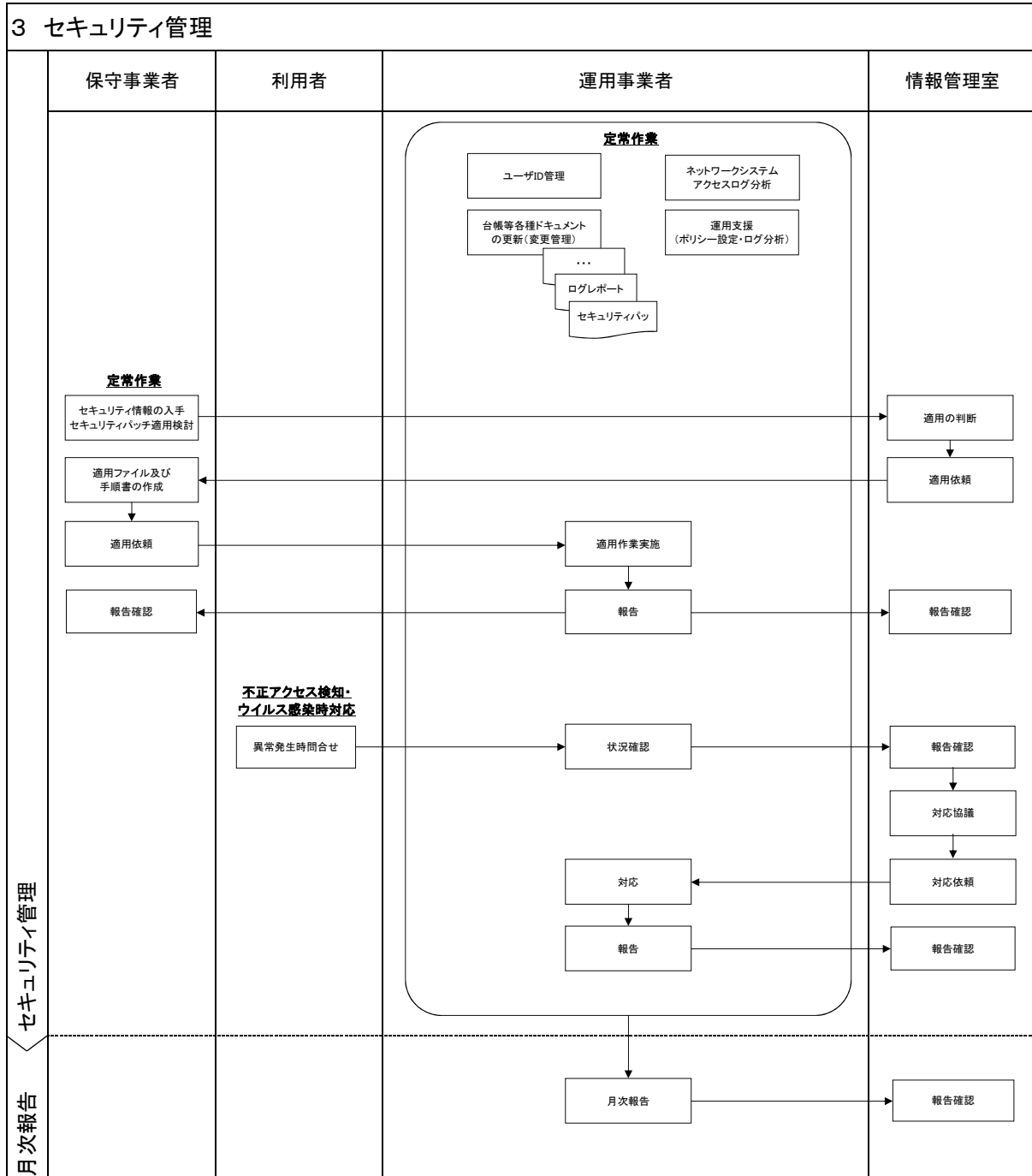


業務フロー及び業務区分

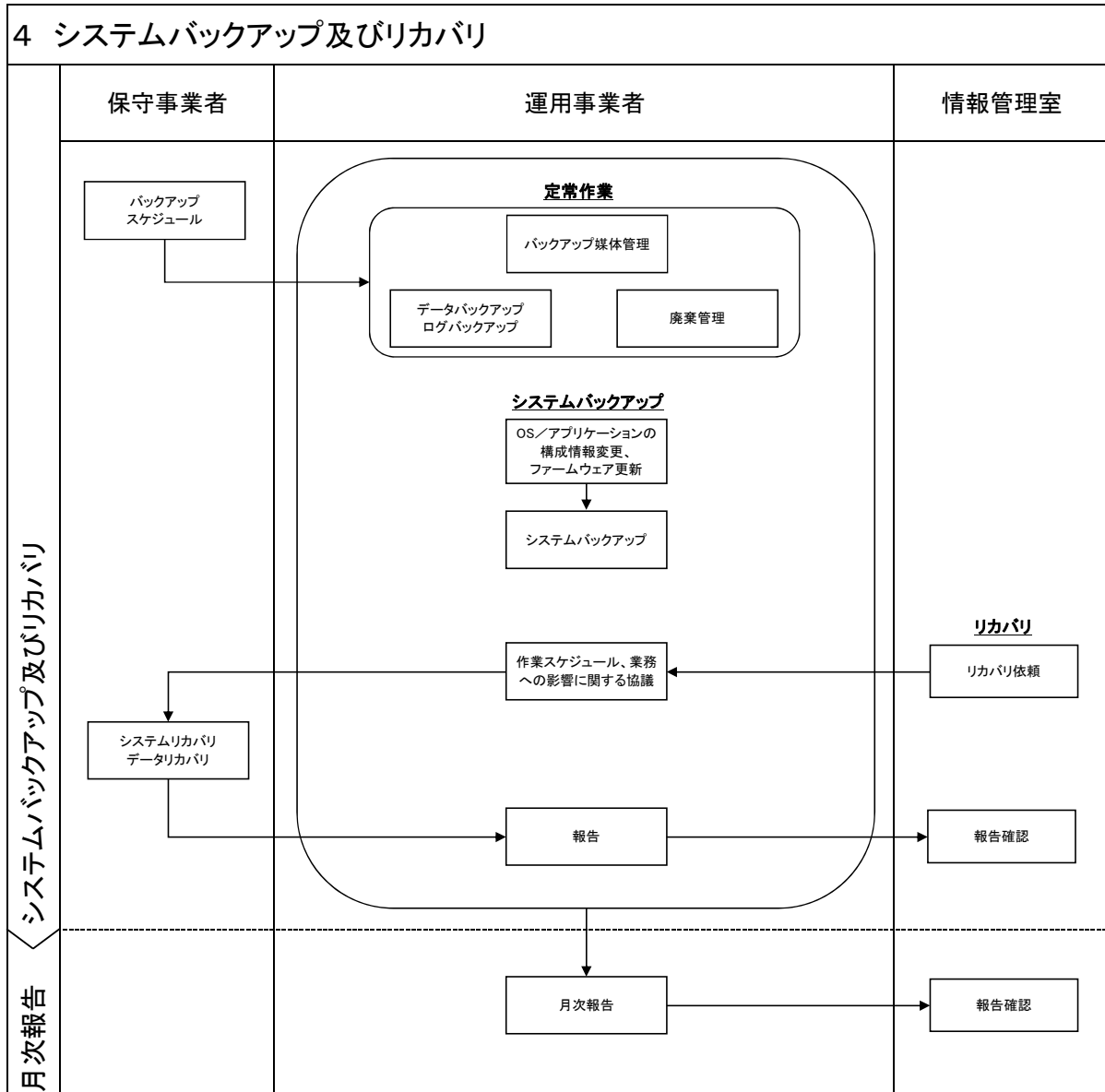
2 システム稼働監視



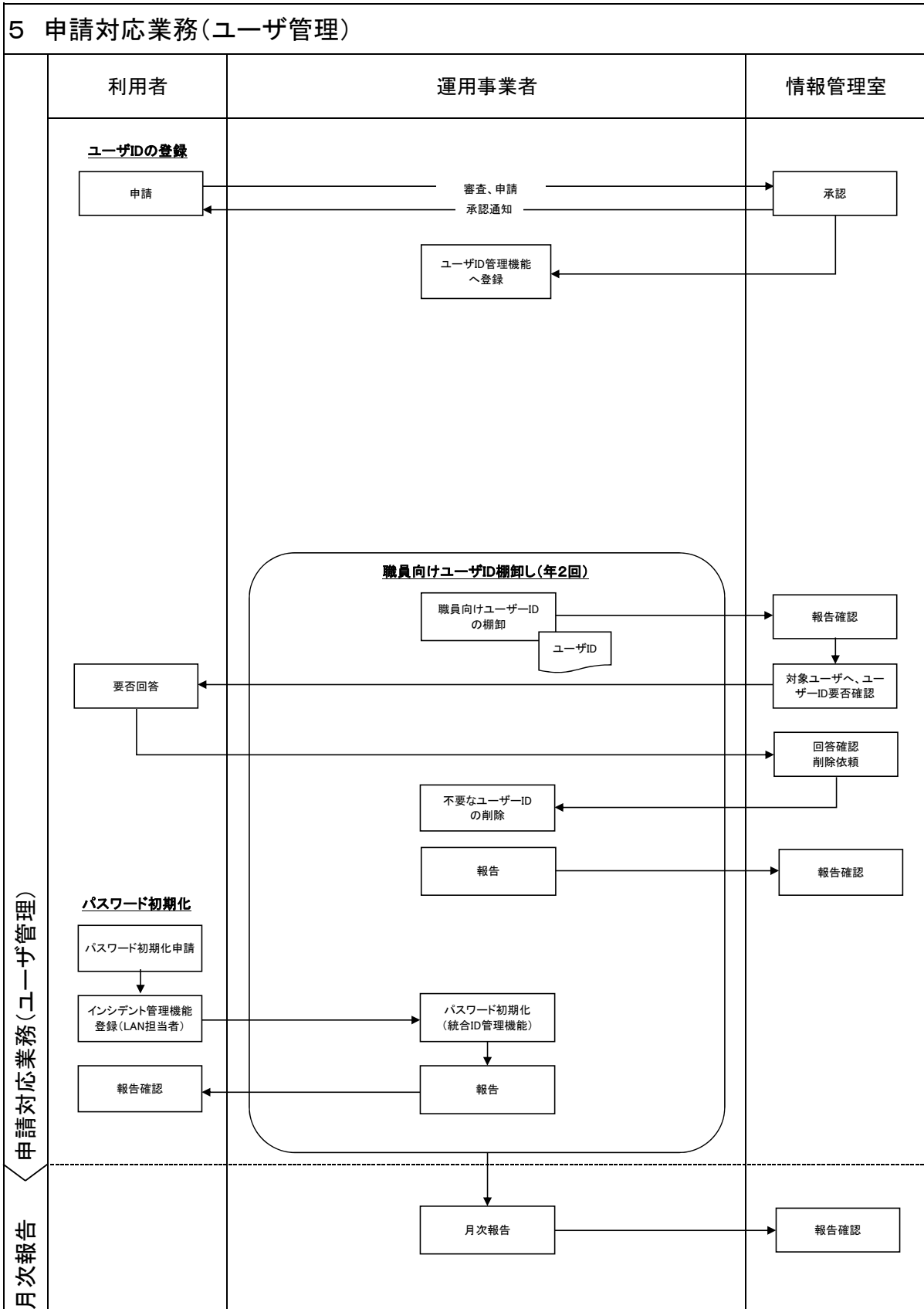
業務フロー及び業務区分



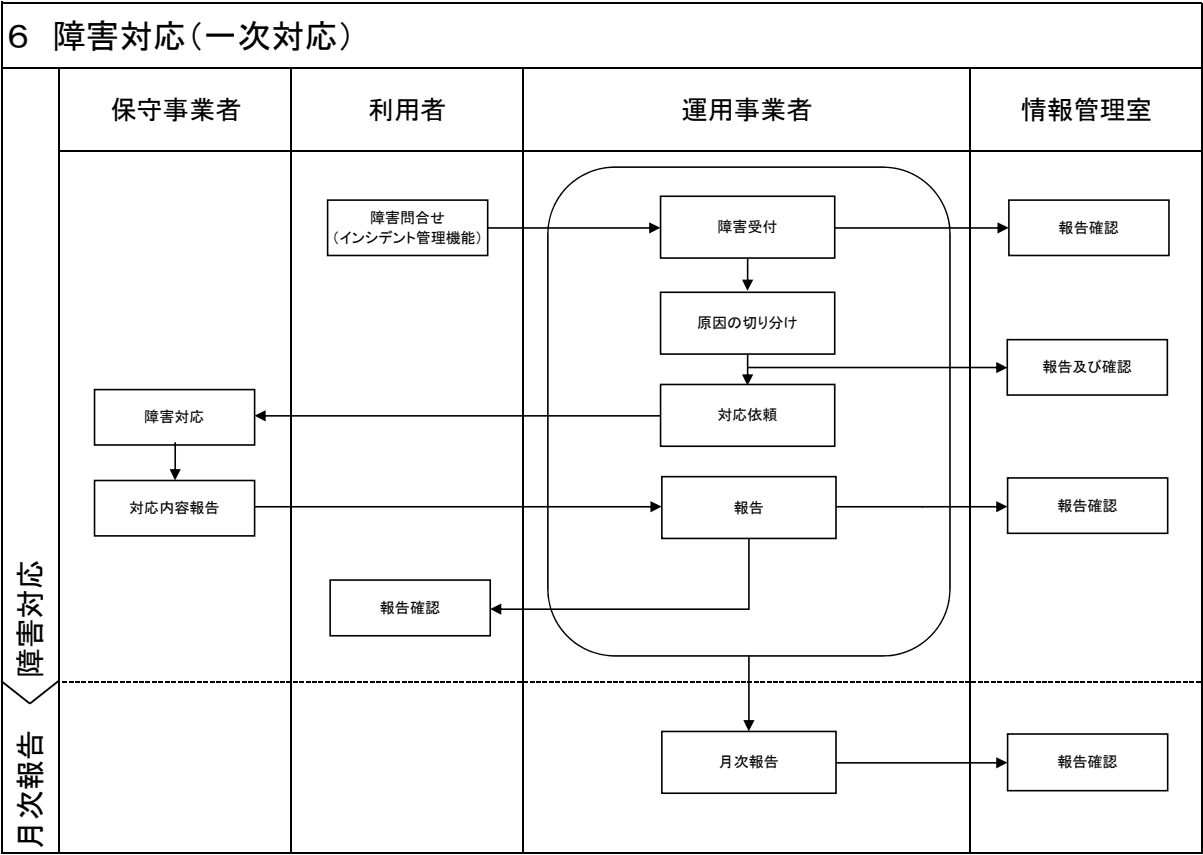
業務フロー及び業務区分



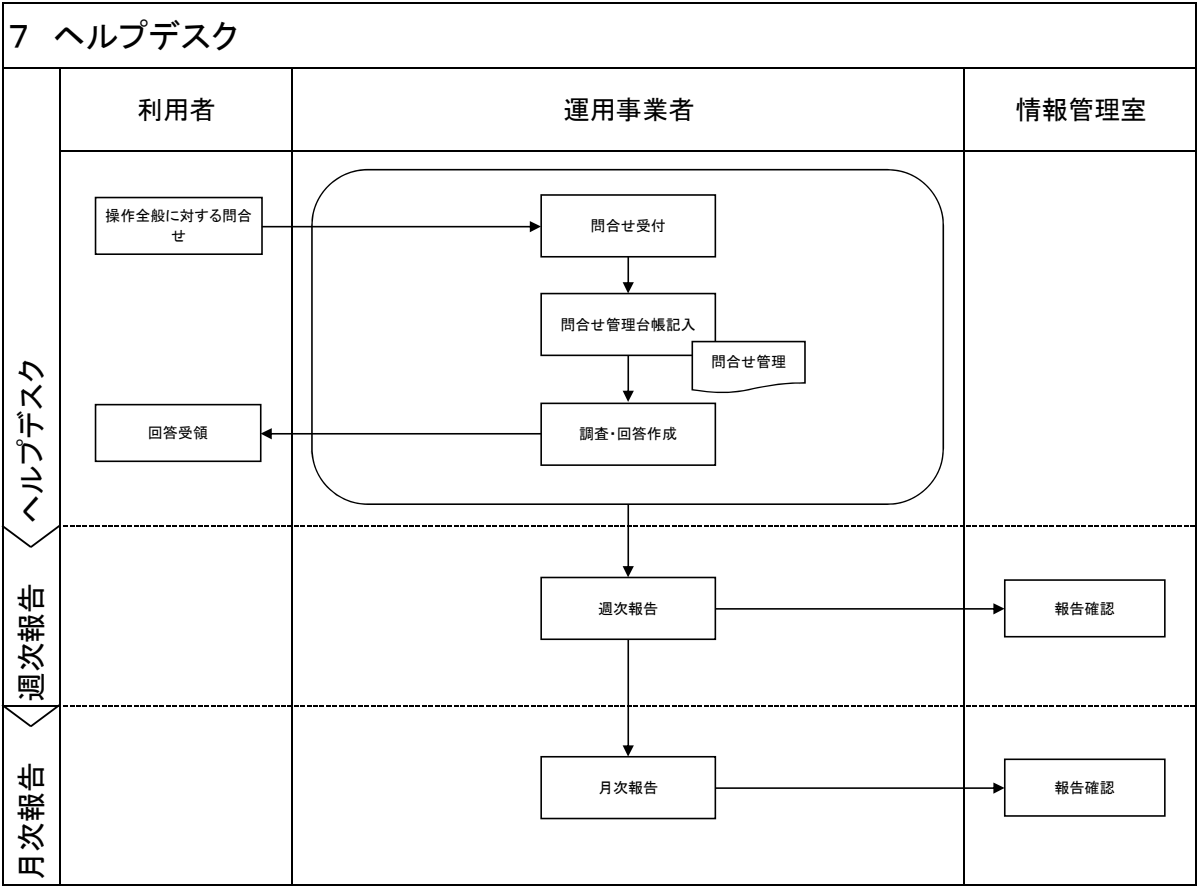
業務フロー及び業務区分



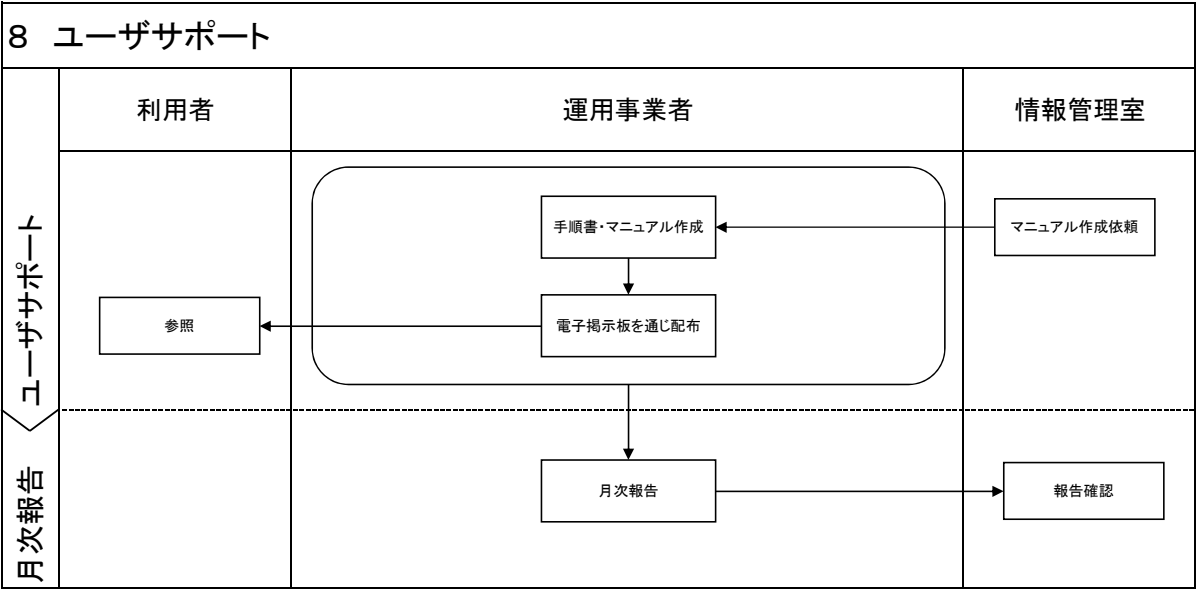
業務フロー及び業務区分



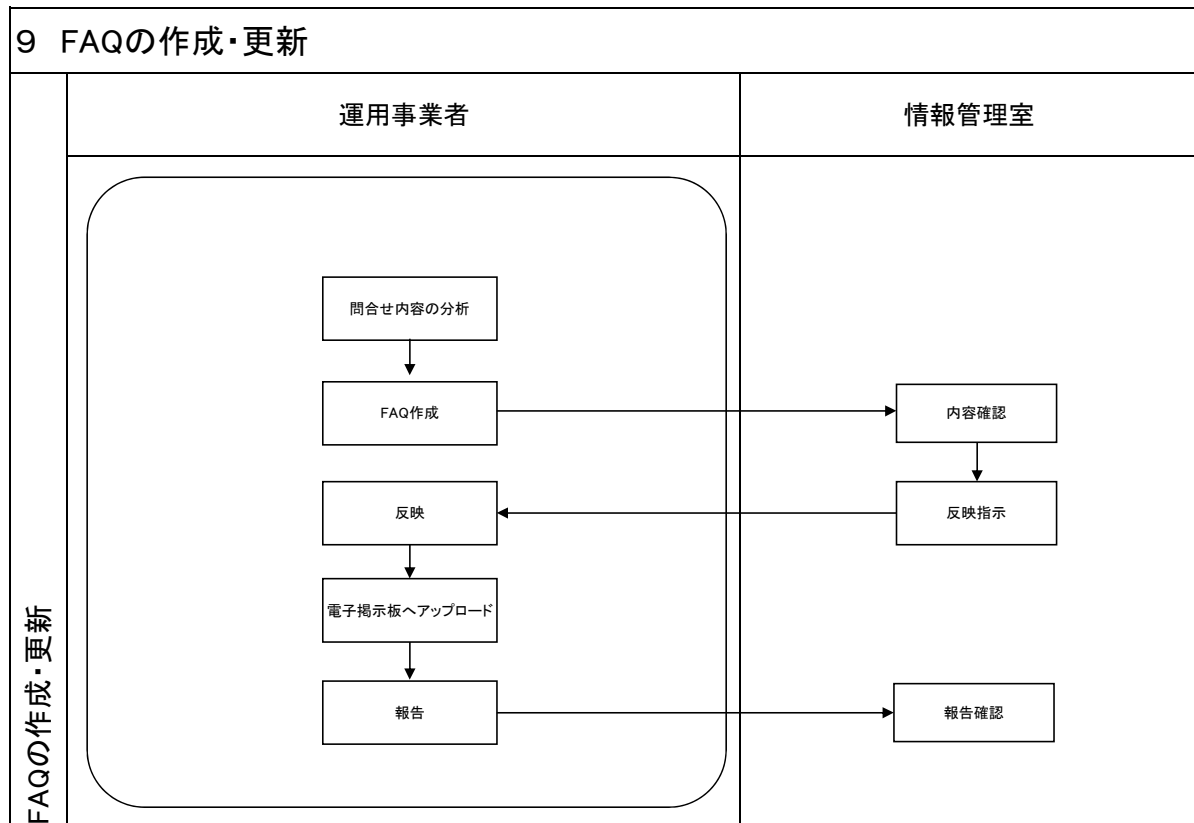
業務フロー及び業務区分



業務フロー及び業務区分



業務フロー及び業務区分



平成 年度農林水産省行政情報システム
ヘルプデスク及びサービスデスク利用満足度調査

このアンケートは、農林水産省行政情報システムに係る運用管理業務について、確保されるべきサービスの質の向上に資するため、
現行のヘルプデスク及びサービスデスク業務に関する満足度を調査するものです。
つきましては、次の4つの質問に対して、それぞれ「満足」から「不満」までのいずれか該当する番号を回答欄に記入してください。
また、それぞれの質問に対して、④やや不満、⑤不満を選択された方はコメント(ご意見・ご要望等)を併せて記入してください。

所属	
----	--

ヘルプデスク及びサービスデスク利用実績がない場合、お手数ですが、周囲の利用者へヒアリングを実施いただき、回答を記入いただきますようお願いいたします。なお、ヒアリングを実施される際は、同じ課室若しくは同じ拠点内の利用者(役職等問いません。)に対して、最低限下記4つの質問項目に関して回答をヒアリングを実施いただき、ご返送をお願いいたします。

No	質問	回答(番号選択)	コメント(ご意見・ご要望等) ④やや不満、⑤不満を選択された方は記入してください
1	ヘルプデスク及びサービスデスクへの問合せから回答までに要した時間について、満足されていますか。 【回答の選択肢】 ① 満足 ② ほぼ満足 ③ 普通 ④ やや不満 ⑤ 不満		
2	ヘルプデスク及びサービスデスクが示した回答及び手順に関する説明の分かりやすさについて、満足されていますか。 【回答の選択肢】 ① 満足 ② ほぼ満足 ③ 普通 ④ やや不満 ⑤ 不満		
3	ヘルプデスク及びサービスデスクが示した回答及び手順の正確性について、満足されていますか。 【回答の選択肢】 ① 満足 ② ほぼ満足 ③ 普通 ④ やや不満 ⑤ 不満		
4	ヘルプデスク及びサービスデスクの対応(言葉遣い、親切さ、丁寧さ等)について、満足されていますか。 【回答の選択肢】 ① 満足 ② ほぼ満足 ③ 普通 ④ やや不満 ⑤ 不満		

上記以外に、ヘルプデスク及びサービスデスクに対してご意見・ご要望等がございましたら記入して下さい。

ご協力ありがとうございました。

農林水産省行政情報システムの運用管理業務
(平成 31 年 3 月～平成 33 年 12 月) に係る
提案書作成要領及び総合評価基準書

平成 30 年 8 月

農林水産省大臣官房

広報評価課

目 次

I	提案書作成要領	1
1	全般	1
2	提案書及び評価項目一覧の記述内容	1
(1)	表紙記載事項	1
(2)	提案社（者）の概要	2
(3)	共同事業体での参加の場合	2
(4)	提案内容	2
(5)	評価項目対応表（評価項目一覧）	2
(6)	書式等	2
3	提案会（プレゼンテーション）	3
II	総合評価基準書	3
1	技術点の評価の手續及び採点の方法	3
(1)	必須項目審査	4
(2)	加点項目審査	4
(3)	技術点の算出方法	5
2	価格点の算出	5
3	総合評価点の算出	5

本提案書作成要領及び総合評価基準書は、「農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年3月～平成33年12月）」の調達に係る業者を公正、公平、適切に選定することを目的として、以下に規定した事項により作成した提案書の提出を求めるとともに、評価事項及び評価基準を示すものである。

I 提案書作成要領

1 全般

- (1) 情報システムの専門家以外にも理解できるよう、分かりやすく平易な表現とすること。
- (2) 業界独自の専門用語を使用する必要がある場合は、注釈を付すこと。
- (3) 提案書として、紙媒体 10 部と、同内容を PDF 形式にて収録した電子媒体(CD-R 又は DVD-R)を 2 部提出すること。

なお、納入媒体及びデータについては、ウイルス等悪意を持ったソフトウェアを混入させないように、提出前に責任を持ってチェックを行うこと。

- (4) 必要に応じて確認及び追加資料の提出を求めることがあるので、提案社（者）はその内容についての説明及び資料提出を行うこと。
- (5) 提案会で、提案書の他にプレゼンテーション用の資料を用いる場合は、提案書と併せて紙媒体 10 部と、同内容を PDF 形式にて収録した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を 2 部提出すること。

なお、納入媒体及びデータについては、ウイルス等悪意を持ったソフトウェアを混入させないように、提出前に責任を持ってチェックを行うこと。

また、プレゼンテーション用資料については、提案書から抜粋した内容とし、提案書と異なる記載をしないこと。

- (6) 上記(3)から(5)において提出された提出資料等は返却しない。また、同提出資料等は、当該調達選定のためだけに使用する。
- (7) 提案に要する経費は、提案社（者）の負担とする。
- (8) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法等の詳細については、入札説明書において記載する。

2 提案書及び評価項目一覧の記述内容

提案社（者）は以下の内容の提案書を提出すること。

(1) 表紙記載事項

提案書の表紙には、以下を記載すること。

ア 表題は「農林水産省行政情報システムの運用管理業務(平成 31 年 3 月～平成 33 年 12 月)に係る提案書」とすること。

イ 提案社(者)の名称、法人番号、所在地、代表者氏名及び社印

ウ 提案書に関する照会先(所属、連絡担当者、電話番号、FAX 番号、電子メール等)を明記すること。

エ 提案書の提出日

(2) 提案社(者)の概要

提案社(者)の概要を紹介するパンフレット等の資料を添付すること。

(3) 共同事業体での参加の場合

共同事業体の結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を提出するとともに、協定書の作成に当たっては、業務分担及びその考え方並びに実施体制についても、明確に記載すること。

(4) 提案内容

ア 提案内容は、別添 1「農林水産省行政情報システムの運用管理業務(平成 31 年 3 月～平成 33 年 12 月)調達仕様書」(以下「調達仕様書」という。)及び別添 6「農林水産省行政情報システムの運用管理業務(平成 31 年 3 月～平成 33 年 12 月)に係る技術評価項目一覧」(以下「技術評価項目一覧」という。)に記載されている評価項目及び評価基準に沿って作成すること。また、提案書の記述に当たっては、調達仕様書の記載事項を踏まえて、実績、事例の列举及び具体的かつ詳細な記述を行うこと。

イ 調達仕様書との対応が分かるように該当ページの右端に連番等を記述した索引シールを付けること。

ウ 添付資料を作成する場合は、資料番号、タイトル、提案書との対応を記載した一覧表を付けること。

(5) 評価項目対応表(評価項目一覧)

技術評価項目一覧は、提案社(者)から提出された提案書等における評価項目に係る記述について、本業務の目的・趣旨に沿い、かつ実行可能なものであるか(必須項目として評価)、また、効果的、効率的なものであるか(加算項目として評価)について審査するものである。

提案書のどの部分が技術評価項目一覧の評価項目と対応しているかについて、対応関係を一覧として取りまとめた評価項目対応表を作成すること。具体的には、評価項目に対応した記述を行っている提案書の該当ページ、項番、添付資料名等を記述すること。

(6) 書式等

ア 使用言語

日本語とする。

イ 書式等

(ア) 用紙等

用紙は A 4 判縦に横書きとする。

ただし、図表等については A 4 判横、A 3 判横の様式も可とする。A 3 版については、提案書の中に折り込むこと。

また、パンフレット、カタログ等を添付する場合は、A3判の範囲内の大きさにすること。

(イ) 書式

項目番号の付け方

編… I

章…… 1

節…… (1)

項…… ア

以下…… (ア)

a

(a)

注1： 上記の項目番号で不足が生じる場合は、適宜設定して差し支えない。

2： 図表番号の付け方は、編番号－連番の形式とし、図表題名を付与すること。

(例) 図 I－1 ○○○○○○○○

表 VI－3 □□□□□□□

(ウ) ページ数

提案書にはページ数の上限を設定しないが、簡潔かつ明瞭に記述すること。

3 提案会（プレゼンテーション）

(1) 提案社（者）はプレゼンテーション形式による提案書の説明を行うこと。

(2) 提案会で、提案書の他にプレゼンテーション用の資料を用いることを可とする（詳細は、I 1（5）参照）。

(3) 出席者はサービスマネージャ、運用管理業務管理者、ヘルプデスク管理者を含む最大6名までとし、作業実施体制と矛盾がないようにすること。

(4) プレゼンテーションは本プロジェクトのサービスマネージャが行うこと。

(5) 質疑応答はサービスマネージャ以外の者が対応することも可とする。

(6) プレゼンテーション時間は20分以内、質疑応答時間は10分程度とする。

(7) 実施日時等の詳細は、提出期限以降に連絡する。

II 総合評価基準書

総合評価は、価格点（入札価格の得点）に技術点（提案内容を評価した得点）を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）をもって行い、価格点と技術点の比率は1：1とする。評価の手続き及び採点の方法は次のとおりとする。

1 技術点の評価の手続き及び採点の方法

技術評価項目一覧の評価項目について、本業務の目的及び趣旨に沿い、かつ実行可能なものであるか（必須項目として評価）、また、効果的、効率的なものであるか（加点項目として評価）について行うものとする。

(1) 必須項目審査

提案書の必須項目に該当する記載内容が最低限の要求要件を満たしているかどうかを審査し、必須項目を全て満たしている場合は合格として基礎点15点を付与し、1つでも満たしていない場合は不合格とする。

なお、必須の要求要件に対する可否の確認に当たっては、文書による意思表示だけに留まり、根拠、実現方法等が不明瞭であるものも不合格とする。

(2) 加点項目審査

上記(1)で合格と判定された提案書の加点項目に該当する記載内容について、①業務の実施方式や要件の実現方式が具体的に提案されているか、②効果的、効率的な実施が期待できる有益な提案があるか、③提案社(者)の実績や知見に基づく創意工夫が盛り込まれているか、という観点から審査し、相対的に評価する。

ア 評価区分(重要度)

各加点項目ごとに重要度を勘案し、「大」、「中」、「小」の3つの評価区分(重要度)に分けるものとする。

イ 採点方法

それぞれの評価区分(重要度)ごとに、以下の4段階の配点を行う。

相対的評価	評価区分(重要度)		
	大	中	小
A 相対的に優れている(3倍)	45点	30点	15点
B 相対的に平均である(2倍)	30点	20点	10点
C 相対的に劣っている(1倍)	15点	10点	5点
D 提案自体がない又は加点としての評価に値しない(提案内容の根拠、実現方法等が不明瞭)もの(0倍)	0点	0点	0点

なお、ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る加点項目の配点は技術点の総配点(1184点)における5%(59点)とし、以下の法定に基づく認定を受けている場合には以下の区分により配点し加点を行う。また、以下の(ア)から(ウ)までのうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。

(ア) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定(えるぼし認定企業)

- a 1段階目 19点 ※1
- b 2段階目 44点 ※1
- c 3段階目 59点
- d 行動計画 11点 ※2

※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。

※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の作成義務がない事業主(常時雇用す

る労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

(イ) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

a くるみん認定企業 35 点

b プラチナくるみん認定企業 55 点

(ウ) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

ユースエール認定 55点

重要度ごとの加点項目とワーク・ライフ・バランス等の推進に係る加点項目は合計で1169点を配点する。

ウ 相対評価の例

(ア) 応札者（甲、乙）の評価が、第1順位＝甲、第2順位＝乙の場合は、甲にA評価、乙にC評価を与える。

(イ) 応札者（甲、乙、丙）の評価が、第1順位＝甲、第2順位＝乙、第3順位＝丙の場合は、甲にA評価、乙にB評価、丙にC評価を与える。

(ロ) 応札者（甲、乙、丙、丁）の評価が、第1順位＝甲、乙、第2順位＝丙、第3順位＝丁の場合は、甲と乙にA評価、丙にB評価、丁にC評価を与える。

(ハ) 応札者が一社の場合、B評価を与える。

(3) 技術点の算出方法

技術点は、基礎点及び加点を合算した値とする。

なお、加点は、加点項目ごとの各評価者の配点の平均を合算した値（小数点以下切り捨て）とする。

$$\text{技術点} = \text{基礎点 (15点)} + \text{加点 (1169点)}$$

2 価格点の算出

以下により価格点を与える。

なお、価格が予定価格の範囲内でない場合は失格とする。

$$\text{価格点} = (1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格})) \times \text{価格点満点 (1184点)}$$

3 総合評価点の算出

以下の総合評価点が最も高い者を落札予定者とする。

なお、総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札予定者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札予定者を決定するものとする。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点 (満点1184点)} + \text{技術点 (満点1184点)}$$

農林水産省行政情報システムの運用管理業務（平成31年 3 月～平成33年12月）に係る技術評価項目一覧

					評価内容					
					＜必須項目＞ 「必須」					
					「仕様を満たしている」：「合格（○）」（配点15点） 「仕様を満たしていない」：「不合格（×）」					
					＜加点項目＞ 「重要度」 （大、中、小）	相対的評価		評価区分（重要度）		
								大	中	小
						A 相対的に優れている（3倍）		45点	30点	15点
						B 相対的に平均である（2倍）		30点	20点	10点
						C 相対的に劣っている（1倍）		15点	10点	5点
					D 提案自体がない又は加点としての評価に値しない（0倍）		0点	0点	0点	
No	調達仕様書該当箇所	要件定義書該当箇所	評価項目	評価基準	提案内容・ポイント	提案書における記述場所	評価区分	合計（最大）	加点基準点	加重（倍）
Ⅰ 提案の前提について										
1	全体	全体	目的、業務・システムの理解度、要件の充足	農林水産省行政情報システム及び統合ネットワークの現状、本調達の目的、期待する効果、調達範囲等を踏まえて本業務の目的及び理解を示したうえで、全ての要件を満たすことが示されているか。			必須	-	-	-
Ⅱ 本調達のスケジュールについて										
2	Ⅵ	-	スケジュール	マイルストーン及び納入成果物の納入期限を踏まえた実行スケジュールが具体的に提示され、妥当な内容となっているか。 特に、本業務準備作業及び平成31年度更改に係る準備作業について具体的に示されており、妥当な内容となっているか。			中	30	10	0～3
Ⅲ 作業の実施内容について										
Ⅲ-1 本業務準備作業について										
3	VⅢ 1(1)	-	業務実施計画書の作成	業務実施計画書の記載方法及び記載すべき内容を正しく理解した上で、業務実施計画書の案を提示しているか。			小	15	5	0～3
4	VⅢ 1(2)	-	中長期運用・保守作業計画の確定支援	中長期運用・保守作業計画の記載すべき内容を正しく理解した上で、具体的な運用作業の内容や実施時間、実施サイクル等に関する資料を作成することが示されているか。			小	15	5	0～3
5	VⅢ 1(3)、(4)	-	不正アクセス監視機器（IPS）に係る設計、構築、単体テスト、結合テスト	IPSに係る設計、構築、単体テスト、結合テストについて、内容を十分に理解し、実施内容の提案が具体的に示され、有効な内容となっているか。 特に、IPSに係る設計、構築、テスト（IPSを含む総合テスト項目の開始時期を含む）が本業務全体のスケジュールを考慮したタイミングであることが示されているか。			大	45	15	0～3
6	VⅢ 1(5)	-	総合テスト、受入テスト及び仮運用	第2次統合に係る総合テスト、受入テスト及び仮運用について、内容を十分に理解し、実施内容の提案が具体的に示され、有効な内容となっているか。			大	45	15	0～3
7	VⅢ 1(6)	-	第2次統合に係る引継ぎ	第2次統合に係る引継ぎについて、提案者の知見・経験が反映され、定められた期間の中で効率的かつ効果的に実施するための具体的な提案があるか。			大	45	15	0～3
Ⅲ-2 平成31年度更改に係る準備作業について										
8	VⅢ 3(1)	-	平成31年度更改に係る運用設計支援業務	平成31年度更改に係る運用設計支援業務について、内容を十分に理解し、実施内容の提案が具体的に示され、有効な内容となっているか。			中	30	10	0～3
9	VⅢ 3(2)	-	平成31年度更改に係る総合テスト、受入テスト及び仮運用	平成31年度更改に係る総合テスト、受入テスト及び仮運用について、内容を十分に理解し、実施内容の提案が具体的に示され、有効な内容となっているか。			大	45	15	0～3
10	VⅢ 3(3)	-	平成31年度更改に係る引継ぎ	平成31年度更改に係る引継ぎについて、提案者の知見・経験が反映され、効率的かつ効果的に実施するための具体的な提案があるか。			小	15	5	0～3
Ⅲ-3 運用管理業務について										
11	-	-	第2次統合及び平成31年度更改における移行直後の業務	第2次統合及び平成31年度更改における移行直後の業務について、職員の負担軽減を考慮しつつ、提案者の知見・経験や方法論を踏まえた提案が具体的に示され、有効な内容となっているか。			中	30	10	0～3
12	VⅢ 2	Ⅲ2	サービスデスク業務	サービスデスクの作業内容を十分に理解し、提案者の知見・経験や方法論を踏まえた効果的な手法が記述されているか。 また、その内容が有益であるか。			大	45	15	0～3
13		Ⅲ3	ヘルプデスク業務	ヘルプデスク業務内容を十分に理解し、提案者の知見・経験や方法論を踏まえた効果的な手法が記述されているか。 また、その内容が有益であるか。			大	45	15	0～3
14				ヘルプデスクの立地、設備要件、問合せ用電話回線、問合せ管理基盤等について具体的な提案があるか。			中	30	10	0～3
15		Ⅲ4	情報セキュリティ管理業務	情報セキュリティ管理業務の内容を十分に理解し、提案者の知見・経験や方法論を踏まえた効果的な手法が記述されているか。 また、セキュリティに対する組織的な対応が記述されているか。なお、その内容が有益であるか。			大	45	15	0～3
16		Ⅲ5	監視業務	監視業務の内容を十分に理解し、提案者の知見・経験や方法論を踏まえ、他事業者との関連を考慮した効果的な手法が記述されているか。また、その内容が有益であるか。			中	30	10	0～3
17				監視センタの立地、設備要件等について具体的な提案があるか。			中	30	10	0～3

No	調達仕様書該当箇所	要件定義書該当箇所	評価項目	評価基準	提案内容・ポイント	提案書における記述場所	評価区分	配点配分		
								合計(最大)	加点基準点	加重(倍)
18		Ⅲ 6	保守業務	保守業務の内容を十分に理解し、提案者の知見・経験や方法論を踏まえ、他事業者との関連を考慮した効果的な手法が記述されているか。また、その内容が有益であるか。			中	30	10	0～3
19		Ⅲ 7	構成管理業務	農林水産省行政情報システムを十分理解し、パッチ適用を含む構成変更作業による業務への影響を最小限とするような手法の提案があるか。 また、LANシステムを含めた設計ドキュメントを管理するための具体的な手法が記述されているか。また、その内容が農林水産省にとって有益であるか。			大	45	15	0～3
20		Ⅲ 8	性能管理業務	性能管理業務の内容を十分に理解し、提案者の知見・経験や方法論を踏まえ、他事業者との関連を考慮した効果的な手法が記述されているか。 また、その内容が有益であるか。			中	30	10	0～3
21		Ⅲ 9	サービスレベル管理業務	行政情報システム全体のSLAを管理し、行政情報システム構築事業者、統合ネットワーク事業者それぞれのSLAを管理するための具体的な手法が記述されているか。また、その内容が有益であるか。			中	30	10	0～3
22				運用管理業務のSLA（案）が農林水産省の求めるサービスレベルに照らして十分な内容となっているか。			中	30	10	0～3
23		Ⅲ 10	データバックアップ管理業務	データバックアップ管理業務の内容を十分に理解し、提案者の知見・経験や方法論を踏まえ、他事業者との関連を考慮した効果的な手法が記述されているか。 また、その内容が有益であるか。			小	15	5	0～3
24		Ⅲ 11	障害対応業務	障害対策業務の内容を十分に理解し、提案者の知見・経験や方法論を踏まえ、他事業者との関連を考慮した対応フローや効果的な手法の提案があるか。 また、その内容が有益であるか。			中	30	10	0～3
25		Ⅲ 12	サイバー攻撃対策業務	標的型攻撃検知、隔離機器及び次世代ファイアウォールの監視業務の内容を十分に理解し、提案者の知見・経験や方法論を踏まえ、他事業者との関連を考慮した効果的な手法が記述されているか。 また、その内容が有益であるか。			中	30	10	0～3
26				プロキシサーバのログ、ドメインサーバの認証ログ、証跡管理システムのログについて、解析・支援業務の内容を十分に理解し、提案者の知見・経験や方法論を踏まえ、他事業者との関連を考慮した効果的な手法が記述されているか。 また、その内容が有益であるか。			中	30	10	0～3
27		Ⅲ 13	脆弱性対策業務	脆弱性対策について業務の内容を十分に理解し、提案者の知見・経験や方法論を踏まえ、他事業者との関連を考慮した効果的な手法が記述されているか。 また、その内容が有益であるか。			小	15	5	0～3
28		Ⅲ 14	BCP対応業務	災害時の業務の内容を十分に理解し、提案者の知見・経験や方法論を踏まえ、効果的な手法が記述されているか。 また、その内容が有益であるか。			中	30	10	0～3
29		Ⅲ 15	職員教育支援業務	教材の作成や教育実施方法について、職員の負担軽減を考慮しつつ、十分な教育を可能とするための提案が具体的に示され、有効な内容となっているか。			中	30	10	0～3
30		Ⅲ 16	報告業務	本業務における報告事項等を理解し、月次等で実施される定例会議及び報告会等における実施内容の提案が具体的に示され、有効な内容となっているか。			小	15	5	0～3
31	XI 4(1)、(2)	Ⅲ 1	作業の管理	業務を円滑に進めるために必要なプロジェクト管理の各プロセス（進捗管理、品質管理、課題管理、文書管理、コミュニケーション、リスク管理等）が具体的に示され、効果的・効率的な方法となっているか。 特に、スケジュールを遅延させないための効率的な業務の進め方や遅延発生時の対策が示されているか。 本業務を遂行する組織・体制におけるセキュリティ対策が具体的に示され、妥当な内容となっているか。			大	45	15	0～3
Ⅳ 作業体制及び応募者に求める条件について										
32	XI 1(1)、(2)、(3)	-	作業実施体制、作業員に求める資格等	作業体制図及びプロジェクト期間中の要員計画・人数、役割等が示されているか。			大	45	15	0～3
33	XI 21(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)	-		各要員の具体的な氏名とその経歴が提示されているか。 また、調達仕様書に定める資格以外に本業務遂行に有益な経験・スキルを有しているか。			大	45	15	0～3
34	-	-	事業者の実績・能力	提案者が社として保有する能力や過去5年以内の実績（保有する資格等の難易度や数、実績の件数）は本業務を実施する上で十分か。また、保有する能力や実績が分かる資料を添付すること。			中	30	10	0～3

No	調達仕様書該当箇所	要件定義書該当箇所	評価項目	評価基準	提案内容・ポイント	提案書における記述場所	評価区分	配点配分		
								合計(最大)	加点基準点	加重(倍)
35	-	-	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下(1)～(3)の法令に基づく認定を受けているか。 (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定(えるぼし認定企業) ・1段階目 19点 ※1 ・2段階目 44点 ※1 ・3段階目 59点 ・行動計画 11点 ※2 ※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・くるみん認定企業35点 ・プラチナくるみん認定企業55点 (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 ・ユースエール認定55点 ※3 (1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う			-	59	-	-
V その他										
36	-	-	プレゼンテーション	プレゼンテーションの説明の内容が明確であり、また、提案書の内容と齟齬がなく、分かりやすかつ的確な提案の説明となっているか。 プロジェクト推進のノウハウや経験を踏まえ、質疑応答内容が的確かつ明確であり、本業務を確実に遂行する能力があると特に期待できるか。			小	15	5	0～3
37	-	-	その他	その他農林水産省にとって有益な提案があるか。			中	30	10	0～3
							大	11	基礎	15
							中	17	加点	1169
							小	7	合計点	1184

別添 7

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費（税抜き）

(単位：千円)

			平成27年度	28年度	29年度
	人件費	常勤職員	—	—	—
		非常勤職員	—	—	—
	物件費		—	—	—
	請負費	役務	54,200	216,779	216,779
		機器・回線リース料	6,122	24,487	24,487
		設計・構築費	—	—	—
		その他	584	2,334	2,334
	計(a)		60,906	243,600	243,600
参考値	減価償却費	—	—	—	
	退職給付費用	—	—	—	
(b)	間接部門費	—	—	—	
(a) + (b)		60,906	243,600	243,600	

(注記事項)

(1) 農林水産省では入札対象である事務・事業の全部を外部委託により実施しており、上記経費各欄の金額は契約金額（一般競争入札の落札金額）である。

(2) 上記「計(a)」は、別添2「農林水産省組織図」の第1次統合拠点である、農林水産省本省、農林水産政策研究所、農林水産研修所、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター、林野庁森林管理局・森林管理署等、水産庁漁業調整事務所・官船及び九州農政局本局の各行政情報システムの運用管理に係る経費である。今回実施する民間競争入札の対象範囲は、第2次統合拠点も含めた範囲となるため注意する。
なお、農林水産省本省については平成25年度から民間競争入札を実施している。

(3) 27年度は平成28年1月から3月の3か月間の実績である。

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	27年度	28年度	29年度
プロジェクト管理要員	サービスマネージャ3名	サービスマネージャ3名	サービスマネージャ1名
	運用管理業務管理者 常駐2名	運用管理業務管理者 常駐2名	運用管理業務管理者 常駐2名
運用管理業務要員	常駐5名、非常駐3名	常駐6名	常駐7名
セキュリティ管理支援要員	常駐3名	常駐3名	常駐3名
ヘルプデスク要員	常駐7名、非常駐3名	常駐10名、非常駐3名	常駐8名、非常駐3名

上記の要員数は、今回実施する民間競争入札の対象範囲である、別紙2「農林水産省組織図」農林水産省本省、農林水産政策研究所、農林水産研修所、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター、林野庁森林管理局・森林管理署等、水産庁漁業調整事務所・官船及び九州農政局本局の各行政情報システムの運用管理に係る要員数である。

(業務従事者に求められる知識・経験等)

(1) プロジェクト管理業務において運用管理業務の統括責任者として設置する、サービスマネージャに関する要件
サービスマネージャとして、以下のア又はイ及びウのいずれかを満たす者を従事させること。

① 情報システムの運用又は保守のプロジェクト管理経験を8年以上有すること。

② 情報システムの運用又は保守のプロジェクト管理経験を4年以上有すること。

③ 独立行政法人情報処理推進機構のITスキル標準ITサービスマネジメントの各スキル項目について、スキル熟達度レベル4以上に相当すること。

(2) プロジェクト管理業務において運用管理業務の現場責任者として2名設置する、運用管理業務管理者に関する要件
運用管理業務管理者2名のうち1名は常駐とし、次のいずれかを満たす者を従事させること。

① システム運用管理業務に5年以上従事した経験を有し、当該運用管理業務においてプロジェクトリーダーに3年以上従事した経験を有すること。

② システム運用管理業務に3年以上従事した経験を有し、当該運用管理業務においてプロジェクトリーダーに1年以上従事した経験を有すること、かつ、ITIL Foundation又は同等の資格を有していること。

- (3) 常駐の運用管理業務要員及びユーザサポート要員に関する要件
農林水産省本省に以下のアからオまでの専門技術を有する者をそれぞれ1名以上、必要人数常駐させること。なお、①の要件については全ての者が要件を満たすこと。
① システム運用業務に1年以上従事した経験を有すること。
② Microsoft社製Windows Serverでのシステム開発業務又は運用管理業務に2年以上従事した経験を有する要員を配置すること。
③ Linuxでのシステム開発業務又は運用管理業務に2年以上従事した経験を有する要員を配置すること。
④ ネットワークに関する以下のいずれかの要件を満たす運用管理業務要員を配置すること。
ア ネットワーク機器、ファイアウォール機器等に熟知し、ネットワークの設計業務又は運用管理業務に2年以上従事した経験を有すること。
イ ネットワーク機器、ファイアウォール機器等に熟知し、ネットワークの設計業務又は運用管理業務に1年以上従事した経験を有すること。また、Cisco社のCisco Certified Entry Networking Technician (CCENT) 又はCisco Certified Network Associate (CCNA) の資格を有し又はCisco社が認定する同資格と同等レベルの資格を保有していること。
⑤ グループウェアシステムの運用経験を2年以上有する運用管理業務要員を配置すること。
- (4) 常駐の情報セキュリティ支援要員に関する要件
情報セキュリティインシデントの対処に当たっては、以下のいずれかの資格を有する者を含む体制の下で実施すること。
① (ISC)2の情報セキュリティプロフェッショナル認定資格「CISSP」
② 日本行政情報セキュリティプロフェッショナル認定資格「JGISP」
③ 米国SANS Institute社の情報セキュリティ認定資格「GIAC」
④ 米国Guidance Software社の認定資格「EnCase Certified Examiner」(EnCE)
⑤ 米国AccessData社の認定資格「AccessData Certified Examiner」(ACE)
⑥ ISACA(情報システムコントロール協会)の認定資格「CISA」
⑦ 独立行政法人情報処理推進機構の情報セキュリティスペシャリスト資格の合格者
- (5) 常駐のヘルプデスク要員に関する要件
① ヘルプデスク管理者は、システムヘルプデスクのマネジメントに3年以上従事した経験及び以下の資格のいずれか又は同等の資格を有する者を配置すること。
ア COPC社のCOPC登録コーディネータ試験の合格者
イ 日本コンタクトセンター教育検定協会のコンタクトセンター検定プロフェッショナル資格試験の合格者
ウ 独立行政法人情報処理推進機構のITサービスマネージャ試験の合格者
エ 独立行政法人情報処理推進機構のプロジェクトマネージャ試験の合格者
② ヘルプデスク要員は、システムヘルプデスク業務に1年以上従事した経験を有すること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

年間を通じてほぼ一定の業務量があるほか、4月及び10月の人事異動時期の前後においては、人事異動に伴うユーザ登録、ソフトウェア導入等の申請受付・対応やシステム利用等に係る問合せ対応が集中する。

平成27年度

(単位: 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
障害対応										21	3	1	25
セキュリティ対応										115	133	159	407
ヘルプデスク	問合せ対応									2,175	1,451	1,471	5,097
	申請受付・対応									2,002	1,718	3,788	7,508

平成28年度

(単位: 件)

平成26年度													平成27年度		計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
障害対応		1	0	0	8	9	0	1	0	1	0	1	1	22	
セキュリティ対応		76	96	92	65	64	84	48	40	59	60	36	60	780	
ヘルプデスク	問合せ対応	2,198	1,106	1,186	974	1,040	1,160	1,789	991	751	851	757	1,013	13,816	
	申請受付・対応	3,747	1,415	1,750	1,163	1,157	2,349	3,704	1,951	1,490	1,442	1,414	2,920	24,502	

平成29年度

(単位: 件)

平成28年度													平成29年度												
													4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
障害対応													1	0	1	1	0	0	0	0	1	4	3	0	11
セキュリティ対応													55	65	63	79	57	57	68	67	80	36	38	58	723
ヘルプデスク	問合せ対応												1,728	1,060	1,067	1,047	941	816	1,339	709	670	815	765	1,205	12,162
	申請受付・対応												3,296	1,439	1,587	1,698	1,608	1,667	1,734	958	1,150	1,021	1,029	2,812	19,999

(注記事項)

上記の実績は、今回実施する民間競争入札の対象範囲である、農林水産省本省、農林水産政策研究所、農林水産研修所、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター、林野庁森林管理局・森林管理署等、水産庁漁業調整事務所・官船及び九州農政局本局の各行政情報システムの運用管理に係る実績である。

なお、27年度は平成28年1月から3月の3か月間の実績である。

3 従来の実施に要した施設及び設備				
(施設及び設備) (1) 施設 ① 農林水産省本省内の電子計算機室及びサービスデスク室 ② 事業者の施設(データセンタ、ヘルプデスク拠点、監視拠点) (2) 設備 ① 業務に必要なとなる電気・通信設備 ② 農林水産省からの貸与として、業務に必要な機器(執務用什器類、LAN端末約30台、プリンタ2台、内線電話10台、その他の機材)、備品及び消耗品				
(注記事項) 上記施設、設備等は、農林水産省本省内で運用管理業務を行う範囲において無償貸与。 (光熱費及び通信料含む。)				
4 従来の実施における目的の達成の程度				
SLA評価事項	測定指標	27年度	28年度	29年度
主要サービスの稼働率	計画的な停止時間を除き、主要サービスである「メールサービス」、「インターネット接続サービス」及び「ファイル共有サービス」の稼働率は99.9%以上を保証すること。	100%	100%	100%
目標復旧時間	主要サービスの稼働率を踏まえた各サービス毎の目標復旧時間は、1か月当たり40分程度であること。	—	—	—
ヘルプデスク利用満足度調査	ヘルプデスク利用者に対して満足度のアンケートを実施し、各項目の平均スコアにおいて基準スコア(75点)以上を維持すること。	—	76点	86点
(注記事項) (1) 目標復旧時間は、主要サービスの稼働率が100%(主要サービスの停止は一度もなし。)であり、復旧に至る事案がなかった。 (2) ヘルプデスク利用満足度調査(「別添4 ヘルプデスク利用満足度調査」)については、ヘルプデスク及びサービスデスクの利用者に対して4つの項目(①問合せから回答までに要した時間、②回答及び手順に関する説明の分かりやすさ、③回答及び手順の正確性及び④ヘルプデスクの応対(言葉遣い、親切さ、丁寧さ等))の満足度についてアンケートを実施(年1回)し、各項目につき、「満足」(配点100点)、「ほぼ満足」(同80点)、「普通」(同60点)、「やや不満」(同40点)又は「不満」(同0点)の回答を得て、その平均スコア(100点満点)を算出した。 (3) 平成27年度(平成28年1月～3月)のヘルプデスク利用満足度調査は実施していない。				
5 従来の実施方法等				
(1) 従来の実施方法(業務フロー図等) 別添3「業務フロー及び業務区分」のとおり (2) 組織図(業務対象範囲) 別添2「農林水産省組織図」のとおり				
(注記事項) (1) 現行の農林水産省行政情報システムの運用管理業務に関する詳細な情報は、入札公告期間中に農林水産省本省において、以下の資料を閲覧することができるものとする。 ① 現行システムの設計書、運用手順書、操作手順書、報告書等の資料 ② 次期システムのハードウェア一覧、ソフトウェア一覧、設計書、行政情報システムのデータセンタの所在地等の資料(構築段階のため、設計書は提示可能な範囲なものに限る。) (2) 上記(1)に示す資料のほか、情報セキュリティに関する情報は契約後速やかに開示する。				